



かんぽ生命

定期年金保険



ご契約のしおり・約款

即時定期年金 | 据置定期年金

この「冊子」は、ご契約に関する大切な事項を記載していますので、
ぜひご一読ください。



お客さまとともに未来を見つめて 「最も身近で、最も信頼される保険会社」

当社(かんぽ生命)は、日本郵政グループの保険会社です。

当社の経営理念である「お客さまとともに未来を見つめて
『最も身近で、最も信頼される保険会社』を目指します。」のもと、
大正5年に創設された「簡易生命保険」の
「簡易な手続きで、国民の基礎的生活手段を保障する。」という
「社会的使命」(伝統)を受け継ぎつつ、
日本郵政グループの1つである、郵便局(郵便局株式会社)と連携をし、
常にお客さまの立場に立って、
分かりやすく利用しやすい商品・サービスの提供に努めてまいります。
引き続きご支援・ご愛顧のほど、よろしくお願いします。



社」を目指します。



あなたの人生に、さまざまな安

ライフプランの描き方は、人それぞれ。そしてライフステージごとで「必要なこと」万が一のとき、病気やケガによる入院、将来の夢に向けての資金づくりや老後の暮かんぱ生命は、お客様のリスクを支え、夢の実現を強力にバックアップします。



未来への資金準備と万が一の保障に

万が一のときの保障と満期のときの楽しみを兼ね備える養老保険。無事に満期を迎えたときには満期保険金をお受け取りになれるので、将来に向けた計画的な資産づくりの手段としても役立てられます。また、慢性疾患（糖尿病・高血圧・がんまたは肉しゅ）の治療を受けていても、日常生活を支障なく過ごしている方を対象とした特定養老保険もあります。

割安な保険料で一定期間の保障に

割安な保険料で大きな保障が得られる普通定期保険。万が一のときの保障を、小さい負担で得たい方にお勧めです。

ゆとりある老後のために

老後の安定した生活資金の準備にお役立ていただける年金保険。年金を一生涯を通じて受けることや公的年金支給までのつなぎなど、年金を一人ひとりのニーズに合わせた商品で第二の人生をサポートします。

それぞれの人生に、

心と、夢を。

や「備えたいこと」は変化していくものです。
らしへの備え…

一生涯の大きな安心の確保に

ご家族の毎日の暮らしはもちろん、すくすくと成長する子供たちの未来、住宅ローンの返済など、主たる生計維持者にかかる責任は大きくなります。未来に不安なく暮らすために、生涯にわたって、万が一の備えをお勧めします。

お子さまの教育資金の準備に

学資保険は大切なお子さまの、高校や大学などへの進学時に必要となる資金づくりや、ご契約者(親など)に万が一のことがあったとき、以後の保険料が免除され、残された家族の生活を支えます。

病気やケガでの入院への備えに

病気やケガは、いつ何時起こるかわからないもの。そんなときに医療に対する保障があれば、安心して治療に専念できます。



そ れ ぞ れ の か ん ぽ 。



「ラジオ体操」で始まる、

かんぽ生命は暮らしの安心をお届けするとともに、みなさまの健康づくりを応援しています。

Q あの「ラジオ体操」と、かんぽ生命って関係あるの？

A 1928年にかんぽ生命の源流にあたる当時の逓信省簡易保険局が、日本人の体格向上や健康増進のために「国民保健体操」を制定し、11月1日午前7時、NHKラジオで放送したのが「ラジオ体操」の始まりです。



「国民保健体操」(昭和4年)

Q だれが、考えたの？

A 「ラジオ体操」の導入を推進したのは、逓信省簡易保険局の課長だった猪熊貞治さんと進藤誠一さん。日本で1916年から始まった簡易保険事業の発展・研究のために、アメリカ視察に出向いた2人は、メトロポリタン生命保険会社が1925年から採用した「ラジオ体操」を知り、日本での放送開始を提唱したのです。



「ラジオ体操の会」
昭和5年から「ラジオ体操の会」が東京
神田で始まり、全国規模に(昭和6年)

Q 昔も、みんなでそろって体操したの？

A 「ラジオ体操」が始まった1928年当時のラジオ普及率は、3%程度でした。1930年、東京・神田万世橋署の面高巡査は「ラジオ体操の会（子どもの早起き大会）」を開き、ラジオの前に集まった地元の人たちと一緒に体操をしました。その後、このスタイルが全国へと広がり、ラジオ体操の普及へつながっていきます。今でも、子ども会やラジオ体操愛好会など、地元に密着した「ラジオ体操」が各地で行われています。



ラジオ体操チラシ

日本の朝



Q 「ラジオ体操」の「第一」「第二」って、何が違うの？

A 老若男女を問わず、誰でもできることにポイントをおいた体操が「第一」。「第二」は、「第一」より運動量を増やし、体力・筋力の強化にポイントがおかされました。「第一」は1951年、「第二」は1952年に体操の内容を再構成し、現在に至っています。また、1999年には、年齢、性別、障がいの有無を問わず、すべての方々が楽しく安心してできる体操として、「みんなの体操」が加わりました。

Q 巡回ラジオ体操・みんなの体操会って何？

A 1953年から始まった夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会。7月20日から8月31日までの43日間、全国各地の小学校や公園など43会場から、ラジオ体操の模様をラジオで生中継し、「全国のみなさん、おはようございます」と呼びかけます。また夏の期間以外にも、特別巡回として全国10会場程度で開催します。



平成21年
ラジオ体操 出席カード

Q 1000万人ラジオ体操・みんなの体操祭って何？

A “1000万人にもおよぶ人々と一緒にラジオ体操をしよう”と、1962年から「1000万人ラジオ体操・みんなの体操祭」を毎年1回開催しています。会場に全国から集合した多くの人々と、テレビやラジオを通じて一緒に「ラジオ体操」をします。ラジオ体操制定80周年記念を迎えた2008年は、このほかにもラジオ体操80周年の記念展示や写真コンクール（全国ラジオ体操連盟主催。かんぽ生命、NHK共催。）を実施しました。



ラジオ体操80周年記念
第47回 1000万人ラジオ体操・みんなの体操祭



ラジオ体操80周年記念写真コンクール
グランプリ入賞作品「ラジオ体操 健康家族」
(池田秀雄氏撮影)

はじめに

「ご契約のしおり・約款」を受け取りになられたお客さまに



この冊子の内容は、次の2つの部分に分かれています。

ご契約のしおり
(12~64ページ)

契約内容(約款)のなかでも、ぜひ知っておいていただきたい重要な事項をわかりやすく説明しています。
詳細は約款をご覧ください。

約款
(65~194ページ)

契約から保険期間の満了、保険金の支払いまでのとりきめを記載したものです。

「ご契約のしおり」の手引き

本冊子「ご契約のしおり」では、お客さまの契約に関する重要なお知らせを掲載しております。下記の点を参考に、本冊子をお読みください。



知りたいことが
書かれている
ページを探すときは…



分からないことばが
あったときは…

ページ順に探す

➡ 「目次」 8・9ページ

➡ 「用語解説」 196~198ページ

目的で探す

➡ 「こんなときには?」 10・11ページ

この冊子は、平成23年4月現在の取扱いを説明しております。不明な点がありましたら、その時点での最新の取扱いを案内しますので、「問い合わせ窓口」200ページにお問い合わせください。



「ご契約のしおり」本文の見かた <この見本はイメージです。>

5 保険料の払込みが難しい場合

保険料の都合がつかない場合でも、契約を有効に継続する方法があります。

▶ 一時的に保険料の都合がつかないとき

●保険料振替貸付 ①
一定の範囲内の保険料に相当する金額の貸付けを受けていただき（利息をいただきます。）、これを保険料に充当する方法です。

▶ 保険料の負担を軽くしたいとき

①保険金額の減額変更 ②
保険金額および特約保険金額を減らすことで、以後の保険料を少なくする方法です。

②特約の解約 ③
特約を解約することで、以後の保険料を少なくする方法です。この場合、解約された特約の保障はなくなります。


▶ 保険料の払込みを中止して契約を有効に継続したいとき

●保険料の払込みの中止（保険料払済契約への変更）④
保険料の払込みを中止し、それまでいただいた保険料に見合う額に保険金額を減額する方法です。

△ ご注意

- 上記の「保険金額の減額変更」や「保険料の払込みの中止（保険料払済への契約変更）」については、現在の基本契約が契約日を含めて2年以上継続している場合に利用できます。
- それぞれの方法の利用に際しては、当社の定めた条件の範囲での取扱いとなります。

74

ページ番号

大タイトル

「目次」のある項目がタイトルになっております。

見出しコピー

そのページの記載内容を簡単にまとめたものです。

小タイトル

大タイトル以下の、さらに項目分けしたタイトルです。

ご注意

特に注意いただきたい事項を説明しています。

欄外のマークについて

次のようなものがあります。

00P 参照

・関連する情報が記載されているページを案内しています。

HP 参照

・関連するホームページを案内しています。

目次

ご契約のしおり部分

・この冊子の手引き	6ページ
・こんなときには?	10ページ
・用語解説	196ページ
・問い合わせ窓口	200ページ

契約に際して	1 当社と郵便局との関係	12ページ	
	2 当社の商品を取り扱う生命保険募集人	13ページ	
	3 健康状態などの告知	14ページ	
	4 年金・特約保険金の加入限度額	16ページ	
	5 契約の保障（責任）の開始時期	17ページ	
	6 クーリング・オフ制度	18ページ	
	7 現在の契約の解約・減額を前提とした、 新たな契約の申込みを検討されているお客さまへ	20ページ	
	8 当社からの契約内容などの確認	20ページ	
	9 申込み手続きの際の注意点	21ページ	
特長としくみ	1 定期年金保険（新定期年金保険）	22ページ	
	年金や入院保険金などの 請求	1 年金や入院保険金などの請求方法 指定代理請求制度	24ページ 26ページ
2 基本契約の保障内容 定期年金保険（新定期年金保険）		28ページ	
3 特約の保障内容		1.特約の共通事項	29ページ
		2.無配当傷害入院特約の保障内容	33ページ
		3.無配当疾病傷害入院特約の保障内容	34ページ
		4.災害特約の保障内容	35ページ
4 年金や入院保険金などを支払いできない場合		36ページ	
		5 保険金を支払いできる事例と支払いできない事例	42ページ
保険料の払込み 【据置定期年金保険（分割払）に限り ます。】			1 保険料の払込方法
	2 保険料の前納払込み	45ページ	

保険料の払込み 【据置定期年金保険（分割払）に限ります。】	3 保険料の払込猶予期間と契約の失効	45 ページ
	4 契約の復活	46 ページ
	5 保険料の払込みが難しい場合	47 ページ
契約後の取扱い	1 住所などの変更にともなう各種手続き	48 ページ
	参考 当社ホームページで手続き可能な取扱い	48 ページ
	2 契約者貸付制度	49 ページ
	3 契約者配当金	50 ページ
	4 契約の解約と返戻金	51 ページ
	5 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ	52 ページ
	6 ご契約者をはじめとした関係者の保護	53 ページ
生命保険と税金	1 生命保険料控除	54 ページ
	2 年金の税法上の取扱い	56 ページ
	3 入院保険金などの税法上の取扱い	56 ページ
個人情報および制度の案内	1 個人情報の取扱い	58 ページ
	2 他の生命保険会社などとの 保険契約などに関する情報の共同利用 1.契約内容登録制度、契約内容照会制度 2.支払査定時照会制度	59 ページ 60 ページ
	3 生命保険契約者保護機構	62 ページ
	4 日本郵政グループ行動憲章	64 ページ
	身体部位の名称	195 ページ

約款部分

普通保険約款	○即時定期年金保険普通保険約款	66 ページ
	○据置定期年金保険普通保険約款	75 ページ
特約条項	○災害特約条項	92 ページ
	○無配当傷害入院特約条項	127 ページ
	○無配当疾病傷害入院特約条項	156 ページ
特則条項	○口座払込みに関する特則条項	189 ページ
	○指定代理請求特則条項	191 ページ

こんなときには？

組織

こんなときに…

こちらのページをご覧ください

かんぽ生命保険と
郵便局との関係は？

→ 当社と郵便局との関係

12
ページ

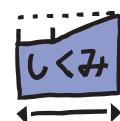
→ 当社の商品を取り扱う
生命保険募集人

13
ページ

申込みに際して

この保険商品の特長は？

→ 特長としくみ



22
ページ

クーリング・オフ
(申込みの撤回) をしたい

→ クーリング・オフ制度

18
ページ

告知とは、なに？
【無配当疾病傷害入院特約を付加するとき】

→ 健康状態などの告知
【無配当疾病傷害入院特約を付加するとき】

14
ページ

保障は、いつから開始するの？

→ 契約の保障（責任）の開始時期

17
ページ

年金や入院保険金の受け取り

入院保険金などの受け取りができる場合は？

→ 特約の保障内容



29
ページ

年金や入院保険金などの受け取りができない場合は？

→ 年金や入院保険金などを支払いできない場合

36
ページ

年金や入院保険金などの請求方法は？

→ 年金や入院保険金などの請求方法

24
ページ

こんなときに…

こちらのページをご覧ください

住所や名前が変わった

→ 住所などの変更にともなう各種手続き

48
ページ保険証券や
保険料払込証明書の再発行は？

お金が必要になった

→ 契約者貸付制度

49
ページ

保険契約の保障内容の見直しをしたい

→ 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ

52
ページ保険契約（保障）を復活する方法は？
【据置定期年金保険（分割払）の場合】→ 契約の復活
【据置定期年金保険（分割払）に限ります。】46
ページ保険料の払込みが難しい
【据置定期年金保険（分割払）の場合】→ 保険料の払込みが難しい場合
【据置定期年金保険（分割払）に限ります。】47
ページ

保険契約を解約したい

→ 契約の解約と返戻金

51
ページ

生命保険料、年金や入院保険金などの税金は？

→ 生命保険と税金

54
ページ

用語がわからない

→ 用語解説

196
ページ

相談・照会・苦情は？

→ 問い合わせ窓口

200
ページ

1 当社と郵便局との関係

HP参照

株式会社かんぽ生命保険の会社情報については、当社ホームページ(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)をご覧ください。

HP参照

郵便局株式会社の会社情報については、郵便局株式会社ホームページ(<http://www.jp-network.japanpost.jp/>)をご覧ください。

当社(株式会社かんぽ生命保険)は、日本郵政グループ会社の1つです。
郵便局(郵便局株式会社)に、当社の業務の一部を委託しています。

- 当社は、保険契約の募集業務、保険料の収納業務、保険金の支払請求などの業務の一部を日本郵政グループ会社の1つである「郵便局(郵便局株式会社)」に委託しています。



2 当社の商品を取り扱う生命保険募集人

当社の商品を取り扱う生命保険募集人（郵便局や当社の支店の社員）は、保険契約の締結の代理権や告知の受領権はありません。

生命保険募集人に対して、口頭で話をしても当社あてに告知をしたことにはなりません。

- 保険契約は、お客さまからの申込みに対して**当社が承諾したときに成立します。**
- 契約が成立したときには、**申込みの承諾**の通知に代えて、ご契約者に「**保険証券**」を郵送します。
- 基本契約または特約の復活などをする場合にも、原則、当社の承諾が必要です。

当社の承諾が必要な例

- 基本契約または特約の復活
- 特約の中途付加
- ご契約者の変更など



無配当疾病傷害入院特約を付加したお客さまへ

3 健康状態などの告知

約款参照

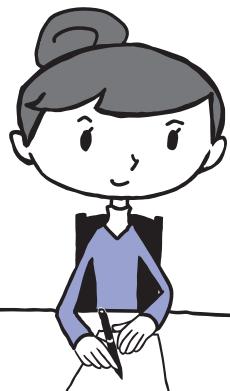
疾病傷害入院特約
〔第20～22条〕

申込みのときには、「健康状態」などについて、正しく告知をしてください。

▶ 1 告知

- 生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。初めから健康状態の良くない方などが契約しますと、保険料負担の公平性が保たれなくなります。このため、ご契約者や被保険者には公平性を保つためのルールとして「告知義務」があります。
- 契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名、治療期間など）、現在の健康状態や身体の障がいの状態などに関して、当社が「質問表（告知書）」でおたずねする事項について、事実をありのままに正しく記入（告知）をしてください。

正しく告知をしないと…。



⚠ ご注意

- 当社の商品を取り扱う生命保険募集人（郵便局や当社の支店の社員）には告知受領権がないため、口頭で話しても当社あてに告知をしたことにはなりません。

▶ 2 告知義務違反による解除

①しおり17P参照

〔契約の保障（責任）の開始時期〕

- 当社に告知をしていただく内容は「質問表（告知書）」に記載してあります。
- もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始の日  ①（復活のときは復活日。以下同じ。）を含めて2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として特約を解除することがあります。
- 責任開始の日を含めて2年を経過していても、特約保険金の支払事由および特約保険料の払込免除事由が2年以内に発生していたときには、特約を解除することができます。この場合、原則として特約保険金の支払いや特約保険料の払込免除を行うことができません。
- 当社は、すでに特約保険金を支払ったときには、その返還を請求し、すでに特約保険料の払込免除をしたときには、その払込免除を取消し、特約保険料の払込みを請求します。
- 特約を解除したときに、返戻金があれば、ご契約者に支払います。

⚠ ご注意

- 「告知義務違反の内容が特に重大な場合」は、責任開始の日を含めて2年を経過していても、詐欺による取消しを理由として、特約保険金の支払いや特約保険料の払込免除ができないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症（過去にかかったことのある病気）、現在症（治療中の病気）などについて故意に告知をしなかった場合」などが該当することがあります。
- この場合、すでにいただいた特約保険料は返しません。

当社が契約を解除できない例

- ①生命保険募集人が告知をすることを妨げたとき
- ②生命保険募集人が告知をしないことや、事実でないことを告げるなどを勧めたとき
- ③当社が解除の原因を知ったときから1か月間契約の解除を行わないとき

なお、上記の①および②に該当する場合、仮にそうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかつたか、または、事実でないことを告げたと認められるときは、当社は特約を解除することができます。

▶ 3 傷病歴などがある方でも引受けできる場合があります。

- 傷病歴などを告知された場合には、特約の申込みを断るときもありますが、告知内容によっては引受けできることもあります。
- 当社では、慢性疾患の治療を受けていても日常生活を支障なく過ごしている方を対象とした「特定養老保険」を販売しておりますので、ご検討ください。

4 年金・特約保険金の加入限度額

■ 約款参照

即時定期約款「第6条」、据置定期約款「第13条」、災害特約「第18条」、傷害入院特約「第19条」、疾病傷害入院特約「第24条」

■ ①解説

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構^②が日本郵政公社から承継した簡易生命保険の保険契約

■ ②解説

日本郵政公社が解散時点で保有していた郵便貯金契約および簡易生命保険契約を承継し、管理することを業務とする独立行政法人 (<http://www.yuchokampo.go.jp/>)

■ HP参照

平成22年12月現在の法令に基づいて記載しています。今後、法令の改正によって変更となる場合もあります。最新の情報は、当社ホームページ (<http://www.jplife.japanpost.jp/>) でご確認ください。

加入限度額の範囲内で申込みください。

- 当社の保険契約は、法令により被保険者1人について加入できる基本年金額の合計や特約保険金額の限度(加入限度額)が定められています。
- 被保険者が「簡易生命保険契約」^①に加入されているときには、当社の生命保険に加入できる基本年金額の合計や特約保険金額は、下記の加入限度額から、簡易生命保険契約の基本年金額の合計や特約保険金額を差し引いた額となります。
- 加入限度額を超えた申込みがあったときは、その申込みは引受けできません。
- 基本契約または特約の成立後に、加入限度額の超過が判明したときには、超過した基本契約または特約を解除することができます。

(1) 年金の加入限度額

- 年金の加入限度額は、被保険者1人について年額の合計90万円です(終身年金保険(遙増型)においては初年度基本年金額、終身年金保険(定額型)および定期年金保険においては、基本年金額により算定します。)。
- 上記金額には、夫婦年金保険(※)および夫婦年金保険付夫婦保険(※)の配偶者である被保険者に係る額は含みません。

(2) 特約の加入限度額

- 災害特約および介護特約(※)…合わせて1,000万円
- 入院特約(傷害入院特約(※)、疾病入院特約(※)、疾病傷害入院特約(※)、無配当傷害入院特約、無配当疾病傷害入院特約)…災害特約および介護特約(※)とは別に、合わせて1,000万円

- 上記は、法令で定める加入限度額の仕組みを説明したものです。そのため、当社が定めるところにより、被保険者の年齢や保険種類によっては、加入できない場合や上記以外に加入できる基本年金額または特約保険金額に一定の制限があります。
- (※)の保険商品(特約)は、現在、販売していません。

5 契約の保障（責任）の開始時期

当社が契約の申込みを承諾したときには、「第1回保険料（第1回保険料相当額）の払込み」が完了したとき（無配当疾病傷害入院特約を付加する場合は「第1回保険料（第1回保険料相当額）の払込み」および「告知」がともに完了したとき）から、当社は年金や特約保険金の支払いなどの契約上の保障（責任）を開始します。

申込みをしただけでは保障は開始されません。

約款参照

即時定期約款・据置定期約款「第2章」、特約「第4章」

●保険契約は、お客さまからの申込みに対して**当社が承諾したときに成立します。**

●当社が契約の申込みを承諾したときには**「承諾の通知」**に代えて、ご契約者に**「保険証券」**①を郵送します。

●**保障（責任）の開始時期の例**（当社の承諾前に払込みがあったとき）

無配当疾病傷害入院特約を付加する場合

【事例1】



【事例2】



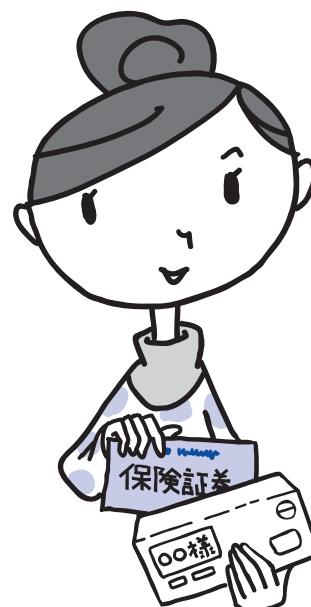
①しおり21P参照

「申込み手続きの際の注意点」

※1 「クレジットカードやデビットカード」、または「金融機関の払込票」で払い込んでいただいた場合は、第1回保険料（第1回保険料相当額）の受領時は、以下のとおりとなります。

クレジットカードや デビットカードの場合	当社端末機で手続き をした時
金融機関の払込票の 場合	当社の指定口座に着 金した時

※2 上記の「第1回保険料（第1回保険料相当額）」は、「据置定期年金保険（分割払）」の場合は説明です。「即時定期年金保険」および「据置定期年金保険（一時払）」の場合は、「一時払保険料（一時保険料相当額）」と読み替えます。以下、同じです。



6 クーリング・オフ制度

申込日から、8日以内であれば、契約の申込みの撤回（クーリング・オフ）ができます。

- 申込者またはご契約者は、「保険契約の申込日」または「第1回保険料（第1回保険料相当額）の領収証の受領日」（※1）のいずれか遅い日から、**その日を含めて8日以内であれば、書面による通知**により、契約の申込みを撤回（契約成立後は解除。以下、このページでは「撤回など」といいます。）できます。
- 申込みの撤回などがあったときには、すでにいただいた保険料は申込者またはご契約者に返します。
- なお、保険証券が到着したときは、郵便局（郵便局株式会社）または当社の支店にご連絡ください。

●クーリング・オフの例



- 4/12までの8日間が、クーリング・オフの申し出ができる期間です。
- 郵送の場合は、4/12までの消印が有効となります。

（※1）第1回保険料（第1回保険料相当額）を「クレジットカードやデビットカード」、または「金融機関の払込票」で払い込んでいただいた場合は、申込みいただいた際にお渡しする「当社所定の用紙」の受領日となります。

⚠ ご注意

- 契約の復活の申込みのときには、クーリング・オフは適用となりません。

【通知方法】

- 契約の申込みを撤回などする場合には、次の方法があります。

①来店の方法

次のものを持参の上、もよりの郵便局（郵便局株式会社）、または当社の支店まで申し出てください。

- ア 申込者またはご契約者本人であることを証明できる書類
(健康保険証、運転免許証など(原本))
 - イ 第1回保険料(第1回保険料相当額)の領収証(※2)
 - ウ 印鑑(申込時に使用したもの)
(※2) 第1回保険料(第1回保険料相当額)を「クレジットカードやデビットカード」、または「金融機関の払込票」で払い込んでいただいた場合は、申込みいただいた際にお渡しする「当社所定の用紙」

②郵送の方法

以下のはがきを、郵便局(郵便局株式会社)または当社の支店あて郵送してください。

郵送のときは「8日以内の消印まで
が有効」となります。



【クーリング・オフはがき記入例】

すでに保険証券の郵送を受けているときは、記載してください。

A Japanese envelope template featuring a large rectangular body for the address. At the top right, the text "郵便はがき" (Postcard) is written above a row of ten small square boxes. To the left of the main body, there is a vertical column of three circles, with the word "郵便局" (Post Office) written vertically next to them. Below this column, the characters "あて" (to) are written vertically. On the far left, a vertical box contains the word "切手" (stamp). On the right side, there is a vertical stack of five triangles, with the characters "△△市△△町△△△△△" written vertically next to them. A small black circle is positioned near the bottom left corner of the main body area.

申込みをした郵便局あるいは当社の支店あて提出してください)。

申込書に押印したものと同じ印を押印してください)。

はがきの差出
日付を記載し
てください。

7 現在の契約の解約・減額を前提とした、新たな契約の申込みを検討されているお客さまへ

現在の契約を解約、または保険金額・年金額の減額をして、新たな契約の申込みをする場合、ご契約者に不利益になることもあります。

⚠ ご注意

- 現在の契約を解約、保険金額・年金額を減額した場合に支払う返戻金額は、多くの場合、いただいた保険料の合計額より少ない金額となります。特に加入後短期間の場合は、返戻金額がまったくない場合や少ない金額となる場合があります。
- 保険料の基礎となる予定利率などは、現在の契約と新たな契約とでは異なることがあります。例えば、新たな契約の予定利率が現在の予定利率より低い場合、保険料が高くなることがあります。
- 告知が必要な新たな契約の申込みをするときは、一般的の契約と同様に「告知義務」①があるため、健康状態などにより、新たな契約の引受けができないことや、その告知をされなかったために、新たな契約が解除または取消しとなることがあります。

①しおり14P参照

「健康状態などの告知」



8 当社からの契約内容などの確認

- 当社の担当者または当社が委託した担当者が、契約の申込み後または保険金などの請求の際に、申込内容や請求内容について確認をする場合があります。
- 確認の際には協力を願いします。

9 申込み手続きの際の注意点

▶ 1 申込書、質問表（告知書）は本人がご記入ください。

- 申込書、質問表（告知書） ①は重要な書類です。ご契約者、被保険者本人がご記入ください。



①しおり14P参照

「健康状態などの告知」

▶ 2 特約死亡保険金受取人、指定代理請求人 ②をご指定ください。

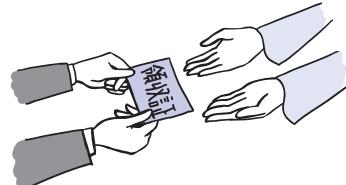
- 万一のときや病気やケガのときに、保険金などの円滑な請求手続きを行うためにも、申込みをいただく際には、特約死亡保険金受取人および指定代理請求人をご指定ください。また、ご契約者から保険金受取人および指定代理請求人の方へ、事前に契約内容についてご説明ください。

②しおり26P参照

「指定代理請求制度」

▶ 3 保険料領収証をお受け取りください。

- 保険料を「現金」で払込みをするときには、「当社所定の領収証」 ③（当社の社名が印刷されたもの）をお受け取りください。
- 第1回保険料（第1回保険料相当額）を「クレジットカードやデビットカード」、または「金融機関の払込票」で払込みをするときは、申込みいただいた際に「当社所定の用紙」をお渡しします。この場合、当社からは別に保険料領収証は発行しません。



③しおり44P参照

「保険料の払込方法」

▶ 4 保険証券をご確認ください。

- 「保険証券」 ④が届きましたら、申込内容と相違していないかどうかご確認ください。

④しおり17P参照

「契約の保障（責任）の開始時期」

⚠ ご注意

- 次の場合は、かんぽコールセンター 0120-552950 までご連絡ください。

- ①「告知」に関して、ご不明な点があるとき
- ②万が一、郵便局または当社の支店の社員が、お客さまから「保険料」や「保険証券」などを「当社所定の用紙」によらずに、名刺やメモでお預かりしたとき
- ③「保険証券」や「ご契約内容のお知らせ」をご確認いただき、申込内容と相違しているときや不明な点があるとき

1 定期年金保険(新定期年金保険)



「基本契約の保障内容」

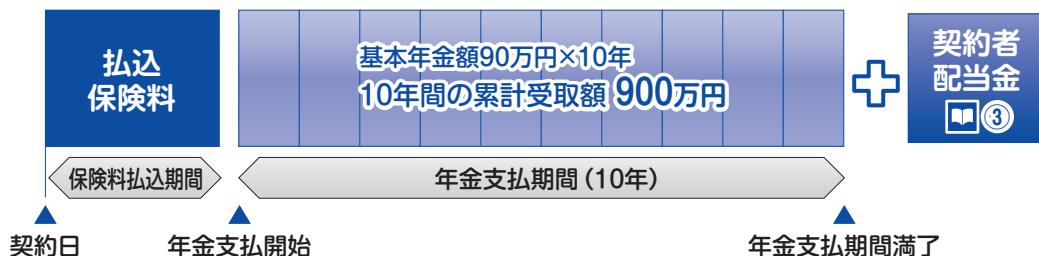


「特約の共通事項」

契約の目的	<ul style="list-style-type: none">● ゆとりある老後の準備のために、公的年金の受け取りまでのつなぎ資金に適した年金保険です。● 被保険者(=年金受取人)が年金支払期間中に生存しているときに、定期的に一定額の年金(基本年金額)を受け取ることができます。
商品の特長	<ul style="list-style-type: none">● 被保険者(=年金受取人)が年金支払期間中に生存しているとき ⇒「基本年金」● 「各種特約」を付加することで、より充実した保障を準備することができます。

●しくみ図

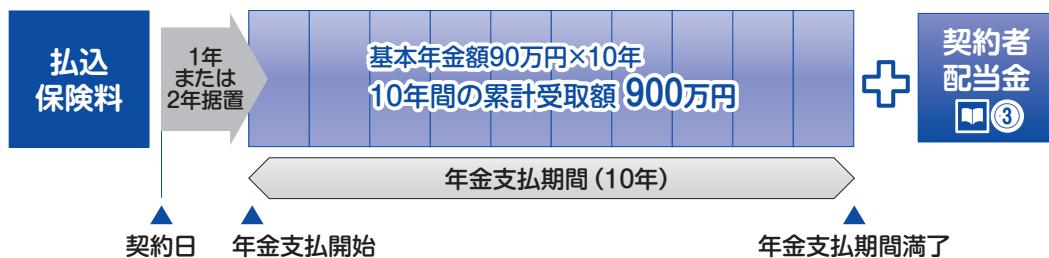
据置定期年金保険（保険料分割払） 基本年金額90万円に加入の場合



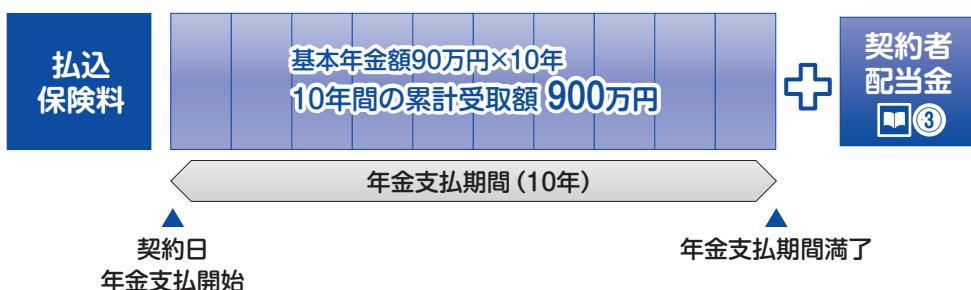
③しおり50P参照

「契約者配当金」

据置定期年金保険（保険料一時払） 基本年金額90万円に加入の場合



即時定期年金保険（保険料一時払） 基本年金額90万円に加入の場合



1 年金や入院保険金などの請求方法



お客様



郵便局／
かんぽ生命保険

1

年金を受け取る場合など

	請求できる 年金など	受取人
年金を 受け取るとき	年金	年金受取人 (=被保険者)
年金受取人 (=被保険者)が 死亡したとき	返戻金	ご契約者
被保険者が 入院したとき	入院保険金	被保険者

①参照

「ご契約内容」は、ご契約者に毎年10月に送付する「ご契約内容のお知らせ」や、当社ホームページ(<http://www.jplife.japanpost.jp/>)の「かんぽネットクラブ」でもご確認ができます。

②参照

被保険者のプライバシーに関することもお問い合わせしますので、受取人または指定代理請求人からご連絡ください。

③約款・HP参照

主約款・特約条項の「別表(必要書類)」や「当社ホームページ」(<http://www.jplife.japanpost.jp/>)をご参照ください。

④約款参照

即時定期約款「第21条」、据置定期約款「第39条」、災害特約「第43条」、傷害入院特約「第40条」、疾病傷害入院特約「第45条」

2

「ご契約内容」①を
「保険証券」および
「この冊子」で
ご確認ください。

3

もよりの郵便局
(郵便局株式会社)、
当社の支店、
かんぽコールセンター

0120-552950
あてご連絡ください②。

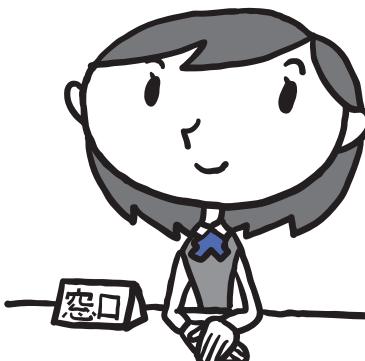
5

請求に必要な書類③を
すべて用意の上、ご提出ください。

8

支払明細書により、支払い
内容をご確認ください。

気軽に
ご相談ください。



4

請求にあたり、必要な書類の
ご案内をします。

6

提出いただいた書類の
内容を確認します。

7

請求を受け付けた日の
翌日から同日を含めて、
5営業日以内④に
年金などを支払います。

○なお、年金などを支払うために確認が必要な場合は45日以内に、その確認に特別な照会や調査が必要な場合は180日以内に、年金などを支払います。

特約保険料の払込免除の請求も同じです。

●契約内容の確認のお願い

- お客さまの契約内容によっては、複数の保険金の支払事由に該当することがありますので、「保険証券」を準備の上、ご確認ください。

- 被保険者が複数の契約にご加入されていませんか？
- 「死亡保険金」を請求いただく場合、今まで請求をしていない「入院保険金」や「手術保険金」はありませんか？
(例えば、その方がお亡くなりになる前に、入院をしたり、入院中に手術をした。)
- 当社の定める「身体障がいの状態」に該当していませんか？
(例えば、「不慮の事故」により、片目が見えなくなった、両耳が聞こえなくなった。)

●年金や入院保険金などの請求権の期限⑤

- 年金、入院保険金、返戻金その他諸支払金を請求する権利は「5年間」を過ぎると、権利がなくなります。
早めの連絡および請求をお願いします。

5年間

 ⑤約款参照

即時定期約款「第22条」、据置定期約款「第40条」、災害特約「第44条」、傷害入院特約「第41条」、疾病傷害入院特約「第46条」

●提出書類の費用負担

- 年金や入院保険金などの請求の際には「戸籍抄(謄)本」、「住民票」などお客さまからいただく書類があります。これらの書類の取得費用は、「原則、お客さまの負担」になります。また、提出書類の内容を確認した結果、他の書類の提出をお願いすることがあります。

●事実の確認のお願い

- 提出していただいた書類を拝見した結果、当社の担当者または当社が委託した担当者から病気やケガの内容など事実の確認を行う場合があります。
確認の際には、協力をお願いします。なお、事実の確認が必要な場合は、当社から年金などを請求した方に通知いたします。

●診断書取得費用相当額の当社負担

- 保険金の請求の際に、診断書などを提出していただいたにもかかわらず、保険金などの支払いの対象とならなかったお客さまに、診断書取得費用相当額として、一律5,000円を支払います。

一律
5,000円

※当社所定の要件を満たしていることが必要です。

●年金受取人（＝被保険者）が死亡したときのお願い

- 年金受取人（＝被保険者）が死亡したときは、郵便局（郵便局株式会社）、当社の支店またはかんぽコールセンター（0120-552950）にすみやかにお知らせください。

▶ 指定代理請求制度

保険金の受取人（＝被保険者）が保険金の請求ができない「当社所定の事情」がある場合、受取人に代わって、あらかじめ指定した代理人（指定代理請求人）が保険金の請求をすることができる制度です。

【当社所定の事情がある（指定代理請求ができる）例】

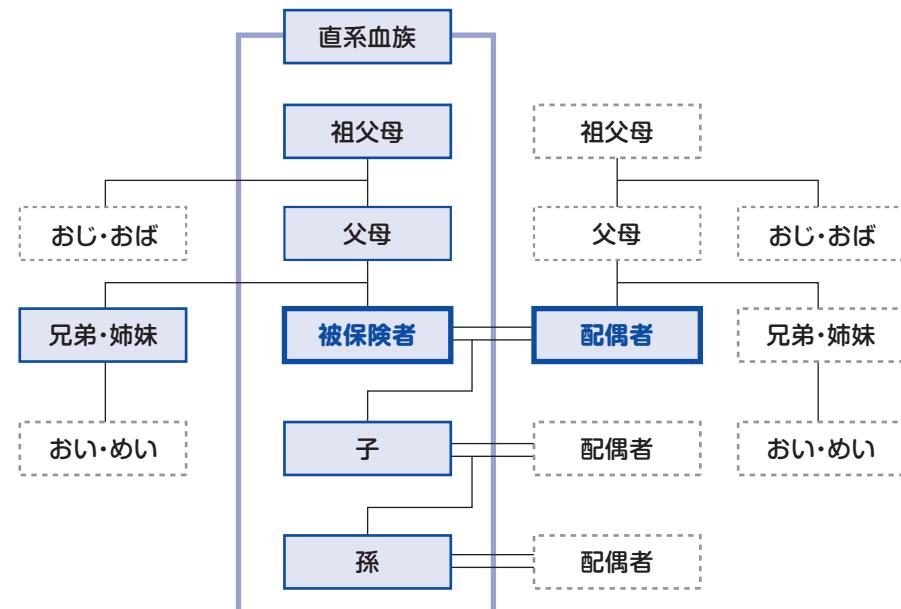
※当社が認めた場合に限ります。

- 事故や病気で、こん睡状態にあり、保険金の請求を行うことが難しいとき
- がんなどの病名の告知を医師から受けておらず、家族のみが知っているとき

- ご契約者は「被保険者の同意」を得て、あらかじめ次の範囲内で1人の方を、指定代理請求人として指定または変更することができます。指定代理請求人は、保険金などの請求時においても、この範囲内であることを要します。
- 指定代理請求人を指定または変更するための保険料は不要です。
- 指定代理請求人に保険契約の保障内容および代理請求ができるることをお知らせください。

- 被保険者の戸籍上の配偶者
- 被保険者の直系血族
(例えば、祖父母、父母、子、孫)
- 被保険者の兄弟姉妹
- 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 (例えば、配偶者の父母、おじ、おば、おい、めい)

【指定代理請求人の範囲の例】



【指定代理請求人が請求できる保険金など】

基本契約・特約	保険金などの例
即時定期年金保険 据置定期年金保険	年金
無配当傷害入院特約	入院保険金、手術保険金 長期入院一時保険金 保険料の払込免除(※1)
無配当疾病傷害入院特約	入院保険金、手術保険金 長期入院一時保険金 保険料の払込免除(※1)
災害特約	傷害保険金 保険料の払込免除(※1)

※1 ご契約者と被保険者が同一人の場合(ご契約者が複数人である場合を除きます。)に限ります。

⚠ ご注意

- 指定代理請求人に保険金などを支払ったときは、その後、同様の請求を受けても、当社は重複して支払いません。
- 指定代理請求人に保険金などを支払った後に、ご契約者、または被保険者から問い合わせがあったときは、当社はその状況について事実に基づいて回答します。このとき、関係者の方々に万一不都合が生じても、当社は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 指定代理請求人ご本人が事故や病気などで保険金などの請求を行うことが難しいときでも、指定代理請求人の親権者などによる請求はできません。



2 基本契約の保障内容

▶ 定期年金保険（新定期年金保険）

(1) 年金の支払いができる場合

名称	支払事由	支払額	受取人
年金	被保険者が ①年金支払事由発生日 ②年金支払期間内に到来する年ごとの年金支払事由発生応当日 に「生存」しているとき	基本年金額	年金受取人 (=被保険者)

(2) 年金の支払方法と受取方法

支払方法  ①	年金の支払方法は「年6回払い」です。 加入時に申込みをした年金額（基本年金額といいます。）を6回に分割し、「2か月ごと」に1回分を支払います。
受取方法	次の方法があります。 ①郵便局（郵便局株式会社）または当社の支店で受け取る方法 ②指定の金融機関（当社が提携している金融機関に限ります。）の口座から受け取る方法

3 特約の保障内容

▶ 1 特約の共通事項

- 即時定期年金保険・据置定期年金保険に付加できる特約および特則と、その概要は、以下のとおりです。

特約・ 特則名	保障内容						詳しくは	
		死亡 保険 金	傷害 保険 金	入院 保険 金	手術 保険 金	長期入院一時保険金	しおり	約款
無配当傷害 入院特約	「不慮の事故」①での 「ケガ」による入院や 手術に備えます。	—	—	○ ケガ	○ ケガ	○ ケガ	33 ページ	127 ページ
無配当 疾病傷害 入院特約	「病気」や「不慮の事故」 での「ケガ」による入院 や手術に備えます。	—	—	○ 病気 ケガ	○ 病気 ケガ	○ 病気 ケガ	34 ページ	156 ページ
災害特約	「不慮の事故」での 「ケガ」による「死亡」や 「身体障がい」② に備えます。	○ ケガ	○ ケガ	—	—	—	35 ページ	92 ページ
指定代理 請求特則	受取人(被保険者)が保 険金などの請求ができ ないときに備えます(あ らかじめ指定代理請求 人を1名指定します。)。	—	—	—	—	—	26 ページ	191 ページ

特約保険料の払込免除ができる場合

- 特約の保険期間中に、被保険者が「不慮の事故」でのケガにより、180日以内に「身体障がいの状態」になったとき

⚠ ご注意

- 即時定期年金保険は、特約の中途付加の申込みはできません。特約を付加したい場合は、即時定期年金保険の申込み時にあわせてお願ひします。

①約款参照

特約「別表1」

②約款参照

特約「別表2」

しおり36P参照

「年金や入院保険金
などを支払いでき
ない場合」をご参考
ください。

①約款参照

入院特約「第2条」
(備考)

②約款参照

入院特約「第2条」
(備考)

(1) 「入院」および「手術」とは

- 「入院」**①**とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅などでの治療が困難なため、「病院または診療所」**②**に入り、常に医師の管理下で治療に専念することをいいます。

「入院」に該当しない場合

- 病院・診療所が発行する領収証（診療報酬明細書）に「入院（基本料）の計上がないとき
(例えば、日帰り手術（外来扱い）で、大腸ポリープの切除や、白内障のレーザー手術をしたとき)
- 入院先が病院または診療所でないとき
(例えば、介護老人保健施設、助産院、鍼灸（しんきゅう）院、カイロプラクティック)
- 病気やケガの治療を目的としないとき
(例えば、美容のための入院、治療を主たる目的としない診断のための検査入院、介護のための入院、正常分娩による入院)

③約款参照

入院特約「第2条」
(備考) および「別表4」

- 「手術」**③**とは、治療を直接の目的として、器具を用いて、生きている体に切断、悪い部分を摘出し取り除くなどの操作を加えること（放射線照射を含みます。）をいい、入院特約条項の別表4に定める「手術」をいいます。

「手術」に該当しない場合

- 入院特約条項の別表4に定める「手術」に該当しないとき。例えば、
 - ①被保険者以外の方に対する手術（新生児仮死蘇生術、胎児外回転術など）
 - ②治療を直接の目的としない手術（美容のための手術、臓器提供者の手術、出産にともなう胎児の搬出術（帝王切開を除く。）など）
 - ③生きている体に切断、悪い部分を摘出して取り除くことなどの操作を加えないもの（骨折の徒手整復術、椎間板ヘルニア徒手整復術など）

(2) 1つの原因により2回以上入院した場合の「入院保険金」の取扱い

- 同じ不慮の事故により、2回以上の入院をした場合は、継続した1回の入院とみなして入院期間の日数を計算します ④。
- 同じ病気（直接の因果関係がある複数の病気があるものを含みます。）により、2回以上の入院をした場合、前回の退院日の翌日から180日以内に開始した入院は継続した1回の入院とみなして入院期間の日数を計算します ⑤。

直接の因果関係がある複数の病気

病名が違っていても、医学上、特に関連があるものとされる一連の病気があります。

<一連のものとみなされる病気の例>

病名	左欄の病気と一連のものとみなされる病気
高血圧症	脳梗塞（こうそく）、脳血栓、脳出血、心筋梗塞（こうそく）、狭心症、心不全
糖尿病	糖尿病性血管障害、糖尿病性腎症、糖尿病網膜症、糖尿病神経障害、脳梗塞（こうそく）、脳血栓、心筋梗塞（こうそく）、心不全、狭心症
動脈硬化症	脳梗塞（こうそく）、脳血栓、心筋梗塞（こうそく）、心不全、狭心症、高血圧症
心筋梗塞（こうそく）	心不全、狭心症、不整脈
狭心症	心筋梗塞（こうそく）、心不全、不整脈
脳血栓	脳梗塞（こうそく）、失語症
慢性肝炎	肝硬変、食道静脈瘤（りゅう）、黄疸（おうだん）、肝臓がん
肝硬変	肝不全、食道静脈瘤（りゅう）、肝臓がん
慢性腎炎	腎不全、ネフローゼ症候群、尿毒症、腎性高血圧症

※上記に記載していないものでも、一連の病気とすることがあります。

(3) 同時期に2種類以上の手術を受けた場合の「手術保険金」の取扱い

- 同時期に2種類以上の手術を受けたときは、これらの手術のうち支払倍率が最も高いいすれか1種類のみ手術保険金を支払います ⑥。



傷害入院特約「第5条」、疾病傷害入院特約「第6条」



疾病傷害入院特約「第6条」



傷害入院特約「第7条」、疾病傷害入院特約「第8条」

(4) 一定の種類の手術を受けた場合の「手術保険金」の取扱い

- 当社の定める一定の種類の手術を受けたときは、1つの「不慮の事故」または1つの「病気」による入院中につき「1回の支払いを限度」とします。



傷害入院特約「別表4」(備考9)



疾病傷害入院特約「別表4」(備考9)

無配当傷害入院特約の場合	1つの「不慮の事故」による入院にかかるものの(7)。
無配当疾病傷害入院特約の場合	1つの「不慮の事故」または1つの「病気」による入院にかかるもの(8)。

●当社の定める一定の種類の手術の例

- ①レーザーによる眼球の手術
- ②悪性新生物温熱療法
- ③新生物根治放射線照射（放射線照射の総量が50グレイ以上の照射を受けたとき）
- ④内視鏡による手術
- ⑤衝撃波による体内結石破碎術

(5) 「手術保険金」の支払事由の変更

- 当社は、手術保険金の支払事由に関する法令などの改正または医療技術の変化があり、**手術保険金の支払事由に影響がある場合は**、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料および特約基準保険金額を変更することなく、手術保険金の支払事由を変更することができます。この場合、当社はその約款の規定を変更する2か月前までに、ご契約者に連絡します(9)。



傷害入院特約「第43条」、疾病傷害入院特約「第48条」

▶2 無配当傷害入院特約の保障内容

名称	支払事由	支払金額	支払限度	受取人 ⑤
入院保険金	特約の保険期間中の「不慮の事故」 ① でのケガにより3年以内に 1日以上の「入院」 ② をしたとき	入院保険金日額 × 入院日数 1つの不慮の事故による入院につき 120日分が限度です。	特約基準保険金額 (入院保険金、手術保険金および長期入院一時保険金を通算します。)	被保険者
手術保険金	入院保険金の支払われる入院の原因と同一の原因により、入院中に 「手術」 ③ をしたとき	手術1回につき 入院保険金日額 × 5・10・20・40倍 (手術の種類に応じて定めている倍率 ④)		
長期入院 一時保険金	1つのケガによる入院日数が継続して 120日 となつたとき	特約基準保険金額 × 3% (例) 特約基準保険金額が 200万円の場合 200万円 × 3% =60,000円		

「入院保険金日額」とは、特約基準保険金額の1000分の1.5に相当する金額です。

(例:特約基準保険金額が200万円の場合) $200\text{万円} \times 1.5 / 1000 = 3,000\text{円}$

約款参照

無配当傷害入院特約条項

①約款参照

傷害入院特約「別表1」

②しおり・約款参照

傷害入院特約「第2条」(備考) および「特約の共通事項」(29ページ)

③しおり・約款参照

傷害入院特約「別表4」および「特約の共通事項」(29ページ)

④約款参照

傷害入院特約「別表4」

⑤約款参照

被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱いは、傷害入院特約「第4条」をご覧ください。

しおり36P参照

「年金や入院保険金などを支払いできない場合」をご参照ください。

▶3 無配当疾病傷害入院特約の保障内容

名称	支払事由	支払金額	支払限度	受取人 ⑤
入院保険金	<p>①特約の保険期間中の病気で1日以上の「入院」 ①をしたとき</p> <p>②特約の保険期間中の「不慮の事故」 ②でのケガにより3年以内に1日以上の「入院」をしたとき</p>	入院保険金日額 \times 入院日数 1つの病気または1つの不慮の事故による入院につき、それぞれ120日分が限度です。		特約基準保険金額 (入院保険金、手術保険金および長期入院一時保険金を通算します。) 被保険者
手術保険金	入院保険金の支払われる入院の原因と同一の原因により、入院中に「手術」 ③をしたとき	入院保険金日額 \times 5・10・20・40倍 (手術の種類に応じて定めている倍率 ④)		
長期入院一時保険金	1つの病気または1つのケガによる入院日数が継続して120日となつたとき	特約基準保険金額 \times 3% (例) 特約基準保険金額が200万円の場合 $200\text{万円} \times 3\% = 60,000\text{円}$		

「入院保険金日額」とは、特約基準保険金額の1000分の1.5に相当する金額です。

(例:特約基準保険金額が200万円の場合) $200\text{万円} \times 1.5 / 1000 = 3,000\text{円}$

▶4 災害特約の保障内容

名称	支払事由	支払金額	支払限度	受取人
死亡保険金	特約の保険期間中の「不慮の事故」①でのケガにより180日以内に「死亡」したとき	特約基準保険金額の全額	特約基準保険金額 (死亡保険金および傷害保険金を通算します。)	特約死亡保険金受取人
傷害保険金	特約の保険期間中の「不慮の事故」でのケガにより180日以内に「身体障がいの状態」②になつたとき	身体障がいの状態に応じて 特約基準保険金額の 10%～100%	被保険者 ③	

複数の身体障がいの状態になった場合の「傷害保険金額」

- ①1つの不慮の事故でのケガによって、身体の同一部位④(例えば、肩関節以下)に、2つ以上の身体障がいが生じたときは、該当する支払割合のうち、最も高い支払割合によって計算した傷害保険金額となります。
- ②不慮の事故でのケガによって、すでに身体障がいがあった部位に、さらに身体障がいが加わったときは、その結果、生じた身体障がいの状態に応じた傷害保険金額から、すでになっていた身体障がいの状態に応じた傷害保険金額を差し引いた金額となります。

⚠ ご注意

- 被保険者が不慮の事故の日を含めて4日以内に死亡したときは、死亡保険金を支払います。ただし、傷害保険金は支払いません。

約款参照

災害特約条項

①約款参照

災害特約「別表1」

②約款参照

災害特約「別表2」

③約款参照

被保険者が死亡した場合の傷害保険金の請求の取扱いは、災害特約「第4条」をご覧ください。

④約款参照

災害特約「別表4」の(4)

しおり36P参照

「年金や入院保険金などを支払いできない場合」をご参照ください。

4 年金や入院保険金などを支払いできない場合

次の場合には、年金の支払いや入院保険金などの特約保険金の支払い、特約保険料の払込免除はできません。

基本契約・特約に共通する事項

▶ 1 重大事由による解除の場合

①約款参照

即時定期約款「第5条」、据置定期約款「第12条」、災害特約「第17条」、傷害入院特約「第18条」、疾病傷害入院特約「第23条」

●次のような「重大な事由」**①**に該当し、当社が基本契約または特約を解除した場合は、年金や特約保険金の支払い、特約保険料の払込免除はできません。

【重大な事由】

- ①ご契約者、被保険者または特約保険金受取人が特約保険金を詐取する目的または詐取させる目的で**保険事故**を起こしたとき（未遂を含みます。）
- ②ご契約者、被保険者または特約保険金受取人が特約保険料を払込免除させる目的で**保険事故**を起こしたとき（未遂を含みます。）
- ③年金や特約保険金（特約保険料の払込免除を含みます。）の請求について、年金または特約保険金の受取人に詐欺行為があったとき（未遂を含みます。）
- ④その他契約を継続することを期待しえない重大な事由があるとき

●この場合、当社は、すでに年金や特約保険金の支払いをしたときは、その返還を請求し、また、すでに特約保険料の払込免除をしたときは、その保険料を請求することがあります。

▶ 2 詐欺による取消し、または不法取得の目的による無効の場合

②約款参照

即時定期約款「第7・8条」、据置定期約款「第14・15条」、災害特約「第19・20条」、傷害入院特約「第20・21条」、疾病傷害入院特約「第25・26条」

●「詐欺」**②**または「不法取得の目的」**②**により契約が成立したときは、その契約を取り消すことがあり、または無効となることがありますので、年金や特約保険金の支払い、特約保険料の払込免除はできません。この場合、**すでにいたしました保険料は返しません。**

▶3 保険料の払込みがなく、 基本契約または特約が「失効」した場合

- 保険料の払込みがなかったため、基本契約または特約が効力を失った（失効 ①した。）ときは、その失効後は保障がないため、年金や特約保険金の支払いはできません。
【据置定期年金保険（分割払）に限ります。】

①しおり45P参照

「保険料の払込猶予期間と契約の失効」

▶4 加入限度額超過による解除の場合

- 基本契約の年金額または特約の保険金額が「加入限度額を超える」ため、当社が基本契約または特約を解除したときは、その解除後は保障がないため、年金や特約保険金の支払い、特約保険料の払込免除はできません ②。

②しおり16P参照

「年金・特約保険金の加入限度額」

特約を付加したとき

▶1 告知義務違反 ③による解除の場合

【無配当疾病傷害入院特約を付加した場合に限ります。】

③しおり14P参照

「健康状態などの告知」

▶2 「特約保険金の支払事由」に該当しない場合

- 「特約保険金の支払い」は、特約条項に定める支払事由に該当する場合に受けすることができます。
- 特約条項に定める特約保険金の支払事由に該当しない場合は、「特約保険金の支払い」はできません。

(1) 「保障（責任）の開始時期」 ④前の「病気」や「ケガ」を原因とするとき

- 「特約保険金の支払い」は、その原因となる「病気」または「ケガ」が特約の保障（責任）の開始時期以後に生じたことが、その要件となっています。
- したがって、保障（責任）の開始時期より前にすでに発生していた「病気」や「ケガ」を原因とする場合には、「特約保険金の支払い」はできません。

④しおり17P参照

「契約の保障（責任）の開始時期」

①約款参照

疾病傷害入院特約
〔第3・11・13・41
条〕

②しおり14P参照

「健康状態などの
告知」

●ただし、保障（責任）の開始時前にかかっていた「病気」であっても、以下の場合は、保障（責任）の開始時以後にかかった「病気」とみなします **①**。

①保障（責任）の開始の日を含めて2年を経過した後に、その「病気」を原因とする入院・手術をしたとき（告知義務違反により当社が特約を解除することができる場合を除きます。）

②契約の申込みの際に、その「病気」について告知 **②** があったとき（※）

③その「病気」に関して、保障（責任）の開始時前に、次のアおよびイを満たすとき（ご契約者または被保険者がその「病気」による症状について、認識または自覚していた場合を除きます。）

ア 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと

イ 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

（※）「質問表（告知書）」にご自身で記入をしていただいた「病気」のみが該当します。当社が「病気」に関する事実を知った上で引受けをした場合を含め、質問表（告知書）に記入をしていかなかつた「病気」は対象とはなりません。

(2) 当社の定める「入院」③**に該当しないとき****(3) 当社の定める「手術」**③**に該当しないとき****(4) 当社の定める「身体障がいの状態」**④**に該当しないとき****③しおり・約款参照**

「特約の保障内容」
(29ページ)、入院
特約「第2条」(備
考) および「別表4」

④約款参照

特約「別表2」

▶3 免責事由などに該当する場合

●特約保険金の支払事由に該当する場合であっても、当社の**特約条項に定める「免責事由」などに該当する場合は、特約保険金の支払いはできません。**免責事由などは、次のとおりです。

(1) 特約保険金の支払いができない場合

○がある箇所が該当します。

特約種類／保険金 免責事由など	災害特約		無配当傷害 入院特約 無配当疾病 傷害入院特約			無配当疾病 傷害入院特約		
			ケガが原因			病気が原因		
	死亡保険金	傷害保険金	入院保険金	手術保険金	長期入院一時保険金	入院保険金	手術保険金	長期入院一時保険金
ご契約者または被保険者の故意または重大な過失	○	○	○	○	○	○	○	○
被保険者の犯罪行為	○	○	○	○	○			
被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故	○	○	○	○	○			
被保険者の泥酔の状態を原因とする事故	○	○	○	○	○			
被保険者が運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故	○	○	○	○	○			
被保険者が酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故	○	○	○	○	○			
被保険者の薬物依存						○	○	○
地震、噴火または津波(※1)	○	○	○	○	○			
戦争その他の変乱(※1)	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 危険の程度により保険金を全額または削減して支払うときがあります。

(2) 特約保険料の払込免除ができない場合

【据置定期年金保険(分割払)に限ります。】

○がある箇所が該当します。

保険種類・特約種類／払込免除 払込免除事由に該当しても 特約保険料の払込免除をしない場合	災害特約 無配当傷害入院特約 無配当疾病傷害入院特約 身体障がいによる特約保険料払込免除
ご契約者または被保険者の故意または重大な過失	○
被保険者の犯罪行為	○
被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故	○
被保険者の泥酔の状態を原因とする事故	○
被保険者が運転資格を持たないで運転している間に生じた事故	○
被保険者が酒気帯び運転、またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故	○
地震、噴火または津波(※1)	○
戦争その他の変乱(※1)	○

●身体障がいの状態の直接の原因が特約の失効後その復活までに被保険者が不慮の事故で受けたケガの場合は、特約保険料を払込免除としません。

※1 危険の程度により保険料を免除する場合があります。



MEMO

保険金などの請求

5 保険金を支払いできる事例と支払いできない事例

- 保険金を支払いできる場合、または支払いできない場合の代表的な事例です。その他の事例についても当社ホームページ(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)に掲載しております。
- 契約の保険種類・特約種類・加入時期によっては、取扱いが異なる場合があります。

▶事例 1 入院保険金の支払い(保障(責任)開始時前の発病)

<入院特約条項第2条(特約保険金の支払)>

○ 支払いできます。

契約加入後に発症した「椎間板ヘルニア」により入院した場合

✗ 支払いできません。

契約加入前から治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が、契約加入後に悪化して入院した場合

説明

- 入院保険金は、保障(責任)開始時以後にかかった病気または不慮の事故によるケガを原因とする入院に対して支払います。
- 保障(責任)開始時前にかかっていた病気または不慮の事故によるケガを原因とする入院については、支払いの対象とはなりません。
- ただし、当社の定める条件を満たす場合は、保障(責任)開始時前にかかっていた「病気」を原因とする入院でも支払いをすることがあります①。

①しおり36P参照

「年金や入院保険金などを支払いできない場合」

▶事例 2 入院保険金の支払い(支払日数限度の超過)

<無配当傷害入院特約条項 第3条、第5条、第6条>

<無配当疾病傷害入院特約条項 第4条、第6条、第7条>

○ 支払いできます。

肝臓がんにより130日入院した後に退院し、その2か月後に脳梗塞(こうそく)により130日入院した場合

肝臓がんによる入院について120日分支払います。脳梗塞(こうそく)による入院についても120日分支払います。

✗ 支払いできません。

肝硬変により130日入院した後に退院し、その2か月後に再び肝臓がんにより130日入院した場合

肝硬変による1回目の入院について120日分支払います。肝臓がんによる2回目の入院については、1回目の入院と通算しますので、支払日数の限度(120日)を超えることになり、支払いはできません。

説明

- 1つの病気または1つの不慮の事故によるケガを原因とする入院に対して、支払われる入院保険金は、120日分を限度としています。
- 直接因果関係のある複数の病気により、2回以上の入院をした場合、前回の退院日の翌日から180日以内に開始した入院は継続した1回の入院とみなして入院期間の日数を計算します。

▶事例 3

手術保険金の支払い(所定の手術への該当)

<入院特約条項の別表4>

○ 支払いできます。

入院をともない、所定の手術を受けた場合

✗ 支払いできません。

- ・入院をともなわない手術を受けた場合
- ・入院をともなうものの、所定の手術に該当しない場合

説明

- 手術保険金は、入院保険金の支払事由に該当する入院中に、所定の手術を受けたときに支払います。
- 入院をせず手術のみを受けたとき、または入院中に手術を受けたものの、「入院保険金」が支払われないときは、「手術保険金」の支払いもできません。
- 入院保険金が支払われる入院期間の経過後もなお継続して入院している場合は、その間に受けた所定の手術についても手術保険金を支払います。
- 所定の手術に該当する手術であっても、1つの病気または1つの不慮の事故によるケガを原因とする入院にかかるものについては、1回の支払いを限度とする場合があります。

▶事例 4

傷害保険金の支払い

<災害特約条項 第2条(特約保険金の支払)>

○ 支払いできます。

交通事故による脊髄損傷により、両下肢が完全に麻痺し、その後回復の見込みがない場合

✗ 支払いできません。

交通事故により大腿骨を骨折し、病院にて治療を行い、完治した場合

説明

- 傷害保険金は被保険者が特約の保障(責任)開始時以後に不慮の事故によりケガをし、そのケガを直接の原因として、その事故の日から180日以内に被保険者の状態が災害特約条項に定める身体障がいの状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合に支払います。
- 災害特約条項に定める身体障がいの状態は、身体障害者福祉法などに定める身体障がいの状態とは異なります。



■ 約款参照

口座払込みに関する特則条項、据置定期年金保険(分割払)に限ります。

1 保険料の払込方法 【据置定期年金保険(分割払)に限ります。】

保険料の払込みには、次の方法があります。

1 口座振替による 払込み



○指定の金融機関(当社が提携している金融機関に限ります。)の口座から一定の期日(振替日)に自動的に保険料を払込みいただく方法

※保険料領収証は発行しません。
(振替結果は通帳でご確認ください。)

<口座払込みに関する特則条項>

2 窓口での 払込み



○ご指定の郵便局(郵便局株式会社)または当社の支店まで持参して払込みいただく方法

3 集金人を通じ ての払込み



○郵便局(郵便局株式会社)または当社の支店の集金人がお伺いする方法

⚠ ご注意

- 保険料の払込方法を変更したときは、保険料が変更となることがあります。例えば、口座振替による払込みから、窓口での払込みに変更をしたときは、保険料が高くなることがあります。
- 当社の定める条件を満たさなくなったときは、当社は、保険料の払込方法を変更することがあります。例えば、集金人を通じての払込みから窓口での払込みに変更することができます。

2 保険料の前納払込み 【据置定期年金保険(分割払)に限ります。】

将来の保険料を当月分と合わせて3か月分以上まとめて払込みいただくと、保険料の割引をします。なお、割引額は、金利の変動等に応じて見直すこととしており、金利情勢によっては割引をしない場合があります。

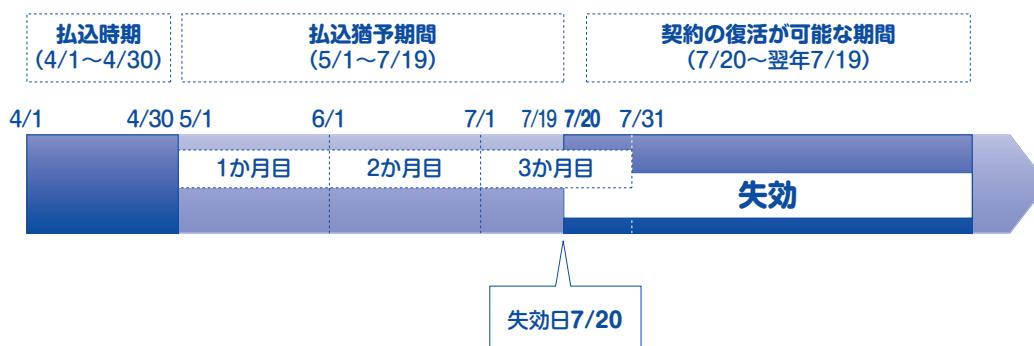
- 将来の保険料を当月分と合わせて1年1か月分以上まとめて払い込んでいただく場合(※)は、「金融機関の払込票」により、保険料を払い込むことができます。

(※) 払込期間の残期間すべてをまとめて払い込んでいただく場合は、1年1か月分未満であっても「金融機関の払込票」により、保険料を払い込むことができます。

3 保険料の払込猶予期間と契約の失効 【据置定期年金保険(分割払)に限ります。】

保険料の払込みが遅れますと、契約は効力を失います。

- 保険料は、毎月末までに払込みください。一時的に、保険料の払込みに差し支えがあるときは、次の例のような「払込猶予期間」が設けられています。
- 「払込猶予期間」内に保険料の払込みがないときは、契約は効力を失います(「失効」といいます。)。年金や特約保険金の受取りや、特約保険料の払込免除ができなくなります。
- 保険料の払込猶予期間の例(20日が契約日のとき)



⚠ ご注意

- 当社の商品には、保険料の自動振替貸付制度(保険料の払込みができないとしても、そのときの解約返戻金の範囲内で、自動的に保険料が立て替えられる制度)の取扱いはありません。
- 貸付けを受けるときは、ご契約者による請求が必要です。

約款参照

据置定期約款「第10条」、災害特約「第15条」、傷害入院特約「第16条」、疾病傷害入院特約「第18条」

HP参照

具体的な「前納払込保険料」は、当社ホームページ(<http://www.jplife.japanpost.jp/>)をご覧ください。

4 契約の復活 【据置定期年金保険(分割払)に限ります。】

■ 約款参照

据置定期約款「第12章」、特約「第15章」

基本契約・特約が効力を失った(失効した)ときでも「失効後1年以内」で、年金支払事由発生日前であれば、復活(基本契約・特約を有効な状態に戻すこと)の申込みができます。

(1) 必要な手続き

- 払込みがなかった期間の保険料およびその利息(利息は、基本契約に関するものに限ります。以下、このページでは同じ。)を払込みください。この場合には、保険料およびその利息の払込みに代えて「年金額の減額変更」を行う方法もあります。
- なお、無配当疾病傷害入院特約を付加した契約の復活の申込みを行うときは、あらためて健康状態などについて「告知」が必要です。

(2) 復活の保障(責任)開始の時期

- 復活を当社が承諾したときには契約上の保障(責任) ■ ①が開始となります。
①無配当疾病傷害入院特約を付加していないとき
「払込みがなかった期間の保険料およびその利息の払込み」が完了した時
- **②無配当疾病傷害入院特約を付加したとき**
「払込みがなかった期間の保険料およびその利息の払込み」および「告知」がともに完了した時

⚠ ご注意

- 年金支払事由発生日以後であるとき、返戻金を請求したとき、または復活することにより年金額や特約保険金額が加入限度額 ■ ②を超えるときは、契約の復活はできません。
- 復活の申込みをいただいても健康状態などによっては、復活できない場合もあります。
- 契約の復活の申込みのときには、クーリング・オフ ■ ③は適用となりません。

■ ①しおり17P参照

「契約の保障(責任)の開始時期」

保険料の払込み

■ ②しおり16P参照

「年金・特約保険金の加入限度額」

■ ③しおり18P参照

「クーリング・オフ制度」

5 保険料の払込みが難しい場合 【据置定期年金保険(分割払)に限ります。】

保険料の都合がつかない場合でも、契約を有効に継続する方法があります。

- 下記の「保険料額などの減額変更」や「保険料の払込みの中止(保険料払済契約への変更)」については、現在の基本契約が契約日を含めて2年以上継続している場合に利用できます。
- それぞれの方法の利用に際しては、当社の定めた条件の範囲内での取扱いとなります。

▶ 一時的に保険料の都合がつかないとき

●保険料振替貸付 □①

一定の範囲内の保険料に相当する金額の貸付けを受けていただき(利息をいただきます)、これを保険料に充当する方法です。

①しおり・約款参照

「契約者貸付制度」(49ページ)、据置定期約款「第34条」、災害特約「第14条」、傷害入院特約「第15条」、疾病傷害入院特約「第17条」

▶ 保険料の負担を軽くしたいとき

①基本契約の保険料額などの減額変更 □②

基本契約の保険料額または特約保険金額を減らすことで、以後の保険料を少なくする方法です。

②しおり・約款参照

「現在の契約の解約・減額を前提とした、新たな契約の申込みを検討されているお客様へ」(20ページ)、据置定期約款「第20条」、災害特約「第27条」、傷害入院特約「第26条」、疾病傷害入院特約「第31条」



▶ 保険料の払込みを中止して契約を継続したいとき

●保険料の払込みの中止(保険料払済契約への変更) □④

保険料の払込みを中止し、それまでいただいた保険料に見合う額に年金額および特約保険金額を減額する方法です。

③しおり・約款参照
「契約の解約と返戻金」(51ページ)、災害特約「第32条」、傷害入院特約「第30条」、疾病傷害入院特約「第35条」

④約款参照

据置定期約款「第25条」

1 住所などの変更にともなう各種手続き

約款参照

即時定期約款「第6章」、据置定期約款「第7章」、特約「第10章」、指定代理請求特則「第4条」なお、法律上、有効な遺言によっても保険金受取人を変更できます。

次の場合には、郵便局（郵便局株式会社）、当社の支店、またはかんぽコールセンター（0120-552950）にすみやかにご連絡ください。



- ①住所が変わったとき、年金受取場所（郵便局）の変更をするとき



- ②特約保険金受取人や指定代理請求人を変更するとき



- ③改姓・改名をしたとき



- ④海外に長期間滞在するとき



- ⑤保険証券や保険料領収帳（窓口用：通帳式）の紛失や盗難にあったとき



- ⑥年金受取人（被保険者）が死亡したとき



- ⑦特約死亡保険金受取人が死亡したとき

【据置定期年金保険に限ります。】



- ①ご契約者を変更するとき



- ②保険料の払込方法、保険料振替口座を変更するとき



参考 当社ホームページで手続き可能な取扱い

当社ホームページでは、次の手続きが可能です。

- ①転居などで住所が変わったとき → 「住所変更等届」
- ②保険料払込証明書をなくしたとき → 「保険料払込証明書の再発行」



知っていると安心！ワンポイントアドバイス

- 郵便局にある「郵便物の配達」に関する「転居届」では、当社の保険契約に関する住所を変更することはできません。

2 契約者貸付制度

一時的にお金がご入用なときには、貸付けの制度を利用できます。

(1) 貸付内容

- ご契約者は、一時的にお金がご入用なときには、解約返戻金額の一定の範囲内で貸付けを受けることができます。
- 貸付期間は「1年」です。
- 貸付金に対する利息は、当社所定の利率で計算します。利率は、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更となることがあります。
- なお、貸付けを受けることができる金額は、契約内容や経過年数などにより異なります。契約後、短期間の場合は、貸付けを受けることができない場合もあります。

約款参照

即時定期約款「第16条」、据置定期約款「第34条」、災害特約「第14条」、傷害入院特約「第15条」、疾病傷害入院特約「第17条」

HP参照

利率は、当社ホームページ
(<http://www.jplife.japanpost.jp/>)
をご覧ください。

(2) 貸付金の返済方法

- 「全額返済」や「一部返済」のほか、前回の貸付金と同額の貸付けを受けて、「貸付期間を更新」する方法もあります。

！ご注意

- 初めて貸付けの制度をご利用される場合、当社所定の貸付申込書が必要となります。その際、申込書1枚につき、収入印紙(200円)が必要となります。

- 貸付期間は1年ですので、1年以内にご返済ください。

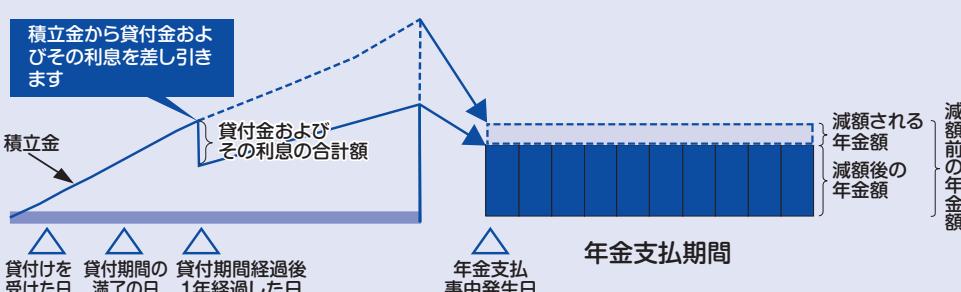
- 貸付期間内(1年以内)に返済をされない場合

○貸付期間(1年)経過後の貸付利率は、貸付期間内における貸付利率よりも2%高くなります。

○また、貸付期間(1年)経過後さらに1年を経過し、かつ、その経過した日が年金支払事由発生日の前日以前である場合には、当社は貸付金の返済に代えて年金額を減額します。



- 貸付金の返済に代えて年金額を減額する場合、年金の原資となる積立金を貸付金およびその利息の返済に充当します。



3 契約者配当金

■ 約款参照

即時定期約款「第11章」、据置定期約款「第14章」、特約「第16章」

■ しおり参照

「特長としくみ」
(22~23ページ)
もご覧ください。

契約者配当金は、当社の毎年の決算に基づき、対象となる契約ごとに割り当てて支払います。

- 契約者配当金は、当社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、年金支払期間が満了したとき、被保険者が死亡したとき、契約を解除したときなどに、年金、特約保険金または返戻金とあわせて支払います。



ご注意

- 契約者配当金額は、経済情勢などにより変動(増減)し、当社の収益などの状況によっては割り当てられないときもあります。
- 無配当入院特約には、契約者配当金はありません。

4 契約の解約と返戻金

契約を途中で解約しますと、返戻金は、多くの場合、いただいた保険料の合計額よりも少ない金額になります。

- ご契約者は、契約（特約を含みます。以下同じ。）をいつでも解約できます。
- 契約を解約した場合、返戻金があるときはご契約者に支払いますが、返戻金は多くの場合、いただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 特に契約後、短期間で解約した場合は、返戻金がまったくないか、あってもごくわずかです。

約款参照

即时定期約款「第14・15条」、据置定期約款「第28・29条」、災害特約「第32・34条」、傷害入院特約「第30・32条」、疾病傷害入院特約「第35・37条」

〈理由〉

- 生命保険では、いただいた保険料を、預貯金のように、そのまま積み立てるのではなく、その一部をご不幸にあわれた方々への保険金の支払いに、また、他の一部を保険契約の成立や維持するための必要経費などにあてています。
- いただいた保険料から、それらを除いた残額を返戻金としているため、ほとんどの場合、いただいた保険料の合計額よりも少ない金額となっております。
- なお、保険証券に同封した「あいさつ状」に返戻金額を例示しておりますので、ご参照ください。
- また、事前に返戻金額を確認する場合は、郵便局（郵便局株式会社）、当社の支店、または、かんぽコールセンター（0120-552950）までお問い合わせください。

【お願い】

- 契約いただいた生命保険は、お客さまご本人やご家族の生活保障、資金づくりなどに役立つ大切な財産です。ぜひとも末永くご継続ください。
- 継続を迷われた場合は、郵便局（郵便局株式会社）、当社の支店、またはかんぽコールセンター（0120-552950）まで、お気軽にご相談ください。
 - ①保険料の払込みが難しいとき →47ページ
 - ②一時的にお金がご用なとき →49ページ
 - ③保障内容の見直しをしたいとき →52ページ



⚠ ご注意

- 定期年金保険では、被保険者が死亡した場合に支払う返戻金額は、払込保険料相当額（被保険者が死亡した日までに支払いをした、または支払うべき年金額があれば、その金額を差し引きます。）となります。この場合の払込保険料相当額は、口座払込みによりお支払いいただいた保険料を基準に計算します。
- 無配当入院特約には、被保険者が死亡したときの返戻金はありません。

5 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ

契約後に保障内容の見直しをしたい場合には、次の方法があります。

- それぞれの方法の利用に際しては、所定の条件を満たすことが必要です。契約の種類や内容によっては取扱いできない場合があります。

利用方法	しくみ図	しくみと特長	保険料
特約の中途付加	<p>〈現在の契約〉 → 〈新しい特約〉</p>	現在の契約に、新たに無配当傷害入院特約などを付加して保障内容を充実させる方法です。	保険料は、現在の契約の保険料と新たに付加した特約の保険料をあわせて払込みいただきます。
年金支払事由発生日の変更(基本契約が据置定期年金保険の場合のみ変更できます。)	<p>〈変更前〉 → 〈変更後〉</p>	年金支払事由発生日を変更し、年金の受取時期を早くしたり遅らせたりする方法です。	基本年金額または保険料額を変更します。
即時型の年金保険への変更(基本契約が据置定期年金保険の場合のみ変更できます。)	<p>〈変更前〉 → 〈変更後〉</p>	据置型から即時型の年金保険へ変更し年金の受取時期を早くする方法です。	基本年金額を変更します。

- 上記の方法のほか、据置定期年金保険の場合は以下の方法があります。

保険料額の減額変更①

保険料額を減額し、以後の保険料の負担を少なくする方法です。

保険料一時払による年金額の増額②

据置型から即時型の年金保険へ変更する際に、年金額を増額する方法です。

保険料払済契約への変更③

保険料の払込みを中止し、それまでいただいた保険料に見合う額に保険金額を減額する方法です。

しおり参照

「保険料の払込みが難しい場合」(47ページ) や「現在の契約の解約・減額を前提とした、新たな契約の申込みを検討されているお客さまへ」(20ページ) もご参考ください。

①約款参照

据置定期約款「第20条」

②約款参照

据置定期約款「第24条」

③約款参照

据置定期約款「第25条」

6 ご契約者をはじめとした関係者の保護

年金や特約保険金などの受取権の譲渡禁止

Q

年金や特約保険金などの受取権について、他人に譲渡したり、質権を設定することはできますか？

A

ご契約者、年金受取人または保険金受取人は、年金、特約保険金、返戻金または契約者配当金を受け取る権利を、他人に譲り渡したり、質権を設定することはできません。当社では、**生活保障のための契約について契約関係者の権利の保護を図るため**、主約款・特約条項で「譲渡禁止」①を規定しています。契約の成立後に交付する「保険証券」に「譲渡禁止」の表示があります。

 ①約款参照

即時定期約款「第19条」、据置定期約款「第37条」、災害特約「第41条」、傷害入院特約「第38条」、疾病傷害入院特約「第43条」

被保険者による契約の解除請求権【特約を付加した場合に限ります。】

Q

他人を被保険者とする契約（ご契約者≠被保険者）の場合、被保険者は生命保険の加入に一度同意をしてしまうと、その後、事情が変わっても、その同意を解除することはできませんか？

A

被保険者が、当社に対して、直接契約の解除の請求を行うことはできませんが、被保険者からご契約者に対して、保険法②に基づき、以下の場合、契約の解除を求めることができます。

 ②参照

保険契約に関する一般的なルールを定めた法律で、保険契約の締結から終了までの間における保険契約における関係者の権利義務等が規定されています（平成22年4月1日から施行）。この法律に「被保険者による解除請求権」の規定があります。

①ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が契約の申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変更したとき
例えば、夫婦であったご契約者と被保険者が離婚したとき

企業がご契約者の場合、被保険者である従業員が退社したとき

②ご契約者または保険金受取人が当社に保険金の支払いを行わせることを目的として保険金などの支払事由を発生させた、または発生させようとしたとき
③保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った（行おうとした）とき
④上記②③のほか、被保険者ご契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由があるとき

この場合、被保険者からご契約者に対して申し出ていただき、当事者間で解決の上、ご契約者から契約の解約の請求をしてください。

契約後の取扱い

保険金受取人による契約の継続（介入権）【特約を付加した場合に限ります。】

Q

ご契約者の差押債権者、破産管財人などの債権者が契約を解約しようとするとき、生活保障の継続のために、保険金受取人が契約（保障）を継続させる方法はありますか？

A

ご契約者の差押債権者、破産管財人などの債権者（解除権者といいます。）が、解約返戻金を取得するために契約を解約しようとしたとき、保険金受取人（ご契約者以外の方で、ご契約者または被保険者の親族か、被保険者本人に限ります。）は、解約の通知が当社（郵便局（郵便局株式会社）を含みます。以下同じ。）に到着した時から**1か月以内に**、ご契約者の同意を得た上で、解約返戻金相当額を、その解除権者に対して支払いをし、かつ、当社あてに通知を行うことで契約の継続ができます③。

 ③約款参照

災害特約「第33条」、傷害入院特約「第31条」、疾病傷害入院特約「第36条」

1 生命保険料控除

1月～12月に払込みされた保険料に応じた一定の額が、所得税と住民税の課税対象となる所得から控除される制度です。これにより「所得税」と「住民税」が軽減される制度です。

対象契約

(1) 「個人年金保険料」として「生命保険料控除の対象」となる契約

- 次のすべての要件を満たすことが必要です。これらの条件を満たした契約の保険料は、「個人年金保険料」として、「一般の生命保険料」とは、「別枠」で生命保険料控除を受けることができます。

年金受取人	年金受取人が「ご契約者本人」または「配偶者」
保険料の払込期間	払込期間が10年以上で、定期的に払込みを行うもの（一時払をしたときは対象となりません。）
年金支払期間	次のいずれかであること ①年金支払開始日における年金受取人の年齢が60歳以上で、かつ、10年以上にわたり定期的に年金の支払いが行われるもの ②年金受取人の生存している期間にわたり、定期的に年金の支払いが行われるもの

- 「上記以外の年金保険」および「年金保険に特約を付加したときは、その特約部分」は、次の(2)の取扱いとなります。

(2) 「一般の生命保険料」として「生命保険料控除の対象」となる契約

- 「上記(1)(表)の要件を満たさない契約」または「年金保険に特約を付加したときは、その特約部分」のいずれかに該当し、次の要件を満たす必要があります。

納税者ご本人が保険料を支払い、かつ、保険金受取人のすべてが「ご本人」、「配偶者」または「その他の親族」である生命保険契約（保険期間が5年末満で一定のもの等は除かれます。）。

対象保険料

- 1年間（1月～12月）に払込みになった保険料の合計額（年間正味払込保険料）となります。

生命保険料控除の手続き

- ①当社から「保険料払込証明書」を毎年発行します。
②生命保険料控除の特典を受けるためには「申告」が必要です。

〈給与所得者の方〉

- 年末調整の際、「保険料控除申告書」に「保険料払込証明書」を添付して勤務先に提出してください。

〈給与所得者以外の方(申告納税者)〉

- 確定申告の際、「確定申告書」に「保険料払込証明書」を添付して所轄の税務署に提出してください。

生命保険料控除額

- 次のとおり年間の所得金額から控除されます。

〈所得税〉

年間正味払込保険料	控除金額
25,000円以下のとき	全額
25,000円を超えるとき	(年間正味払込保険料×1/2)+12,500円
50,000円を超えるとき	(年間正味払込保険料×1/4)+25,000円
100,000円を超えるとき	一律 50,000円

〈住民税〉

年間正味払込保険料	控除金額
15,000円以下のとき	全額
15,000円を超えるとき	(年間正味払込保険料×1/2)+7,500円
40,000円を超えるとき	(年間正味払込保険料×1/4)+17,500円
70,000円を超えるとき	一律 35,000円

「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」との両方があるときは、上記表に基づき、それぞれ「別枠」で計算した金額の合計となります。

2 年金の税法上の取扱い

年金にかかる税金は、ご契約者・受取人（＝被保険者）の関係によって異なります。以下は、ご契約者が保険料負担者の場合です。

年金の課税の取扱い

契約形態	契約内容の例			税の種類	
	ご契約者	被保険者	年金受取人	年金の受給権取得時	年金の受取時
ご契約者と受取人が同一人のとき	夫	夫	夫	—	所得税（雑所得） 住民税
ご契約者と受取人が別人のとき	夫	妻	妻	贈与税	所得税（雑所得） 住民税

- 毎年受け取る年金の年額から、その年額に対する必要経費の額を差し引いた金額が25万円以上のときは、その差し引いた後の金額が10%の源泉徴収の対象となります。このときは、源泉徴収額を差し引いた上で、年金を支払います。
- 贈与税または相続税の課税対象となった契約の場合には、年金にかかる所得税の一部が還付される可能性があります。詳しくは所轄の税務署にご確認ください。

3 入院保険金などの税法上の取扱い

次の保険金の受取人が「被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族」に該当するときには、次の保険金は「非課税」となります。

入院保険金、手術保険金、長期入院一時保険金、傷害保険金



ご注意

- 平成22年12月現在に適用される税制に基づき記載をしています。今後、税制が変わる場合もあります。一般的な税務の取扱いを記載しているものであり、実際の取扱いは、個々の状況によって異なることがあります。
- 詳しくは、所轄の税務署などにご確認ください。

MEMO

1 個人情報の取扱い

当社は、お客様の個人情報について、その利用目的を特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲で取り扱います。

●当社における「個人情報の利用目的」は、以下のとおりです。

- ①各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金などの支払い
- ②関連会社・提携会社などを含む各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

当社は、お客様に対して満足度の高いサービスを提供していく上で、個人情報の適切な保護と取扱いが重要であると認識し、**個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）**を定め、これを実行します。

HP参照

当社の個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）は、当社ホームページ（<http://www.jplife.japanpost.jp/>）をご覧ください。

2 他の生命保険会社などとの 保険契約などに関する情報の共同利用

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院保険金などの支払いが正しく確実に行われるよう「**契約内容登録制度**」、「**契約内容照会制度**」および「**支払査定時照会制度**」に基づき、下記のとおり当社の保険契約などについての所定の情報を特定の者と共同して利用します。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご覧ください。

▶ 1 契約内容登録制度／契約内容照会制度

お客様の契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、平成20年4月1日から、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社など」といいます。）とともに、保険契約、共済契約もしくは特約付加（以下「保険契約など」といいます。）のお引受けの判断または保険金、給付金もしくは共済金など（以下「保険金など」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「**契約内容登録制度**」（全国共済農業協同組合連合会との間では「**契約内容照会制度**」といいます。）に基づき、当社の保険契約などに関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約などのお申込みがあった場合、当社は、社団法人生命保険協会に、保険契約などに関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約などをお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
- 社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約などのお申込みがあった場合または保険金などのご請求があった場合、社団法人生命保険協会から各生命保険会社などに提供され、各生命保険会社などにおいて、保険契約などのお引受けまたはこれらの保険金などのお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
- なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日から5年間（被保険者が満15歳未満の保険契約などについては「契約日などから5年間」と「契約日などから被保険者が満15歳に達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
- 各生命保険会社などはこの制度により知り得た内容を、保険契約などのお引受けおよびこれらの保険金などのお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社などは、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

●当社の保険契約などに関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることがあります。

【登録事項】

- ①保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- ②死亡保険金および災害死亡保険金の金額
- ③入院保険金の種類および日額
- ④契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- ⑤当会社名

●その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

▶ 2 支払査定時照会制度

保険金などの請求に際し、お客さまの契約内容を照会させていただくことがあります。

●当社は、平成19年10月1日から、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社など」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約など（以下「保険契約など」といいます。）の解除、取消もしもしくは無効の判断（以下「お支払いなどの判断」といいます。）の参考とする目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社などの保有する保険契約などに関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用いたします。

●保険金、年金または給付金（以下「保険金など」といいます。）のご請求があつた場合や、これらについての保険事故が発生したと判断される場合に「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社などに照会を行い、他の各生命保険会社などから情報の提供を受け、また、他の各生命保険会社などからの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。

●相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求についての傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社などに提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社などによるお支払いなどの判断の参考とするため利用されることがあります、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社などにおいて、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社などは「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

●当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または死亡保険金などの受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約にかかるものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日および対象となる保険事故（上記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。）
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金など受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

●その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

●上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

3 生命保険契約者保護機構

HP参照

生命保険契約者保護機構のホームページ
(<http://www.seihohogo.jp/>) もご覧ください。

当社は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時または契約変更時にお約束した保険金額、年金額などが削減されることがあります。
- なお、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、ご契約時または契約変更時の保険金額、年金額などが削減されることがあります。

▶ 保護機構の概要

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険にかかる保険契約者などのための相互援助制度として、当該破綻保険会社にかかる保険契約の移転などにおける資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いにかかる資金援助および保険金請求権などの買取りを行うなどにより、保険契約者などの保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態などによっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転などに際して資金援助などの支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転などにおける補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）にかかる部分を除いた日本国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金など（※3）の90%とすることが、保険業法などで定められています（保険金・年金などの90%が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転などの際には、責任準備金などの削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率など）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額などが減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証など）のない保険契約にかかる特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することができます（実際に削減するか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金などの補償限度が下記のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

【高予定利率契約の補償率】=90% - {（過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率）の総和 ÷ 2}

(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっています。現在の基準利率は、当社または保護機構のホームページ(<http://www.seihohogo.jp/>)で確認できます。

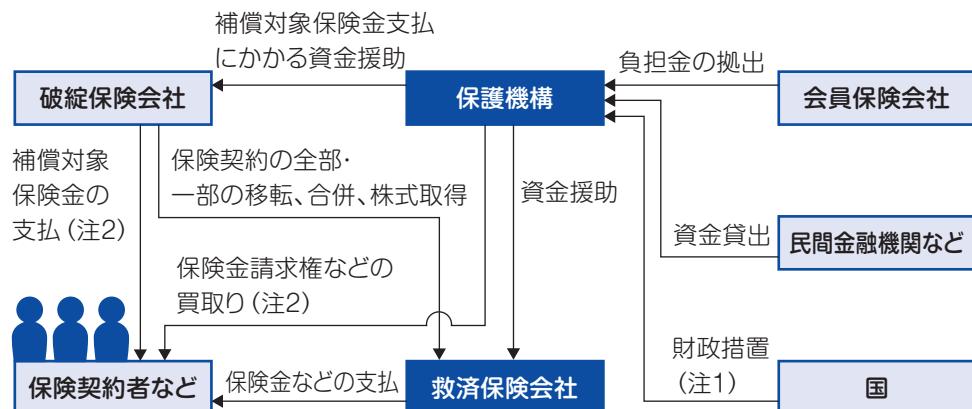
(注2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険などにおいて被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金などとは、将来の保険金・年金・給付金のお支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金などをいいます。

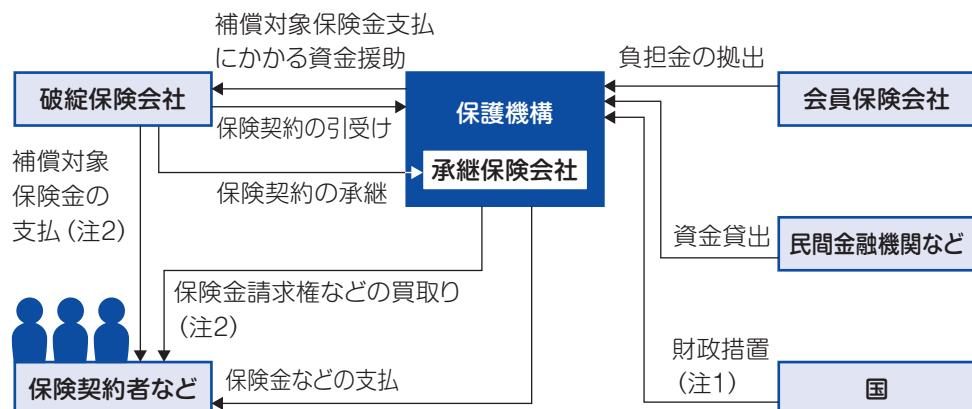
※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額などについても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概要図】

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、平成24年(2012年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助などの対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金などの支払い、保護機構が補償対象契約にかかる保険金請求権などを買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金などの補償限度と同率となります(高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります。)。



- 補償対象契約の範囲、補償対象契約の補償限度などを含め、本掲載内容はすべて平成22年12月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。
- 生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構 ☎ TEL03-3286-2820
月～金曜日(祝日・年末年始を除く)、午前9時～正午、午後1時～午後5時

4 日本郵政グループ行動憲章

1. 信頼の確保

- お客様の立場に立ち、お客様の期待に応えることにより、お客様の信頼を獲得します。
- 情報の保護と管理を徹底し、お客様と社会に対して安心を約束します。
- 透明性の高い業務運営と公正な開示を通じて、企業としての説明責任を果たします。

2. 規範の遵守

- 法令や社会規範、社内ルールを遵守し、誠実な企業活動を継続します。
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、断固として対決します。
- 責任と権限を明確にし、プロセスと結果を厳正に評価して職場規律を維持します。

3. 共生の尊重

- 環境に配慮し、企業活動を通じて積極的に社会に貢献します。
- 多様なステークホルダーとの対話を重視し、持続的な共生を目指します。
- 人権を尊重し、安全で働きやすい職場環境を確保します。

4. 価値の創造

- お客様の期待を超える価値、質の高いサービスを提供します。
- 効率性を追求し、安定的な価値を創出します。
- 相互理解と連携を推進し、企業価値の創造に向けて社員一人ひとりが役割と責任を果たします。

5. 変革の推進

- 変化に機敏に対応し、スピードを重視して変革を実現します。
- 広い視野、高い視点に立って、創造性を発揮します。
- 世界とつながり世界へ拡がるビジネスに、積極果敢にチャレンジします。

約款



「約款」の見かた <この見本はイメージです。>

[1] [2] [3] ……の番号がある場合には、
対応する右の備考もご参照ください。

備考

この部分も、
約款の一部です。

普通保険約款

第2条（重度障害による保険金の支払）

- (1) 被保険者が基本契約の責任開始時以後に重度障害の状態（別表3）になった場合において、保険契約者からその旨の通知があったときは、その通知があった日にその疾病または傷害により被保険者が死亡したものとみなして、死亡保険金の支払の規定その他この約款の規定を適用します。ただし、第3条（保険金の倍額支払）は適用しません。
- (2) 保険契約者が本条(1)の通知をしようとするときは、必要書類（別表5）を会員へ提出してください。
- (3) 本条(1)は、被保険者が保険契約者、被保険者または特定された死亡保険金受取人、故意により重度障害の状態（別表3）になった場合には、適用しません。
- (4) 本条(1)の場合において、保険契約者から、保険料払込免除の取扱いを受けた場合は、本条(1)にかかる限り、その請求に基づき取り扱います。この場合において、後日本条(1)に基づく死亡保険金の支払請求をしようとするときは、保険契約者は、改めて本条(1)の通知をしてください。

第2条

- [1] 「責任開始時以後」とは、第7条（責任開始の時）の責任開始の時以後をいいます。復活した基本契約の場合は、第40条（復活の責任開始の時）の復活責任開始の時以後をいいます。
「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
「特定された死亡保険金受取人」とは、この基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された死亡保険金受取人をいいます。また、第25条（会社への通知による保険金受取人の変更）または第26条（遺言による保険金受取人の変更）により死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [2] 「保険料払込免除の取扱い」とは、被保険者が重度障害の状態（別表3）になった場合に、第5条（身体障害等による払込免除）により将来の保険料を払込免除とする取扱いをいいます。

第3条（保険金の倍額支払）

- (1) 被保険者が基本契約の契約日^[1]からその日を含めて1年後後に、次のいずれかに該当したときは、支払

即時定期年金保険普通保険約款

(平成 19 年 10 月 1 日制定)

(平成 22 年 4 月 1 日改正)

目次

第1章 年金の支払	67
第1条 年金の支払	67
第2条 年金の支払方法	67
第2章 責任開始	
第3条 責任開始の時	67
第4条 保険証券	68
第3章 契約の解除	
第5条 重大事由による契約の解除	68
第6条 加入限度額超過による契約の解除	68
第4章 契約の取消しおよび無効	
第7条 詐欺による取消し	69
第8条 不法取得目的による無効	69
第5章 保険契約者等の代表者	
第9条 保険契約者等の代表者	69
第6章 契約関係者の変更	
第10条 年金受取人による保険契約者の地位の承継	69
第11条 住所等の変更	69
第7章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	
第12条 加入年齢の計算	70
第13条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	70
第8章 解約	
第14条 保険契約者による解約	70
第9章 返戻金の支払	
第15条 返戻金の支払	70
第10章 契約者貸付	
第16条 契約者貸付	71
第11章 契約者配当	
第17条 契約者配当金の割当て	71
第18条 契約者配当金の支払	71
第12章 譲渡禁止	
第19条 譲渡禁止	72
第13章 年金等を支払う際に貸付金等がある場合の取扱い	
第20条 年金等を支払う際に貸付金等がある場合の取扱い	72
第14章 年金等の請求および支払時期等	
第21条 年金等の請求および支払時期等	72
第22条 消滅時効の援用	73
第15章 特則	
第23条 一時払保険料をクレジットカード等により払い込む場合の特則	73
別表 必要書類	

第1章 年金の支払

第1条（年金の支払）

この基本契約の年金の支払については、次のとおりとします。

支払事由	支払額	受取人
年金支払事由発生日 ^[1] に被保険者が生存しているとき	基本年金額 ^[4]	年金受取人 ^[5]
年金支払期間 ^[2] 内に到来する年ごとの年金支払事由発生応当日 ^[3] に被保険者が生存しているとき		

備考（第1条）

- [1] 「年金支払事由発生日」とは、基本契約の契約日をいいます。
- [2] 「年金支払期間」とは、年金支払事由発生日からその日を含めて計算した一定の期間をいいます。
- [3] 「年ごとの年金支払事由発生応当日」とは、年金支払事由発生日の1年ごとの応当日をいい、その応当日がない年の場合は、年金支払事由発生日を含む月の1年ごとの応当月の末日とします。
- [4] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた年金の額をいいます。
- [5] 年金受取人は、被保険者とし、被保険者以外の者に変更することはできません。

第2条（年金の支払方法）

- (1) 会社は、各年金支払年度^[1]に支払うべき年金額を6回に分割し、年金支払事由発生日^[2]または年ごとの年金支払事由発生応当日^[3]の2か月ごとの応当日^[4]に、その1回分を支払います。この場合において、1回分の支払金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は各年金支払年度^[1]の最初に支払うべき金額に合算して支払います。
- (2) 本条(1)の場合において、年金支払期間^[5]中に被保険者が死亡した場合または基本契約が解約された場合であって、被保険者の死亡した日または基本契約の解約の通知の日を含む年金支払年度^[1]に支払うべき年金に未払分があるときは、これを一括して年金受取人に支払います。

備考（第2条）

- [1] 「年金支払年度」とは、年金支払事由発生日または年ごとの年金支払事由発生応当日に始まり、次の年ごとの年金支払事由発生応当日の前日に終わる期間をいいます。
- [2] 「年金支払事由発生日」とは、基本契約の契約日をいいます。
- [3] 「年ごとの年金支払事由発生応当日」とは、年金支払事由発生日の1年ごとの応当日をいい、その応当日がない年の場合は、年金支払事由発生日を含む月の1年ごとの応当月の末日とします。
- [4] 年金支払事由発生日または年ごとの年金支払事由発生応当日を含む月の2か月ごとの月にその応当日がない場合は、その月の末日とします。
- [5] 「年金支払期間」とは、年金支払事由発生日からその日を含めて計算した一定の期間をいいます。

第2章 責任開始

第3条（責任開始の時）

- (1) 会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

申込みの承諾と保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、基本契約の申込みを承諾した後に一時払保険料を受け取った場合	一時払保険料を受け取った時

② 会社が、一時払保険料相当額を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合	一時払保険料相当額を受け取った時
--	------------------

- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を契約日とします。
- (3) 会社は、基本契約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券を保険契約者に交付します。

第4条（保険証券）

保険証券には、次の事項を記載します。

- ① 会社名
- ② 保険契約者の氏名または名称
- ③ 被保険者の氏名
- ④ 年金受取人の氏名
- ⑤ 支払事由
- ⑥ 年金額
- ⑦ 年金支払期間
- ⑧ 年金支払開始年齢
- ⑨ 年金支払事由発生日
- ⑩ 保険料およびその払込方法
- ⑪ 契約日
- ⑫ 保険証券を作成した年月日

第3章 契約の解除

第5条（重大事由による契約の解除）

- (1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。
- ① この基本契約の年金の請求に関し、年金受取人に詐欺行為^[1]があった場合
 - ② この基本契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない
①の事由と同等の重大な事由がある場合
- (2) 会社は、本条(1)の事由がある場合には、年金の支払事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、本条(1)①②の事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、会社は、次のとおり取り扱います。
- ① その年金を支払いません。
 - ② すでにその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
- (3) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (4) 本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、被保険者、年金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

備考（第5条）

- [1] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。

第6条（加入限度額超過による契約の解除）

- (1) 会社は、基本契約の基本年金額^[1]が、加入限度額^[2]を超える場合^[3]には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。
- (2) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する

備考（第6条）

- [1] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた年金の額をいいます。

る通知により行います。

- (3) 本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、被保険者、年金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

[2] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。

- [3] 「加入限度額を超える場合」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の年金の年額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

第4章 契約の取消しおよび無効

第7条（詐欺による取消し）

保険契約者、被保険者または年金受取人の詐欺により基本契約の締結が行われたときは、会社は、その基本契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第8条（不法取得目的による無効）

保険契約者が年金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、基本契約の締結を行ったときは、その基本契約は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第5章 保険契約者等の代表者

第9条（保険契約者等の代表者）

- (1) 基本契約について保険契約者または年金受取人が2人以上いるときは、各代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、それぞれ他の保険契約者または年金受取人を代理するものとします。
- (2) 保険契約者または年金受取人が本条(1)の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類（別表）を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、その基本契約について保険契約者または年金受取人の1人に対して会社がした行為は、それぞれ他の保険契約者または年金受取人に対しても、その効力を有します。
- (4) 基本契約について保険契約者が2人以上いるときは、その基本契約に関する貸付金その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

備考（第9条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第6章 契約関係者の変更

第10条（年金受取人による保険契約者の地位の承継）

年金受取人は、年金支払事由発生日^[1]において、保険契約者の基本契約による権利義務を承継するものとします。

備考（第10条）

- [1] 「年金支払事由発生日」とは、基本契約の契約日をいいます。

第11条（住所等の変更）

- (1) 保険契約者、被保険者または年金受取人が住所または氏名を変更したときは、会社^[1]に届け出してください。
- (2) 本条(1)の住所変更の届出がなく、保険契約者または年金受取人の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所にてに発した通知は、その発した時に、保険契約者または年金受取人に到達したものとみなします。

備考（第11条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第7章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第12条（加入年齢の計算）

- (1) 基本契約の契約日における被保険者の年齢は、出生の月から契約日を含む月まで月をもって計算し、1年に満たない端数があるときは、その端数が7ヶ月以上のときは1年に切り上げ、6ヶ月以下のときは切り捨てる方法により計算します。
- (2) 基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日^[1]に、本条(1)の年齢に毎年1歳ずつを加えて計算します。

備考（第12条）

- [1] 「年ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

第13条（年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い）

保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、その基本契約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいて基本契約を締結したものとして、会社の定める計算方法により、加入限度額^[1]を上限として基本年金額^[2]を変更します。この場合において、すでに払い込まれた保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

備考（第13条）

- [1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。
- [2] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた年金の額をいいます。

第8章 解約

第14条（保険契約者による解約）

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、基本契約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表）を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日^[2]^[3]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[2]^[3]に解約の通知があったときはその時に効力を生じます。

備考（第14条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「月ごとの契約応当日」には、年金支払期間の満了する日を含みます。

第9章 返戻金の支払

第15条（返戻金の支払）

- (1) 次のいずれかの場合において、返戻金があるときは、保険契約者に支払います。
 - ① 基本契約の解除
 - ② 第14条（保険契約者による解約）の解約の通知
 - ③ 被保険者の死亡
- (2) 本条(1)の返戻金の額は、会社の定める計算方法により、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。この場合において、本条(1)③の場合の返戻金の額は、この基本契約について払い込まれた一時払保険料に相当する額から、その死亡の日を含む年金支払年度^[1]までに支払うべき年金額に相当する額を差し引いた残額とします。

備考（第15条）

- [1] 「年金支払年度」とは、年金支払事由発生日または年ごとの年金支払事由発生応当日に始まり、次の年ごとの年金支払事由発生応当日の前日に終わる期間をいいます。

第10章 契約者貸付

第16条（契約者貸付）

- (1) 保険契約者は、解約返戻金額^[1]のうち会社の定める計算方法により算出された額の範囲内で、貸付けを受けることができます。ただし貸付金が会社の定める金額に満たない場合には、貸付けを受けることができません。
- (2) 保険契約者が本条(1)の貸付けを受けようとするときは、必要書類（別表）を会社^[2]に提出してください。
- (3) 貸付金の利息は、会社の定める利率で計算し、貸付けを受けた日の翌日から弁済の日まで発生します。
- (4) 保険契約者は、貸付期間^[3]内に、会社の定める方法により、利息とともに貸付金を弁済してください。ただし、貸付期間^[3]の満了前に基本契約が消滅したときは、その貸付けは弁済期限が到来したものとします。
- (5) 保険契約者が貸付金を弁済しないで更に貸付けを請求する場合においては、前貸付金は、新たな貸付けを請求したときに弁済があったものとして、新たな貸付金額から前貸付金額を差し引きます。^[4]この場合において、貸付金を支払った場合で貸付けの請求の日と支払を受けた日が異なる日であるときは、その支払を受けた金額に対するその貸付けの請求の日から支払を受けた日までの期間に対する利息は支払う必要がありません。

備考（第16条）

- [1] 「解約返戻金額」とは、基本契約を解約した場合にその基本契約の経過した年月数により算出した第15条（返戻金の支払）(2)に定める返戻金の額をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「貸付期間」は、貸付けを受けた日の翌日からその日を含めて1年の期間とし、その期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間とします。
- [4] 保険契約者が新たな貸付金の一部をもって前貸付金に対する利息の弁済に充てるときは、利息を提出する必要はありません。

第11章 契約者配当

第17条（契約者配当金の割当て）

- (1) 会社は、会社の定める計算方法により積み立てた契約者配当準備金の中から、毎事業年度末に、会社の定める計算方法により、その事業年度末に効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てることができます。
- (2) 本条(1)のほか、基本契約の契約日からその日を含めて会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定める計算方法により、契約者配当準備金の中から、契約者配当金を割り当てることができます。

第18条（契約者配当金の支払）

- (1) 第17条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金は、年金支払期間^[1]内に到来する年ごとの年金支払事由発生応当日^[2]に効力を有する基本契約^[3]に限り、その年ごとの年金支払事由発生応当日^[2]から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。
- (2) 第17条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金のうち、本条(1)に該当しなかった契約者配当金^[4]は、契約者配当準備金に繰り入れます。
- (3) 次のいずれかの事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金^[5]を支払います。
 - ① 被保険者の死亡
 - ② 基本契約の解除
 - ③ 第14条（保険契約者による解約）の解約の通知
 - ④ 年金支払期間^[1]の満了
- (4) 第17条（契約者配当金の割当て）(2)により割り当てた契約者配当金は、会社の定める方法により計算して支払います。

備考（第18条）

- [1] 「年金支払期間」とは、年金支払事由発生日からその日を含めて計算した一定の期間をいいます。
- [2] 「年ごとの年金支払事由発生応当日」とは、年金支払事由発生日の1年ごとの応当日をいい、その応当日がない年の場合は、年金支払事由発生日を含む月の1年ごとの応当月の末日とします。
- [3] 年ごとの契約応当日に基本契約の解除または第14条（保険契約者による解約）の解約の通知があった基本契約を除きます。
- [4] その事業年度末または翌事業年度中に年金支払期間の満了する基本契約に対して割り当てたもののうち、本条(3)④に該当したことにより支払うものを除きます。
- [5] 本条(3)の「契約者配当金」には、本条(3)の事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。

第12章 謲渡禁止

第19条（謲渡禁止）

保険契約者または年金受取人は、年金、返戻金または契約者配当金を受けるべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第13章 年金等を支払う際に貸付金等がある場合の取扱い

第20条（年金等を支払う際に貸付金等がある場合の取扱い）

年金等^[1]を支払う場合において、その基本契約に関し貸付金等^[2]があるときは、その支払額から差し引きます。

備考（第20条）

[1] 「年金等」とは、次のものをいいます。

- (1) 年金
- (2) 返戻金
- (3) 契約者配当金

[2] 「貸付金等」とは、次のものをいいます。

- (1) すでに弁済期限が到来している貸付金
- (2) その他会社が弁済を受けるべき金額

第14章 年金等の請求および支払時期等

第21条（年金等の請求および支払時期等）

- (1) 保険契約者が被保険者の死亡の事実を知ったときは、遅滞なくその旨を会社^[1]に通知してください。
- (2) 保険契約者または年金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類(別表)を会社^[1]に提出して年金等^[2]を請求してください。
- (3) 年金等^[2]は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社^[1]で支払います。
- (4) 年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時までに会社^[1]に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認^[3]を行います。この場合には、本条(3)にかかわらず、年金等^[2]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、年金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	保険契約者、被保険者もしくは年金受取人の基本契約締結の目的または年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにおける事実

- (5) 本条(4)の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(3)(4)にかかわらず、年金等^[2]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数(①②③のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。)を経過する日とし、会社は、年金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。
 - ① 本条(4)に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
 - ② 本条(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日

備考（第21条）

[1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

[2] 「年金等」とは、年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。

[3] 「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。

[4] 会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

- ③ 本条(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日
- (6) 本条(4)(5)の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^[4]は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等^[2]の支払は行いません。
- (7) 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

第 22 条（消滅時効の援用）

年金等^[1]の支払を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることはありません。

備考（第 22 条）

- [1] 「年金等」とは、年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。

第 15 章 特則

第 23 条（一時払保険料をクレジットカード等により払い込む場合の特則）

- (1) 一時払保険料^[1]を次の方法により払い込む場合、次の時を第3条（責任開始の時）の一時払保険料^[1]を受け取った時とします。

クレジットカード ^[2] により払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時
デビットカード ^[3] により金融機関等の口座からの引落し等によって払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時。この場合には、デビットカード ^[3] を会社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にデビットカード ^[3] の暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されることを必要とします。

- (2) 本条(1)にかかわらず、クレジットカード^[2]により一時払保険料^[1]を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、一時払保険料^[1]の払込みはなかったものとします。

- ① 会社がクレジットカード発行会社から一時払保険料^[1]に相当する金額を受け取ることができないこと
 - ② クレジットカード発行会社がクレジットカード^[2]の名義人^[4]から一時払保険料^[1]に相当する金額を受け取ることができないこと
- (3) 会社は、本条(1)により払い込まれた一時払保険料^[1]については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

備考（第 23 条）

- [1] 「一時払保険料」には、一時払保険料相当額を含みます。
- [2] 会社の指定したクレジットカードとします。
- [3] 会社の指定したキャッシュカード等とします。
- [4] 「名義人」には、クレジットカード発行会社の会員規約等により、そのクレジットカードの使用が認められている人を含みます。

別表 必要書類

(1) 年金の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要な書類は、次のとおりとします。

① 年金の支払

項目	提出する者	必要書類
年金の支払（第1条関係）	年金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 年金受取人の戸籍抄本 4 年金受取人の印鑑証明書または健康保険証 5 保険証券

② 返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
基本契約の解除または解約による返戻金の支払（第15条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
被保険者の死亡による返戻金の支払（第15条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券

③ その他

項目	提出する者	必要書類
保険契約者等の代表者の指定または変更（第9条関係）	保険契約者または年金受取人	1 会社所定の通知書 2 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による解約（第14条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
契約者貸付（第16条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書または請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
契約者配当金の支払（第18条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券

(2) 会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることができます。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることができます。

据置定期年金保険普通保険約款

(平成 19 年 10 月 1 日制定)

(平成 22 年 4 月 1 日改正)

目次

第1章 年金の支払	
第1条 年金の支払	76
第2条 年金の支払方法	76
第2章 責任開始	
第3条 責任開始の時	77
第4条 保険証券	77
第3章 保険料の払込み	
第5条 適用	78
第6条 第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間	78
第7条 契約の失効	78
第8条 保険料の払込方法（経路）	78
第9条 会社による保険料の払込方法（経路）の変更	78
第10条 前納払込み	79
第11条 未経過期間に対する保険料の払戻し	79
第4章 契約の解除	
第12条 重大事由による契約の解除	79
第13条 加入限度額超過による契約の解除	80
第5章 契約の取消しおよび無効	
第14条 詐欺による取消し	80
第15条 不法取得目的による無効	80
第6章 保険契約者等の代表者	
第16条 保険契約者等の代表者	80
第7章 契約関係者の変更	
第17条 保険契約者の変更	80
第18条 年金受取人による保険契約者の地位の承継	81
第19条 住所等の変更	81
第8章 契約の変更	
第20条 保険料額の減額変更	81
第21条 年金支払事由発生日の変更	81
第22条 年金支払期間の延長変更	82
第23条 即時型の年金保険への変更	82
第24条 保険料一時払による年金額の増額	83
第25条 保険料払済契約への変更	83
第9章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	
第26条 加入年齢の計算	83
第27条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	83
第10章 解約	
第28条 保険契約者による解約	84
第11章 返戻金の支払	
第29条 返戻金の支払	84
第12章 契約の復活	
第30条 契約の復活	84
第31条 復活払込金に代える年金額の減額変更	85
第32条 復活の責任開始の時	85
第33条 復活の効果	85
第13章 契約者貸付	
第34条 契約者貸付	85

第14章 契約者配当		
第35条 契約者配当金の割当て	87	
第36条 契約者配当金の支払	87	
第15章 譲渡禁止		
第37条 譲渡禁止	87	
第16章 年金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い		
第38条 年金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い	87	
第17章 年金等の請求および支払時期等		
第39条 年金等の請求および支払時期等	88	
第40条 消滅時効の援用	88	
第18章 特則		
第41条 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則	89	
別表 必要書類		

第1章 年金の支払

第1条（年金の支払）

この基本契約の年金の支払については、次のとおりとします。

支払事由	支払額	受取人
年金支払事由発生日 ^[1] に被保険者が生存しているとき	基本年金額 ^[4]	年金受取人 ^[5]
年金支払期間 ^[2] 内に到来する年ごとの年金支払事由発生応当日 ^[3] に被保険者が生存しているとき		

備考（第1条）

- [1] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第26条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。
- [2] 「年金支払期間」とは、年金支払事由発生日からその日を含めて計算した一定の期間をいいます。
- [3] 「年ごとの年金支払事由発生応当日」とは、年金支払事由発生日の1年ごとの応当日をいい、その応当日がない年の場合は、年金支払事由発生日を含む月の1年ごとの応当月の末日とします。
- [4] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた年金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [5] 年金受取人は、被保険者とし、被保険者以外の者に変更することはできません。

第2条（年金の支払方法）

- (1) 会社は、各年金支払年度^[1]に支払うべき年金額を6回に分割し、年金支払事由発生日^[2]または年ごとの年金支払事由発生応当日^[3]の2か月ごとの応当日^[4]に、その1回分を支払います。この場合において、1回分の支払金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は各年金支払年度^[1]の最初に支払うべき金額に合算して支払います。
- (2) 本条(1)の場合において、年金支払期間^[5]中に被保険者が死亡した場合または基本契約が解約された場合であって、被保険者の死亡した日または基本契約の解約の通知の日を含む年金支払年度^[1]に支払うべき年金に未払分があるときは、これを一括して年金受取人に支払います。

備考（第2条）

- [1] 「年金支払年度」とは、年金支払事由発生日または年ごとの年金支払事由発生応当日に始まり、次の年ごとの年金支払事由発生応当日の前日に終わる期間をいいます。
- [2] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第26条

(加入年齢の計算)の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。

- [3] 「年ごとの年金支払事由発生日応当日」とは、年金支払事由発生日の1年ごとの応当日をいい、その応当日がない年の場合は、年金支払事由発生日を含む月の1年ごとの応当月の末日とします。
- [4] 年金支払事由発生日または年ごとの年金支払事由発生日応当日を含む月の2か月ごとの月にその応当日がない場合は、その月の末日とします。
- [5] 「年金支払期間」とは、年金支払事由発生日からその日を含めて計算した一定の期間をいいます。

第2章 責任開始

第3条 (責任開始の時)

- (1) 会社は、次の時から基本契約上の責任を負います。

申込みの承諾と保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、基本契約の申込みを承諾した後に第1回保険料 ^[1] を受け取った場合	第1回保険料 ^[1] を受け取った時
② 会社が、第1回保険料相当額 ^[2] を受け取った後に基本契約の申込みを承諾した場合	第1回保険料相当額 ^[2] を受け取った時

- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を契約日とします。
 (3) 会社は、基本契約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、保険証券を保険契約者に交付します。

備考 (第3条)

- [1] 保険料の払込方法(回数)を一時払とする基本契約の場合、「第1回保険料」は一時払保険料とします。
- [2] 保険料の払込方法(回数)を一時払とする基本契約の場合、「第1回保険料相当額」は一時払保険料相当額とします。

第4条 (保険証券)

保険証券には、次の事項を記載します。

- ① 会社名
- ② 保険契約者の氏名または名称
- ③ 被保険者の氏名
- ④ 年金受取人の氏名
- ⑤ 支払事由
- ⑥ 年金額
- ⑦ 年金支払期間
- ⑧ 年金支払開始年齢
- ⑨ 年金支払事由発生日
- ⑩ 保険料およびその払込方法
- ⑪ 契約日
- ⑫ 保険証券を作成した年月日

第3章 保険料の払込み

第5条（適用）

この章の規定は、保険料の払込方法（回数）を分割払とする基本契約について適用します。

第6条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）

- (1) 第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間は次のとおりとします。

払込時期	月ごとの契約応当日 ^[1] を含む月の1日から末日までの期間 ^[2]
猶予期間	払込時期経過後3か月目の月における月ごとの契約応当日 ^[1] の前日までの期間

- (2) 第2回以降の保険料は、保険料払込期間中、保険料の払込方法（経路）にしたがい、本条(1)の払込時期内に払い込んでください。

備考（第6条）

[1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[2] 前[1]により月ごとの契約応当日がその月の翌月の1日となる場合の払込時期は、その前月の1日から末日までの期間とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、月ごとの契約応当日は3月1日となりますが、払込時期は2月1日から同月末日までの期間となります。

第7条（契約の失効）

保険契約者が保険料を払い込まないで猶予期間^[1]を経過したときは、基本契約は、その効力を失います。

備考（第7条）

[1] 「猶予期間」とは、第6条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）(1)の猶予期間をいいます。

第8条（保険料の払込方法（経路））

- (1) 保険契約者は、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

① 集金払込み	会社の派遣した集金人に払い込む方法 ^[1]
② 窓口払込み	会社 ^[2] に持参して払い込む方法
③ 口座払込み	会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法

- (2) 保険契約者は、本条(1)の保険料の払込方法（経路）を相互に変更することができます。

- (3) 本条(1)①③の保険料の払込方法（経路）が選択されている場合において、選択された保険料の払込方法（経路）が会社の取扱範囲に該当しなくなったときは、保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。

備考（第8条）

[1] 保険契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限ります。

[2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第9条（会社による保険料の払込方法（経路）の変更）

会社は、次のいずれかの場合には、保険料の払込方法（経路）を窓口払込みに変更することができます。

- ① 第8条（保険料の払込方法（経路））(1)①の集金払込みを選択した保険契約者が保険料を払込時期^[1]内に会社の派遣した集金人に払い込まない場合
- ② 保険契約者が第8条（保険料の払込方法（経路））(3)による変更をしない場合

備考（第9条）

[1] 「払込時期」とは、第6条（第2回以降の保険料の払込時期および猶予期間）(1)の払込時期をいいます。

第 10 条（前納払込み）

- (1) 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、保険料の全部または一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で保険料を割り引きます。
- (2) 本条(1)により前納された保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日^[1]に保険料の払込みに充当します。
- (3) 保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。
- (4) 本条(1)により保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めたときは、保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した保険料を保険契約者に払い戻します。
- (5) 保険契約者が本条(4)の請求をしようとするときは、必要書類（別表）を会社^[2]に提出してください。

備考（第 10 条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第 11 条（未経過期間に対する保険料の払戻し）

保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その後の月ごとの契約応当日^[1]以降の期間に対する保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した保険料を保険契約者に払い戻します。

- ① 基本契約の消滅
- ② 保険料額の減額変更
- ③ 年金支払事由発生日の繰上変更
- ④ 即時型の年金保険への変更
- ⑤ 保険料払済契約への変更

備考（第 11 条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第 4 章 契約の解除

第 12 条（重大事由による契約の解除）

- (1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かって基本契約を解除することができます。
 - ① この基本契約の年金の請求に関し、年金受取人に詐欺行為^[1]があった場合
 - ② この基本契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは年金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または年金受取人に対する信頼を損ない、この基本契約を継続することを期待しえない①の事由と同等の重大な事由がある場合
- (2) 会社は、本条(1)の事由がある場合には、年金の支払事由が生じた後でも、基本契約を解除することができます。この場合、本条(1)①②の事由の発生時以後に生じた年金の支払事由について、会社は、次のとおり取り扱います。
 - ① その年金を支払いません。
 - ② すでにその年金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
- (3) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (4) 本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、被保険者、年金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

備考（第 12 条）

- [1] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。

第13条（加入限度額超過による契約の解除）

- (1) 会社は、基本契約の基本年金額^[1]が、加入限度額^[2]を超える場合^[3]には、その超える基本契約を将来に向かって解除することができます。
- (2) 本条(1)による基本契約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (3) 本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による基本契約の解除は、被保険者、年金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

備考（第13条）

- [1] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた年金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [2] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。
- [3] 「加入限度額を超える場合」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の年金の年額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

第5章 契約の取消しおよび無効

第14条（詐欺による取消し）

保険契約者、被保険者または年金受取人の詐欺により基本契約の締結または復活が行われたときは、会社は、その基本契約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第15条（不法取得目的による無効）

保険契約者が年金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、基本契約の締結または復活を行ったときは、その基本契約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第6章 保険契約者等の代表者

第16条（保険契約者等の代表者）

- (1) 基本契約について保険契約者または年金受取人が2人以上いるときは、各代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、それぞれ他の保険契約者または年金受取人を代理するものとします。
- (2) 保険契約者または年金受取人が本条(1)の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類（別表）を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の代表者が指定されないと、またはその所在が不明であるときは、その基本契約について保険契約者または年金受取人の1人に対して会社がした行為は、それぞれ他の保険契約者または年金受取人に対しても、その効力を有します。
- (4) 基本契約について保険契約者が2人以上いるときは、その基本契約に関する未払保険料、貸付金その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

備考（第16条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第7章 契約関係者の変更

第17条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約者は、年金支払事由発生日^[1]の前日までに限り、被保険者の同意および会社の承諾を得て、第三者に保険契約者の基本契約による権利義務を承継させることができます。

備考（第17条）

- [1] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日を

- (2) 保険契約者が本条(1)の承継をさせようとするときは、必要書類（別表）を会社^[2]に提出して請求してください。
- (3) 本条(1)の承継をしたときは、保険証券に記載します。

いい、年金支払開始年齢は、第26条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。

- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第18条（年金受取人による保険契約者の地位の承継）

年金受取人は、年金支払事由発生日^[1]において、保険契約者の基本契約による権利義務を承継するものとします。

備考（第18条）

- [1] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第26条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。

第19条（住所等の変更）

- (1) 保険契約者、被保険者または年金受取人が住所または氏名を変更したときは、会社^[1]に届け出してください。
- (2) 本条(1)の住所変更の届出がなく、保険契約者または年金受取人の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者または年金受取人に到達したものとみなします。

備考（第19条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第8章 契約の変更

第20条（保険料額の減額変更）

- (1) 保険料の払込方法（回数）を分割払とする基本契約においては、保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後被保険者が年金支払開始年齢に達する日の前日までに限り、保険料額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基本年金額^[1]を変更します。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
- ① 変更後の基本年金額^[1]が基本契約の契約日における会社の定める最低年金額に満たないとき
 - ② 減額後の保険料額が基本年金額^[1]1万円に対する保険料額の倍数でないとき
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表）を会社^[2]に提出してください。
- (4) 本条(1)の請求があった場合、その基本契約に未払保険料があるときは、本条(1)による保険料額の変更の効力は、その未払保険料に対しても及ぶものとします。

備考（第20条）

- [1] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた年金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第21条（年金支払事由発生日の変更）

- (1) 保険料の払込方法（回数）を分割払とする基本契約においては、保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後被保険者が年金支払開始年齢に達する日の前日までに限り、年金支払事由発生日の変更^[1]を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、加入

備考（第21条）

- [1] 「年金支払事由発生日の変更」とは、保険料の払込方法（回数）および保険料額を変更しないで、変更後の基本契約の年金支払開始年齢が変更前の基本

限度額^[2]を上限として基本年金額^[3]または保険料額を変更し、会社の定める額の返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
 - ① 基本契約の契約日において、被保険者の年齢が会社の定める加入年齢の範囲外のため変更後の基本契約に加入できないとき
 - ② 変更後の基本年金額^[3]が基本契約の契約日における会社の定める最低年金額に満たないとき
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表）を会社^[4]に提出してください。

契約の年金支払開始年齢を下回るまたは上回ることとなる、基本契約の契約日における会社の定める契約種類のいずれかに変更することをいいます。

- [2] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。
- [3] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた年金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [4] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第 22 条（年金支払期間の延長変更）

- (1) 保険料の払込方法（回数）を分割払とする基本契約においては、保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後被保険者が年金支払開始年齢に達する日の前日までに限り、年金支払期間の延長変更^[1]を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基本年金額^[2]を変更します。
- (2) 保険契約者は、変更後の基本年金額^[2]が基本契約の契約日における会社の定める最低年金額に満たないときは、本条(1)の変更を請求することはできません。
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表）を会社^[3]に提出してください。

備考（第 22 条）

- [1] 「年金支払期間の延長変更」とは、年金支払開始年齢および保険料の払込方法（回数）ならびに保険料額を変更しないで、変更後の基本契約の年金支払期間が変更前の基本契約の年金支払期間を上回ることとなる、基本契約の契約日における会社の定める契約種類のいずれかに変更することをいいます。
- [2] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた年金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第 23 条（即時型の年金保険への変更）

- (1) 保険契約者は、被保険者が年金支払開始年齢に達する日の前日までに限り、即時型の年金保険への変更^[1]を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基本年金額^[2]を変更します。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
 - ① 保険料の払込方法（回数）を分割払とする基本契約において、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過していないとき
 - ② 変更後の年金支払事由発生日における被保険者の年齢が、その請求時ににおける会社の定める年齢に満たないとき
 - ③ 変更後の基本年金額^[2]が基本契約の契約日における会社の定める最低年金額に満たないとき
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表）を会社^[3]に提出してください。
- (4) 本条(1)の変更があったときは、変更後の年金支払事由発生日における被保険者の年齢をもってその基本契約の年金支払開始年齢とします。
- (5) 本条(2)②および本条(4)の被保険者の年齢は、変更後の年金支払事由発生日を基本契約の契約日として第 26 条（加入年齢の計算）(1)に定める加入年齢の計算の方法により算出します。

備考（第 23 条）

- [1] 「即時型の年金保険への変更」とは、変更の請求の日を年金支払事由発生日とするための変更をいいます（その請求の日が月ごとの契約応当日以外の日である場合には、直後の月ごとの契約応当日を年金支払事由発生日とする変更をいいます。）。
- [2] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた年金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

- (6) 本条(1)の場合、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込む必要がありません。

第24条（保険料一時払による年金額の増額）

- (1) 保険契約者は、第23条（即時型の年金保険への変更）の変更の請求と同時に使う場合に限り、保険料を一時に払い込むことにより、その基本契約の年金額を増額^[1]するための変更を請求することができます。この場合、一時に払い込むことができる保険料額は、その請求時における基本年金額^[2]1万円に対する保険料額の倍数とします。
- (2) 本条(1)の場合、会社の定める計算方法により、基本年金額^[2]を変更します。
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表）を会社^[3]に提出してください。

備考（第24条）

- [1] 加入限度額を上限とします。
- [2] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた年金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第25条（保険料払済契約への変更）

- (1) 保険料の払込方法（回数）を分割払とする基本契約においては、保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後被保険者が年金支払開始年齢に達する日の前日までに限り、保険料払済契約への変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基本年金額^[1]を変更します。
- (2) 保険契約者は、変更後の基本年金額^[1]が基本契約の契約日における会社の定める最低年金額に満たないときは、本条(1)の請求をすることはできません。
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表）を会社^[2]に提出してください。
- (4) 本条(1)の場合、基本契約についてまだ払い込んでいない保険料は、払い込む必要がありません。

備考（第25条）

- [1] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた年金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第9章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第26条（加入年齢の計算）

- (1) 基本契約の契約日における被保険者の年齢は、出生の月から契約日を含む月まで月をもって計算し、1年に満たない端数があるときは、その端数が7か月以上のときは1年に切り上げ、6か月以下のときは切り捨てる方法により計算します。
- (2) 基本契約締結後における被保険者の年齢は、年ごとの契約応当日^[1]に、本条(1)の年齢に毎年1歳ずつを加えて計算します。

備考（第26条）

- [1] 「年ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

第27条（年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い）

保険契約申込書に記載された被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、基本契約の契約日における年齢がその基本契約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、その基本契約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいて基本契約を締結したものとして、会社の定める計算方法により、加入限度額^[1]を上限として基本年金額^[2]を変更します。この場合において、すでに払い込まれた保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

備考（第27条）

- [1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。
- [2] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた年金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

第 10 章 解約

第 28 条（保険契約者による解約）

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、基本契約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表）を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日^[2]^[3]に効力を生じます。ただし、次のいずれかに該当する場合はその時に効力を生じます。
 - ① 月ごとの契約応当日^[2]^[3]に解約の通知があったとき
 - ② 保険料払済契約に変更した後に解約の通知があったとき

備考（第 28 条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「月ごとの契約応当日」には、年金支払期間の満了する日を含みます。

第 11 章 返戻金の支払

第 29 条（返戻金の支払）

- (1) 次のいずれかの場合において、返戻金があるときは、保険契約者に支払います。
 - ① 基本契約の解除
 - ② 第 28 条（保険契約者による解約）の解約の通知
 - ③ 基本契約の失効
 - ④ 被保険者の死亡
- (2) 本条(1)の返戻金の額は、会社の定める計算方法により、その基本契約の経過した年月数により算出した額とします。この場合において、本条(1)④の場合の返戻金の額は、被保険者の死亡の日の区分に応じ、次の額とします。

被保険者の死亡の日	返戻金の額
① 年金支払事由発生日 ^[1] 前	被保険者の死亡の日までに払い込むべき保険料額 ^[2]
② 年金支払事由発生日 ^[1] 以後	被保険者の死亡の日までに払い込むべき保険料額 ^[2] からその死亡の日を含む年金支払年度 ^[3] までに支払うべき年金額に相当する額を差し引いた残額

備考（第 29 条）

- [1] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第 26 条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。
- [2] 契約の変更その他の事由が生じた時において貸付金があったことにより年金額が減額された基本契約または復活払込金に代える年金額の減額変更（第 31 条）を行った基本契約の場合は、被保険者の死亡の日までに払い込むべき保険料額からその貸付金の元利金または復活払込金に相当する額を差し引いた残額とします。
- [3] 「年金支払年度」とは、年金支払事由発生日または年ごとの年金支払事由発生応当日に始まり、次の年ごとの年金支払事由発生応当日の前日に終わる期間をいいます。

第 12 章 契約の復活

第 30 条（契約の復活）

- (1) 第 7 条（契約の失効）の場合、保険契約者は、基本契約の失効後 1 年以内に限り、会社の承諾を得て、その基本契約を復活することができます。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の復活をすることできません。
 - ① 年金支払事由発生日^[1]以後であるとき
 - ② 返戻金の支払の請求があったとき

備考（第 30 条）

- [1] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第 26 条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金

- ③ 復活をした場合の基本年金額^[2]が加入限度額^[3]を超えるとき^[4]
 (3) 保険契約者が本条(1)の復活をしようとするときは、必要書類（別表）を会社^[5]に提出して申し込んでください。
 (4) 本条(3)の場合、保険契約者は、復活払込金^[6]を払い込んでください。

支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。

- [2] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた年金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
 [3] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険契約を含めた被保険者1人当たりの年金の年額をいいます。
 [4] 「加入限度額を超えるとき」とは、この基本契約だけでなく、旧簡易生命保険契約と会社が引き受けた他の保険契約の年金の年額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
 [5] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
 [6] 「復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額および会社の定める利率による利息に相当する金額をいいます。

第31条（復活払込金に代える年金額の減額変更）

- (1) 保険契約者は、基本契約の契約日からその日を含めて2年を経過した後に失効した基本契約について復活の申込みをする場合は、会社が認めた場合に限り、復活払込金^[1]の全部または一部の払込みに代え、年金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、基本年金額^[2]を変更します。
 (2) 保険契約者は、変更後の基本年金額^[2]が基本契約の契約日における会社の定める最低年金額に満たないときは、本条(1)の請求をすることはできません。
 (3) 本条(1)の場合において、失効の当時基本契約に付加されていた特約についても復活の申込みをするときは、特約復活払込金^[3]についても、本条(1)の復活払込金^[1]と合わせて、その全部または一部の払込みに代えた基本契約の基本年金額^[2]の減額をするものとします。

備考（第31条）

- [1] 「復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額および会社の定める利率による利息に相当する金額をいいます。
 [2] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた年金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
 [3] 「特約復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

第32条（復活の責任開始の時）

- (1) 復活の申込みを承諾したときは、会社は、復活払込金^[1]を受け取った時から基本契約上の責任を負います。
 (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日を復活日とします。
 (3) 会社は、復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、基本契約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

備考（第32条）

- [1] 「復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額および会社の定める利率による利息に相当する金額をいいます。

第33条（復活の効果）

基本契約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。

第13章 契約者貸付

第34条（契約者貸付）

- (1) 保険契約者は、解約返戻金額^[1]のうち会社の定める計算方法により算出さ

備考（第34条）

- [1] 「解約返戻金額」とは、基本契約を

- れた額の範囲内で、貸付けを受けることができます。ただし貸付金が会社の定める金額に満たない場合には、貸付けを受けることができません。
- (2) 保険契約者が本条(1)の貸付けを受けようとするときは、必要書類（別表）を会社^[2]に提出してください。
- (3) 貸付金の利息は、会社の定める利率で計算し、貸付けを受けた日^[3]の翌日から弁済の日まで発生します。
- (4) 保険契約者は、貸付期間^[4]内に、会社の定める方法により、利息とともに貸付金を弁済してください。ただし、貸付期間^[4]の満了前に、次のいずれかの事由が生じたときは、その貸付けは弁済期限が到来したものとします。
- ① 基本契約の消滅
 - ② 即時型の年金保険への変更（変更の効力発生日に貸付金の元利金を積立金^[5]から差し引きます。）
 - ③ 保険料払済契約への変更（変更の効力発生日に貸付金の元利金を積立金^[5]から差し引きます。）
- (5) 保険契約者が貸付期間^[4]経過後に貸付金を弁済するときは、その貸付期間^[4]の満了の日の翌日から貸付金を弁済する日までの期間^[6]について、会社の定める利率を適用します。
- (6) 保険契約者が貸付金を弁済しないで年金支払事由発生日^[7]の前日までに貸付期間満了後1年の期間^[8]を経過したときは、貸付金の弁済に代えて、会社の定める計算方法により、貸付金の元利金を積立金^[5]から差し引き、基本年金額^[9]を減額します。
- (7) 保険契約者が貸付金^[10]を弁済しないで更に貸付けを請求する場合^[11]においては、前貸付金は、新たな貸付けを請求したときに弁済があったものとして、新たな貸付金額から前貸付金額を差し引きます。^[12]この場合において、貸付金を支払った場合で貸付けの請求の日と支払を受けた日が異なる日であるときは、その支払を受けた金額に対するその貸付けの請求の日から支払を受けた日までの期間に対する利息は支払う必要がありません。

解約した場合にその基本契約の経過した年月数により算出した第29条（返戻金の支払）(2)に定める返戻金の額をいいます。

- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「貸付けを受けた日」は、保険料に振り替えることを目的とする貸付けの場合は、保険料に振り替えた日とします。
- [4] 「貸付期間」は、貸付けを受けた日（保険料に振り替えることを目的とする貸付けの場合は、最後に保険料に振り替えた日）の翌日からその日を含めて1年の期間とし、その期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間とします。
- [5] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。
- [6] 年金支払事由発生日以後の期間を除きます。
- [7] 「年金支払事由発生日」とは、被保険者の年齢が、基本契約の締結の際に定めた年金支払開始年齢に達する日をいい、年金支払開始年齢は、第26条（加入年齢の計算）の加入年齢の計算の方法により算出します。また、年金支払事由発生日が変更されている場合は、変更後の年金支払事由発生日をいいます。
- [8] 「貸付期間満了後1年の期間」とは、貸付期間の満了の日の翌日からその日を含めて1年の期間とし、その期間の満了する日が会社の非営業日である場合は、翌営業日までの期間とします。
- [9] 「基本年金額」とは、この基本契約を締結する際に基準として定めた年金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。
- [10] 「貸付金」は、保険料に振り替えることを目的とする貸付けに関する貸付金の場合は、弁済期限が到来したものに限ります。
- [11] 保険料に振り替えることを目的とする貸付けを請求する場合を除きます。
- [12] 保険契約者が新たな貸付金の一部をもって前貸付金に対する利息の弁済に充てるときは、利息を提出する必要はありません。

第14章 契約者配当

第35条（契約者配当金の割当て）

- (1) 会社は、会社の定める計算方法により積み立てた契約者配当準備金の中から、毎事業年度末に、会社の定める計算方法により、その事業年度末に効力を有する基本契約に対して契約者配当金を割り当てることがあります。
- (2) 本条(1)のほか、基本契約の契約日からその日を含めて会社所定の年数を経過し、かつ、会社所定の要件を満たしたときは、会社は、会社の定める計算方法により、契約者配当準備金の中から、契約者配当金を割り当てることができます。

第36条（契約者配当金の支払）

- (1) 第35条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金は、年ごとの契約応当日等^[1]に効力を有する基本契約^[2]に限り、その年ごとの契約応当日等^[1]から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。
- (2) 第35条（契約者配当金の割当て）(1)により割り当てた契約者配当金のうち、本条(1)に該当しなかった契約者配当金^[3]は、契約者配当準備金に繰り入れます。
- (3) 次のいずれかの事由が生じたときは、保険契約者に、契約者配当金^[4]を支払います。
- ① 被保険者の死亡
 - ② 基本契約の解除
 - ③ 第28条（保険契約者による解約）の解約の通知
 - ④ 基本契約の失効
 - ⑤ 年金支払期間^[5]の満了
- (4) 第35条（契約者配当金の割当て）(2)により割り当てた契約者配当金は、会社の定める方法により計算して支払います。

備考（第36条）

- [1] 「年ごとの契約応当日等」とは、次の日をいいます。
- (1) その翌事業年度中の年金支払事由発生日の前日までに到来する年ごとの契約応当日
 - (2) 年金支払事由発生日
 - (3) 年金支払期間内に到来する年ごとの年金支払事由発生応当日
- [2] 年ごとの契約応当日等に基本契約の解除または第28条（保険契約者による解約）の解約の通知があった基本契約を除きます。
- [3] その事業年度末または翌事業年度中に年金支払期間の満了する基本契約に対して割り当てたもののうち、本条(3)⑤に該当したことにより支払うものを除きます。
- [4] 本条(3)の「契約者配当金」には、本条(3)の事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。
- [5] 「年金支払期間」とは、年金支払事由発生日からその日を含めて計算した一定の期間をいいます。

第15章 譲渡禁止

第37条（譲渡禁止）

保険契約者または年金受取人は、年金、返戻金または契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第16章 年金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い

第38条（年金等を支払う際に未払保険料等がある場合の取扱い）

年金等^[1]を支払う場合において、その基本契約に関し未払保険料等^[2]があるときは、その支払金額から差し引きます。

備考（第38条）

- [1] 「年金等」とは、次のものをいいます。
- (1) 年金
 - (2) 返戻金
 - (3) 契約者配当金
 - (4) 払い戻す保険料
- [2] 「未払保険料等」とは、次のものをいいます。

- (1) 未払保険料
- (2) すでに弁済期限が到来している貸付金
- (3) その他会社が弁済を受けるべき金額

第 17 章 年金等の請求および支払時期等

第 39 条 (年金等の請求および支払時期等)

- (1) 保険契約者が被保険者の死亡の事実を知ったときは、遅滞なくその旨を会社^[1]に通知してください。
- (2) 保険契約者または年金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類(別表)を会社^[1]に提出して年金等^[2]を請求してください。
- (3) 年金等^[2]は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて 5 営業日以内に、会社^[1]で支払います。
- (4) 年金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、基本契約の締結時から年金請求時までに会社^[1]に提出された書類だけではその確認ができないときは、次のとおり確認^[3]を行います。この場合には、本条(3)にかかわらず、年金等^[2]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて 45 日を経過する日とし、会社は、年金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。

年金を支払うために 確認が必要な場合	確認する事項
この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	保険契約者、被保険者もしくは年金受取人の基本契約締結の目的または年金請求の意図に関する基本契約の締結時から年金請求時までにおける事実

- (5) 本条(4)の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(3)(4)にかかわらず、年金等^[2]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数(①②③のうち複数に該当する場合であっても、180 日とします。)を経過する日とし、会社は、年金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。
 - ① 本条(4)に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180 日
 - ② 本条(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180 日
 - ③ 本条(4)に定める事項についての日本国外における調査 180 日
- (6) 本条(4)(5)の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等^[2]の支払は行いません。
- (7) 会社が支払うべき金額に 1 円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

第 40 条 (消滅時効の援用)

年金等^[1]の支払を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を 2 年間はすることはありません。

備考 (第 39 条)

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「年金等」とは、年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。
- [3] 「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。
- [4] 会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

備考 (第 40 条)

- [1] 「年金等」とは、年金、返戻金、契約者配当金その他この基本契約に基づく諸支払金をいいます。

第18章 特則

第41条(第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則)

(1) 第1回保険料^[1]を次の方法により払い込む場合、次の時を第3条(責任開始の時)の第1回保険料^[1]を受け取った時とします。また、復活払込金^[2]を次の方法により払い込む場合、次の時を第32条(復活の責任開始の時)の復活払込金^[2]を受け取った時とします。

クレジットカード ^[3] により払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時
デビットカード ^[4] により金融機関等の口座からの引落し等によって払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時。この場合には、デビットカード ^[4] を会社所定の端末機(以下「端末機」といいます。)に読み取らせ、端末機にデビットカード ^[4] の暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されることを必要とします。

(2) 本条(1)にかかわらず、クレジットカード^[3]により第1回保険料^[1]または復活払込金^[2]を払い込む場合、次のすべてを満たすときは、第1回保険料^[1]または復活払込金^[2]の払込みはなかったものとします。

- ① 会社がクレジットカード発行会社から第1回保険料^[1]または復活払込金^[2]に相当する金額を受け取ることができないこと
- ② クレジットカード発行会社がクレジットカード^[3]の名義人^[5]から第1回保険料^[1]または復活払込金^[2]に相当する金額を受け取ることができないこと
- (3) 会社は、本条(1)により払い込まれた第1回保険料^[1]または復活払込金^[2]については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

備考(第41条)

- [1] 「第1回保険料」には、第1回保険料相当額を含みます。また、保険料の払込方法(回数)を一時払とする基本契約の場合、「第1回保険料」は一時払保険料(一時払保険料相当額を含みます。)とします。
- [2] 「復活払込金」とは、保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額および会社の定める利率による利息に相当する金額をいいます。
- [3] 会社の指定したクレジットカードとします。
- [4] 会社の指定したキャッシュカード等とします。
- [5] 「名義人」には、クレジットカード発行会社の会員規約等により、そのクレジットカードの使用が認められている人を含みます。

別表 必要書類

(1) 年金の支払の請求その他この基本契約に基づく請求等に必要な書類は、次のとおりとします。

① 年金の支払

項目	提出する者	必要書類
年金の支払（第1条関係）	年金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 年金受取人の戸籍抄本 4 年金受取人の印鑑証明書または健康保険証 5 保険証券

② 返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
基本契約の解除もしくは解約または失効による返戻金の支払（第29条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
被保険者の死亡による返戻金の支払（第29条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券

③ その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第10条関係）	保険契約者	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
未経過期間に対する保険料の払戻し（第11条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者等の代表者の指定または変更（第16条関係）	保険契約者または年金受取人	1 会社所定の通知書 2 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者の変更（第17条関係）	変更前の保険契約者	1 会社所定の請求書 2 変更前の保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
契約の変更（第20条—第25条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による解約（第28条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
契約の復活（第30条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券
契約者貸付（第34条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書または請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券

契約者配当金の支払（第36条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
-------------------	-------	---

(2) 会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることができます。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

災害特約条項

(平成 19 年 10 月 1 日制定)

(平成 23 年 4 月 2 日改正)

目次

第1章 総則	
第1条 特約の付加	93
第2章 特約保険金の支払	
第2条 特約保険金の支払	93
第3条 特約保険金の支払限度	94
第4条 被保険者が死亡した場合の傷害保険金等の請求の取扱い	94
第5条 死亡保険金等を支払わない場合等	95
第6条 特約死亡保険金受取人	95
第3章 特約保険料の払込免除	
第7条 基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除	96
第8条 身体障害による特約保険料の払込免除	97
第9条 夫婦特約における主たる被保険者の死亡等による特約保険料の払込免除	98
第10条 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除	98
第4章 特約の責任開始	
第11条 特約の責任開始の時	100
第12条 保険証券	100
第5章 特約保険料の払込み	
第13条 特約保険料の払込み	100
第14条 特約保険料の振替貸付	100
第15条 特約保険料の前納払込み	100
第16条 未経過期間に対する特約保険料の払戻し	101
第6章 特約の解除	
第17条 重大事由による特約の解除	101
第18条 加入限度額超過による特約の解除	102
第7章 特約の取消しおよび無効	
第19条 詐欺による特約の取消し	102
第20条 不法取得目的による特約の無効	102
第8章 特約の失効	
第21条 特約の失効	102
第9章 保険契約者または特約死亡保険金受取人の代表者	
第22条 保険契約者または特約死亡保険金受取人の代表者	103
第10章 特約の契約関係者の変更	
第23条 特約の保険契約者の変更等	104
第24条 遺言による特約死亡保険金受取人の変更	104
第25条 特約死亡保険金受取人の死亡	104
第11章 特約の変更	
第26条 基本契約の変更に伴う特約の変更	105
第27条 特約保険金額の減額変更	105
第28条 特約保険金の支払額通算の特則	106
第29条 夫婦特約の変更	106
第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	
第30条 特約の加入年齢の計算	106
第31条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	107
第13章 特約の解約	
第32条 保険契約者による特約の解約	107
第33条 特約保険金受取人による特約の存続	107

第14章 特約の返戻金の支払	108
第34条 特約の返戻金の支払	108
第15章 特約の復活	
第35条 特約の復活	108
第36条 特約復活払込金の分割払込み	109
第37条 特約の復活の責任開始の時	109
第38条 特約の復活の効果	109
第16章 特約契約者配当	
第39条 特約契約者配当金の割当て	109
第40条 特約契約者配当金の支払	109
第17章 譲渡禁止	
第41条 譲渡禁止	111
第18章 保険金等を支払う際に未払特約保険料等がある場合の取扱い	
第42条 保険金等を支払う際に未払特約保険料等がある場合の取扱い	111
第19章 特約保険金等の請求および支払時期等	
第43条 特約保険金等の請求および支払時期等	112
第44条 消滅時効の援用	113
第20章 契約内容の登録	
第45条 契約内容の登録	113
第21章 特則	
第46条 中途付加の場合の特則	114
第47条 中途付加の第1回特約保険料をクレジットカード等により払い込む場合の特則	115
別表1 対象となる不慮の事故	
別表2 身体障害等級表	
別表3 特定要介護状態	
別表4 加重障害における傷害保険金額	
別表5 基本契約の変更に伴う特約の変更	
別表6 必要書類	

第1章 総則

第1条（特約の付加）

この特約は、基本契約の締結の際にまたは基本契約の締結後に、会社の承諾を得て、基本契約に付加することができます。

第2章 特約保険金の支払

第2条（特約保険金の支払）

(1) この特約の特約保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
死亡保険金	被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[1] この特約の保険期間中に不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に死亡したとき	特約基準保険金額 ^[3]	特約死亡保険金受取人
傷害保険金	(1) 被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[1] この特約の保険期間中に不慮の事故（別表1）により傷害を受け、そ	特約基準保険金額 ^[3] × 身体障害等級	被保険者 ^[4]

備考（第2条）

- [1] 「責任開始時以後」とは、第11条（特約の責任開始の時）または第46条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [2] 「身体障害の状態」とは、身体障害等級表（別表2）の身体障害の状態をいいます。
- [3] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [4] 傷害保険金の特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

<p>の傷害を直接の原因として その事故の日から 180 日以 内に身体障害の状態^[2]にな ったとき。ただし、被保険者 がその事故の日からその日 を含めて 4 日以内に死亡し たときは、傷害保険金を支払 いません。</p> <p>(2) (1)の場合において、1 の 不慮の事故（別表 1）により 身体の同一部位に生じた 2 以上の身体障害があるとき または身体障害が身体の同 一部位にすでに生じている 身体障害に加重して生じた ものであるときは、加重障害 における傷害保険金額（別表 4）に定めるところにより、 傷害保険金を支払います。</p>	<p>表（別表 2） に定める身体 障害の状態に 応じた支払割 合</p>
---	---

[5] 本条の被保険者の「年齢」は、満年
齢で計算します。この場合において、
1 年に満たない端数があるときは、そ
の端数は切り捨てます。

- (2) 被保険者が年齢^[5]6 歳に達する前に不慮の事故（別表 1）により傷害を受けたときは、死亡保険金または傷害保険金の支払額は、次のとおりとします。

被保険者の事故当時の年齢 ^[5]	支払額
3 歳に満たないとき	死亡保険金または傷害保険金の 支払額 × 50%
6 歳に満たないとき	死亡保険金または傷害保険金の 支払額 × 80%

第 3 条（特約保険金の支払限度）

特約保険金の支払額は、通算して、特約基準保険金額^[1]をもって限度とします。

備考（第 3 条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

第 4 条（被保険者が死亡した場合の傷害保険金等の請求の取扱い）

(1) 被保険者が死亡した場合における傷害保険金および被保険者と保険契約者が同一人である場合の被保険者の死亡による返戻金^[1]の支払の請求については、傷害保険金の場合は被保険者の法定相続人、被保険者の死亡による返戻金^[1]の場合は保険契約者の法定相続人のうち、次に該当する 1 人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者または保険契約者の他の法定相続人を代理するものとします。

- ① この特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
- ② ①に該当する者がいない場合
この特約が付加された基本契約において指定代理請求人が指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求特則条項第 4 条（指定代理請求人の指定またはその変更）(1)に定める範囲内にある者であることを必要とします。）
- ③ ①②に該当する者がいない場合
配偶者
- ④ ①②③に該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者

備考（第 4 条）

- [1] この特約が付加された基本契約において死亡保険金が支払われる場合に限ります。

- (2) 本条(1)により、会社が、傷害保険金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合、または被保険者の死亡による返戻金^[1]を保険契約者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその傷害保険金またはその被保険者の死亡による返戻金^[1]の支払の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- (3) 故意に傷害保険金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、本条(1)の代表者としての取扱いを受けることができません。

第5条（死亡保険金等を支払わない場合等）

- (1) 被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）(1)の死亡保険金または傷害保険金の支払事由に該当した場合には、その死亡保険金または傷害保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 基本契約において特定された死亡保険金受取人^[1]の故意または重大な過失^[2]
 - ③ 被保険者^[3]の犯罪行為
 - ④ 被保険者^[3]の精神障害の状態を原因とする事故
 - ⑤ 被保険者^[3]の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑥ 被保険者^[3]が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ⑦ 被保険者^[3]が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (2) 基本契約において特定された死亡保険金受取人^[1]が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の死亡保険金受取人であるときは、会社は、死亡保険金のうち、その死亡保険金受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額をその他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の積立金^[4]を保険契約者に支払います。
- (3) 被保険者が次のいずれかにより死亡保険金または傷害保険金の支払事由に該当した場合で、その原因によりその死亡保険金または傷害保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金または傷害保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。
- ① 地震、噴火または津波
 - ② 戦争その他の変乱

備考（第5条）

- [1] 「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [2] 死亡保険金の支払事由に限ります。
- [3] 夫婦特約の場合は、その支払事由に該当した被保険者に限ります。
- [4] 「積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。

第6条（特約死亡保険金受取人）

- (1) 特約死亡保険金受取人は、被保険者が不慮の事故（別表1）により傷害を受けた時に死亡したとした場合の次に定める者とします。

この特約が付加された基本契約の保険種類	特約死亡保険金受取人
普通終身保険	この特約が付加された基本契約において死亡保険金受取人となるべき者
特別終身保険	
介護保険金付終身保険	
普通定期保険	
普通養老保険	
特別養老保険	
特定養老保険	
学資保険	
育英年金付学資保険	
終身年金保険付終身保険	
即時終身年金保険	特定された特約死亡保険金受取人 ^[1]

備考（第6条）

- [1] 「特定された特約死亡保険金受取人」とは、即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時定期年金保険または据置定期年金保険の基本契約に付加されたこの特約を締結する際に保険契約申込書に記載された特約死亡保険金受取人をいいます。また、第23条（特約の保険契約者の変更等）(2)(3)(4)または第24条（遺言による特約死亡保険金受取人の変更）により特約死亡保険金受取人が変更されている場合は、変更後の特約死亡保険金受取人をいいます。なお、保険契約者以外の者を特約死亡保険金受取人とすることはできません。
- [2] 配偶者である被保険者がいないとき

据置終身年金保険 即時定期年金保険 据置定期年金保険	
夫婦保険 夫婦年金保険付夫婦保険	<p>① 主たる被保険者が死亡した場合 配偶者である被保険者^[2]</p> <p>② 配偶者である被保険者が死亡した場合(夫婦特約^[3]に限ります。) 主たる被保険者^[4]</p>
即時夫婦年金保険 据置夫婦年金保険	<p>① 主たる被保険者が死亡した場合 主たる被保険者の遺族</p> <p>② 配偶者である被保険者が死亡した場合(夫婦特約^[3]に限ります。) 配偶者である被保険者の遺族</p>

(2) 本条(1)の遺族は、次のとおりとします。

順位	遺族
①	被保険者の配偶者 ^[5]
②	被保険者の子
③	被保険者の父母
④	被保険者の孫
⑤	被保険者の祖父母
⑥	被保険者の兄弟姉妹
⑦	被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた者
⑧	被保険者の死亡当時、被保険者の生計を維持していた者

- (3) 胎児である子または孫は、本条(2)の適用については、すでに生まれたものとみなします。
- (4) 本条(3)は、胎児が流産または死産等により出生しなかった場合には適用しません。
- (5) 本条(2)の遺族が2人以上いるときは、本条(2)の順位が先の者を本条(1)の特約死亡保険金受取人とします。
- (6) 遺族であって故意に被保険者、本条(2)の順位が先の者または同じ者を死亡させた者は、本条(1)の特約死亡保険金受取人となることができません。
- (7) 本条(1)の夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険および据置夫婦年金保険にかかる特約死亡保険金受取人がいないときは、特約死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を特約死亡保険金受取人とします。
- (8) 本条(7)により特約死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、本条(7)により特約死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の特約死亡保険金受取人を特約死亡保険金受取人とします。
- (9) 本条(5)(7)(8)により特約死亡保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

または配偶者である被保険者が故意に主たる被保険者を死亡させたときは、主たる被保険者の遺族とします。

- [3] 「夫婦特約」とは、主たる被保険者および配偶者である被保険者をこの特約の被保険者とするものをいいます。
- [4] 主たる被保険者がいないときは、配偶者である被保険者の遺族とします。
- [5] 「配偶者」には、法律上の婚姻関係がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

第3章 特約保険料の払込免除

第7条 (基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除)

- (1) 基本保険料^[1]が払込免除とされたときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。
- (2) 本条(1)にかかわらず、基本保険料^[1]が払込免除となった直接の原因が次のいずれかの場合は、特約保険料を払込免除としません。

備考 (第7条)

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 「責任開始時前」とは、第11条(特約の責任開始の時)または第46条(中

- ① この特約の責任開始時前^[2]に生じたものであるとき
- ② この特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病または不慮の事故（別表1）により受けた傷害であるとき
- (3) 被保険者がこの特約の責任開始時前^[2]またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因として基本保険料^[1]が払込免除となった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前^[2]またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、被保険者がそれぞれこの特約の責任開始時以後^[3]またはこの特約の復活以後にその疾病にかかったものとみなして、本条(1)を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
 - ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
 - ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

第8条（身体障害による特約保険料の払込免除）

- (1) 被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、この特約の将来の特約保険料^[1]を払込免除とします。ただし、身体障害の状態^[2]となる直接の原因となった傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者が不慮の事故（別表1）により受けたものである場合は、この特約の将来の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
① 基本保険料 ^[3] の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者（夫婦特約 ^[4] の場合は、主たる被保険者）がこの特約の責任開始時以後 ^[5] に、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 ^[2] になったとき	被保険者が、次のいずれかにより身体障害の状態 ^[2] になったとき ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人 ^[6] の故意または重大な過失 イ. 被保険者 ^[7] の犯罪行為 ウ. 被保険者 ^[7] の精神障害の状態を原因とする事故 エ. 被保険者 ^[7] の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者 ^[7] が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者 ^[7] が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
② 夫婦保険または夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された夫婦特約 ^[4] において、配偶者である被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[5] に、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 ^[2] になったとき	
③ この特約が据置終身年金保険、据置定期年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[5] に、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 ^[2] になったとき	

- (2) 被保険者が次のいずれかにより本条(1)の身体障害の状態^[2]になった場合で、その原因により本条(1)の身体障害の状態^[2]になった被保険者の数の増

途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。

- [3] 「責任開始時以後」とは、第11条（特約の責任開始の時）または第46条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

備考（第8条）

- [1] 本条(1)②③の場合には、本条(1)②③の身体障害の状態になった被保険者にかかる将来の特約保険料に限ります。
- [2] 「身体障害の状態」とは、身体障害等級表（別表2）の第1級、第2級または第3級の身体障害の状態をいいます。
- [3] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [4] 「夫婦特約」とは、主たる被保険者および配偶者である被保険者をこの特約の被保険者とするものをいいます。
- [5] 「責任開始時以後」とは、第11条（特約の責任開始の時）または第46条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [6] 「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [7] 夫婦特約の場合は、その身体障害の状態になった被保険者に限ります。

加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

第9条（夫婦特約における主たる被保険者の死亡等による特約保険料の払込免除）

- (1) 夫婦保険または夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された夫婦特約^[1]において、基本保険料^[2]の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合、基本保険料^[2]の払込免除後この特約の保険料払込期間中に主たる被保険者が死亡し、またはかかった疾病もしくは受けた傷害により重度障害の状態^[3]になったときは、将来の特約保険料を払込免除とします。
- (2) 本条(1)は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① 主たる被保険者の死亡の直接の原因がこの特約の責任開始時前^[4]に生じた場合
 - ② 本条(1)の疾病もしくは傷害がこの特約の失効後その復活までに主たる被保険者がかかったもしくは受けたものである場合
 - ③ 主たる被保険者が次のア. により死亡し、またはイ. により重度障害の状態^[3]になった場合
 - ア. この特約または復活の責任開始の日からその日を含めて3年を経過する前の自殺
 - イ. 主たる被保険者または配偶者である被保険者の故意
 - (3) 主たる被保険者が戦争その他の変乱により死亡し、または重度障害の状態^[3]になった場合で、その原因により死亡し、または重度障害の状態^[3]になった主たる被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。
 - (4) 主たる被保険者がこの特約の責任開始時前^[4]またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病により基本保険料^[2]の払込免除後この特約の保険料払込期間中に重度障害の状態^[3]になった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前^[4]またはこの特約の失効後その復活までの間において、主たる被保険者が次のすべてを満たすときは、主たる被保険者がそれぞれこの特約の責任開始時以後^[5]またはこの特約の復活以後にかかった疾病により重度障害の状態^[3]になったものとみなして、本条(1)を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または主たる被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
 - ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
 - ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

第10条（介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約保険料の払込免除）

- (1) 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約において、被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、その払込免除事由に応じ、次の特約保険料を払込免除とします。ただし、払込免除事由にかかる疾病または傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者がかかったものまたは不慮の事故（別表1）により受けたものである場合は、次の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除とする特約保険料	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
① 基本保険料 ^[1] の払込免除後においてもなお払い込	この特約の将来の特約保険料	被保険者が、次のいずれかにより重度障害の状態 ^[3]

備考（第9条）

- [1] 「夫婦特約」とは、主たる被保険者および配偶者である被保険者をこの特約の被保険者とするものをいいます。
- [2] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [3] 「重度障害の状態」とは、身体障害等級表（別表2）の第1級の身体障害の状態をいいます。
- [4] 「責任開始時前」とは、第11条（特約の責任開始の時）または第46条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。
- [5] 「責任開始時以後」とは、第11条（特約の責任開始の時）または第46条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

備考（第10条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 「責任開始時以後」とは、第11条（特約の責任開始の時）または第46条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [3] 「重度障害の状態」とは、身体障害等級表（別表2）の第1級の身体障害の状態をいいます。
- [4] 「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加

むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[2] にかかった疾病または不慮の事故（別表1）により受けた傷害により重度障害の状態 ^[3] になったとき		になったときまたは特定要介護状態（別表3）が180日以上継続したとき ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人 ^[4] の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 キ. 被保険者の薬物依存 ^{[5][6]}
② 被保険者が、この特約の責任開始時以後 ^[2] に疾病にかかり、または不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その疾病または傷害を直接の原因として特定要介護状態（別表3）になり、かつ、その特定要介護状態（別表3）になった日からその日を含めて特定要介護状態（別表3）がこの特約の保険期間中に180日以上継続したとき	その特定要介護状態（別表3）になった日以後のこの特約の特約保険料	

された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。

[5] 「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬または幻覚薬等を含みます。

[6] 払込免除事由が本条(1)②である場合に限ります。

[7] 「責任開始時前」とは、第11条（特約の責任開始の時）または第46条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。

(2) 被保険者が次のいずれかにより本条(1)①の重度障害の状態^[3]になった場合または本条(1)②の特定要介護状態（別表3）が180日以上継続した場合で、その原因により重度障害の状態^[3]になったまたは特定要介護状態（別表3）が180日以上継続した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

(3) 被保険者がこの特約の責任開始時前^[7]またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病によりこの特約の責任開始時以後^[2]に重度障害の状態^[3]になった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前^[7]またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、被保険者がそれぞれこの特約の責任開始時以後^[2]またはこの特約の復活以後にかかった疾病により重度障害の状態^[3]になったものとみなして、本条(1)①を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
- ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

(4) 被保険者がこの特約の責任開始時前^[7]またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後^[2]に特定要介護状態（別表3）になった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前^[7]またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、被保険者がそれこの特約の責任開始時以後^[2]またはこの特約の復活以後にかかった疾病を直接の原因として特定要介護状態（別表3）になったものとみなして、本条(1)②を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
- ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

第4章 特約の責任開始

第11条（特約の責任開始の時）

- (1) 基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の責任開始の時と同一とし、その時から特約上の責任を負います。
- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。
- (3) この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4) 会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約付加の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

第12条（保険証券）

保険証券には、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- ① 支払事由
- ② 特約保険金の額

第5章 特約保険料の払込み

第13条（特約保険料の払込み）

- (1) 特約保険料は、基本保険料^[1]の払込方法（経路）に従い、基本保険料^[1]と合わせて同一月分を払い込んでください。
- (2) 特約保険料の払込時期および猶予期間は、基本保険料^[1]の払込時期および猶予期間と同一とします。
- (3) 基本保険料^[1]の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、本条(1)にかかわらず、保険契約者は、その基本契約の主約款の定める保険料の払込方法（経路）を選択することができます。この場合、保険契約者による保険料の払込方法（経路）の変更および会社による保険料の払込方法（経路）の変更については、主約款の定めるところによります。
- (4) 本条(3)の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の保険料の払込方法（経路）を選択してください。この場合、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込んでください。
- (5) 本条(3)(4)により特約保険料を払い込む場合、払い込む特約保険料は、1年分以上を前納してください。^[2]

備考（第13条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 1年に満たない月数分の特約保険料を払い込むことによって特約保険料の払込みを必要としないこととなる場合は、その月数分の特約保険料を前納してください。

第14条（特約保険料の振替貸付）

基本保険料^[1]について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料^[1]と同一月分の特約保険料についても、主約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。

備考（第14条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

第15条（特約保険料の前納払込み）

- (1) 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、特約保険料の全部または一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。
- (2) 本条(1)により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日^[1]に特約保険料の払込みに充当します。

備考（第15条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの

- (3) 特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、前納された特約保険料の残額を基本契約の死亡保険金または満期保険金と同時に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人または満期保険金受取人に払い戻します。
- (4) 本条(1)により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めたときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- (5) 保険契約者が本条(4)の請求をしようとするときは、必要書類（別表6）を会社^[2]に提出してください。

第16条（未経過期間に対する特約保険料の払戻し）

- (1) 特約保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日^[1]以降の期間に対する特約保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- ① 特約の消滅
 - ② 特約保険料の払込免除
 - ③ 特約の保険期間または保険料払込期間の短縮
 - ④ 特約保険料額の減額
 - ⑤ 特約の保険料払済契約への変更
- (2) 本条(1)の特約保険料を基本契約の死亡保険金または満期保険金と同時に支払う場合において、保険契約者がその特約保険料を受け取る意思表示をしていないときは、死亡保険金受取人または満期保険金受取人に払い戻します。

契約応当日となります。

- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考（第16条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第6章 特約の解除

第17条（重大事由による特約の解除）

- (1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ① 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致^[1]をした場合
 - ② 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致^[1]をした場合
 - ③ この特約の特約保険金または特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為^[2]があった場合
 - ④ この特約が付加されている基本契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない①②③の事由と同等の重大な事由がある場合
- (2) 会社は、本条(1)の事由がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。
- ① その特約保険金を支払いません。また、すでにその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
 - ② 特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。

備考（第17条）

- [1] 「事故招致」には、未遂を含みます。
[2] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。

- (3) 本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (4) 本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

第 18 条（加入限度額超過による特約の解除）

- (1) 会社は、特約の特約保険金額が加入限度額^[1]を超える場合^[2]には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。
- (2) 本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (3) 本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

備考（第 18 条）

- [1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引き受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者 1 人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超える場合」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

第 7 章 特約の取消しおよび無効

第 19 条（詐欺による特約の取消し）

保険契約者、被保険者または特約保険金受取人の詐欺により特約の締結または復活が行われたときは、会社は、その特約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第 20 条（不法取得目的による特約の無効）

保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に特約保険料を払込免除とさせる目的をもって、特約の締結または復活を行ったときは、その特約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第 8 章 特約の失効

第 21 条（特約の失効）

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。
- ① 基本契約がその効力を失ったとき
 - ② 保険契約者が特約保険料を払い込まないで猶予期間^[1]を経過したとき
 - ③ 特約保険金の支払額がその限度に達したとき^[2]
 - ④ 第 26 条(基本契約の変更に伴う特約の変更)により特約基準保険金額^[3]が変更された場合^[4]において、変更後の特約基準保険金額^[3]がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
 - ⑤ 夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加された主たる被保険者のみをこの特約の被保険者とする特約において、主たる被保険者が死亡したとき^[5]
- (2) 夫婦特約^[6]においては、次の①②に該当する場合には夫婦特約^[6]のうち主たる被保険者にかかる部分、③④⑤⑥のいずれかに該当する場合には夫婦特約^[6]のうち配偶者である被保険者にかかる部分は、その効力を失います。
- ① 主たる被保険者が死亡したとき^[5]
 - ② 主たる被保険者にかかる特約保険金の支払額がその支払額の限度に達したとき

備考（第 21 条）

- [1] 「猶予期間」とは、第 13 条（特約保険料の払込み）(2)の猶予期間をいいます。
- [2] 夫婦特約の場合は、主たる被保険者および配偶者である被保険者のそれぞれにかかる特約保険金の支払額がその限度に達したときとします。
- [3] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [4] 次の場合を除きます。
- (1) 年齢または性別に誤りがあったことにより特約基準保険金額が変更された場合
 - (2) 貸付金の弁済に代える保険金額ま

- ③ 配偶者である被保険者が死亡したとき^[7]
 - ④ 配偶者である被保険者にかかる特約保険金の支払額がその支払額の限度に達したとき
 - ⑤ 配偶者である被保険者が被保険者の資格を失ったとき
 - ⑥ 基本契約の保険の種類を据置終身年金保険に変更したとき
- (3) 本条(2)の場合においては、会社の定める計算方法により、特約保険料額または特約基準保険金額^[3]を変更し、次の場合であって会社の定める額の特約の返戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。
- ① 夫婦保険または夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加した夫婦特約^[6]において、本条(2)①に該当したとき^[8]
 - ② 夫婦保険または夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加した夫婦特約^[6]において、本条(2)②に該当したとき

- たは年金額の減額に伴い特約基準保険金額が変更された場合
- [5] 夫婦保険の基本契約および夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うとき（夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約にあっては年金支払事由発生日前に支払うときに限ります。）を含みます。
- [6] 「夫婦特約」とは、主たる被保険者および配偶者である被保険者をこの特約の被保険者とするものをいいます。
- [7] 夫婦保険の基本契約および夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において配偶者である被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うとき（夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約にあっては年金支払事由発生日前に支払うときに限ります。）を含みます。
- [8] 第7条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）(2)、第8条（身体障害による特約保険料の払込免除）(1)または第9条（夫婦特約における主たる被保険者の死亡等による特約保険料の払込免除）(2)により払込免除とならない場合に限ります。

第9章 保険契約者または特約死亡保険金受取人の代表者

第22条（保険契約者または特約死亡保険金受取人の代表者）

- (1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約において他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) この特約について特約死亡保険金受取人が2人以上いるときは、代表者1人を指定してください。この場合には、その代表者は、他の特約死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (3) 本条(2)の場合において、この特約の特約死亡保険金受取人がこの特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人と同じ者となる場合は、その基本契約について死亡保険金受取人の代表者となった者は、この特約においても特約死亡保険金受取人の代表者となるものとします。
- (4) 特約死亡保険金受取人が本条(2)の指定または代表者の変更をしようとするときは、必要書類（別表6）を会社^[1]に提出してください。
- (5) 本条(1)(2)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者または特約死亡保険金受取人の1人に対して会社がした行為は、それぞれ他の保険契約者または特約死亡保険金受取人に対しても、その効力を有します。
- (6) この特約について保険契約者が2人以上いるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

備考（第22条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第10章 特約の契約関係者の変更

第23条（特約の保険契約者の変更等）

- (1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。
- (2) この特約が即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時定期年金保険または据置定期年金保険の基本契約に付加された場合においては、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社^[1]に対する通知により、特約死亡保険金受取人を保険契約者に変更することができます。
- (3) 保険契約者が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類（別表6）を会社^[1]に提出してください。
- (4) 本条(2)の通知が会社^[1]に到達した場合には、特約死亡保険金受取人はその通知が発信された時に遡って変更されます。ただし、その通知が会社^[1]に到達する前に変更前の特約死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の特約死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (5) 主約款の規定による住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

備考（第23条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第24条（遺言による特約死亡保険金受取人の変更）

- (1) この特約が即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時定期年金保険または据置定期年金保険の基本契約に付加された場合においては、第23条（特約の保険契約者の変更等）(2)に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約死亡保険金受取人を保険契約者に変更することができます。
- (2) 本条(1)の特約死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- (3) 本条(1)(2)による特約死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社^[1]に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- (4) 保険契約者の相続人が本条(3)の通知をしようとするときは、必要書類（別表6）を会社^[1]に提出してください。

備考（第24条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第25条（特約死亡保険金受取人の死亡）

- (1) 即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時定期年金保険または据置定期年金保険の基本契約に付加された特約において、特約死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、新たな特約死亡保険金受取人は、被保険者の遺族とします。^[1]
- (2) 本条(1)の遺族は、次のとおりとします。

備考（第25条）

- [1] 特定された特約死亡保険金受取人がいないときも、本条(1)の者を特約死亡保険金受取人とします。
- [2] 「配偶者」には、法律上の婚姻関係がなくても事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

順位	遺族
①	被保険者の配偶者 ^[2]
②	被保険者の子
③	被保険者の父母
④	被保険者の孫
⑤	被保険者の祖父母
⑥	被保険者の兄弟姉妹
⑦	被保険者の死亡当時、被保険者の扶助によって生計を維持していた者

⑧ 被保険者の死亡当時、被保険者の生計を維持していた者

- (3) 胎児である子または孫は、本条(2)の適用については、すでに生まれたものとみなします。
- (4) 本条(3)は、胎児が流産または死産等により出生しなかった場合には適用しません。
- (5) 本条(2)の遺族が2人以上いるときは、本条(2)の順位が先の者を本条(1)の特約死亡保険金受取人とします。
- (6) 遺族であって故意に被保険者、本条(2)の順位が先の者または同じ者を死亡させた者は、本条(1)の特約死亡保険金受取人となることができません。
- (7) 本条(1)の特約死亡保険金受取人がいないときは、特約死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を特約死亡保険金受取人とします。
- (8) 本条(7)により特約死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、本条(7)により特約死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の特約死亡保険金受取人を特約死亡保険金受取人とします。
- (9) 本条(5)(7)(8)により特約死亡保険金受取人となった者が同じ順位に2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第 11 章 特約の変更

第 26 条（基本契約の変更に伴う特約の変更）

- (1) 基本契約の変更に伴う特約の変更（別表5）の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。
- (2) 本条(1)の場合において、すでに払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- (3) 本条(1)による特約の変更は、基本契約の変更に伴う特約の変更（別表5）に定める一定の事由にかかる基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- (4) 本条(3)により、本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

第 27 条（特約保険金額の減額変更）

- (1) 特約保険料の払込方法（回数）を分割払とする特約においては、保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、特約保険料額を変更します。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の変更を請求することはできません。
 - ① この特約の契約日^[1]からその日を含めて2年を経過していないとき
 - ② 特約保険金額の減額変更後2年^[2]を経過していないとき
 - ③ 特約保険料が払込免除となっているとき^[3]
 - ④ 夫婦特約^[4]において、主たる被保険者にかかる特約保険料が払込免除とされているときはその者にかかる特約保険金額を、配偶者である被保険者にかかる特約保険料が払込免除とされているときはその者にかかる特約保険金額を減額しようとするとき
 - ⑤ この特約の残存保険料払込期間が1年に満たないとき
 - ⑥ 減額後の特約基準保険金額^[5]がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
 - ⑦ 減額後の特約基準保険金額^[5]が10万円^[6]の倍数でないとき
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表6）を

備考（第 27 条）

- [1] 復活した特約の場合は、第37条（特約の復活の責任開始の時）(2)の復活日とします。
- [2] 夫婦特約において、主たる被保険者にかかる特約保険金額を減額変更するときはその者にかかる特約保険金額の減額変更後2年、配偶者である被保険者にかかる特約保険金額を減額変更するときはその者にかかる特約保険金額の減額変更後2年とします。
- [3] 夫婦特約を除きます。
- [4] 「夫婦特約」とは、主たる被保険者および配偶者である被保険者をこの特約の被保険者とするものをいいます。
- [5] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されてい

会社^[7]に提出してください。

- (4) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[8]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[8]に変更の請求があった場合は、その時に効力を生じます。
- (5) 月ごとの契約応当日^[8]以外の日に変更の請求があった場合において、本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更はその効力^[9]を生じません。
- (6) 本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

る場合には変更後の額)をいいます。

- [6] 終身年金保険付終身保険または夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された特約の場合は、100万円とします。
- [7] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [8] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [9] 夫婦特約の場合は、その払込免除された者にかかる部分の減額変更の効力とします。

第28条（特約保険金の支払額通算の特則）

第26条（基本契約の変更に伴う特約の変更）および第27条（特約保険金額の減額変更）により、特約基準保険金額^[1]が変更された場合において、特約基準保険金額^[1]の変更前にすでに支払ったまたは支払うべき特約保険金がある場合には、第3条（特約保険金の支払限度）による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約基準保険金額^[1]に対する変更後の特約基準保険金額^[1]の割合により変更されたものとします。

備考（第28条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

第29条（夫婦特約の変更）

- (1) 保険契約者は、夫婦特約^[1]を主たる被保険者のみを被保険者とするこの特約に変更するための特約の変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、特約保険料額を変更します。
- (2) 保険契約者は、夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加された夫婦特約^[1]において、その基本契約の年金支払事由発生日が到来しているときは、本条(1)の請求をすることができません。
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表6）を会社^[2]に提出してください。
- (4) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[3]にその効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[3]に変更の請求があった場合は、その時に効力を生じます。
- (5) 月ごとの契約応当日^[3]以外の日に変更の請求があった場合において、本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に主たる被保険者または配偶者である被保険者にかかる特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更は効力を生じません。
- (6) 本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合または本条(5)の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

備考（第29条）

- [1] 「夫婦特約」とは、主たる被保険者および配偶者である被保険者をこの特約の被保険者とするものをいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [3] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第30条（特約の加入年齢の計算）

この特約の契約日における被保険者の年齢は、主約款の定めるところにより計算します。

第31条（年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い）

保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、この特約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいてこの特約を締結したものとして、会社の定める計算方法により、加入限度額^[1]を上限として特約保険金額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

備考（第31条）

- [1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。

第13章 特約の解約

第32条（保険契約者による特約の解約）

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表6）を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日^[2]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[2]に解約の通知があった場合はその時に、保険期間の満了直前^[3]に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日に、この特約を基本契約の締結後に付加した場合において、この特約の契約日を含む月に解約の通知があったときはその翌月における基本契約の月ごとの契約応当日^[4]にその効力を生じます。
- (4) 月ごとの契約応当日^[2]以外の日に解約の通知があった場合において、本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の解約は効力を生じません。
- (5) 本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合または本条(4)の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

備考（第32条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。
- [4] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が基本契約の月ごとの契約応当日となります。

第33条（特約保険金受取人による特約の存続）

- (1) 債権者等^[1]による特約の解約は、解約の通知が会社^[2]に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) 本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時において次のすべてを満たす特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社^[2]に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等^[1]に支払うべき金額を債権者等^[1]に支払い、かつ会社^[2]にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
 - ① 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ② 保険契約者でないこと
- (3) 特約保険金受取人が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類（別表6）を会社^[2]に提出してください。
- (4) 本条(1)の解約の通知が会社^[2]に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条(2)により効力が生じなくなるまでの間に、死亡保険金の支払事由が生じ、会社が死亡保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条(2)の金額を債権者等^[1]に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等^[1]に支払った金額を差し引いた残額を、特約死亡保険金受取人

備考（第33条）

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で特約の解約をすることができる者をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

に支払います。

第14章 特約の返戻金の支払

第34条（特約の返戻金の支払）

- (1) 次のいずれかの場合において、特約の返戻金があるときは、保険契約者に支払います。
 - ① 被保険者の死亡^[1]
 - ② この特約の解除
 - ③ 第32条（保険契約者による特約の解約）の解約の通知
 - ④ この特約の失効^[2]
 - ⑤ この特約の変更^[3]
 - ⑥ 特約保険金の免責事由^[4]の該当
- (2) 本条(1)の特約の返戻金の額は、会社の定める計算方法により、この特約の経過した年月数により算出した額とします。ただし、主約款の規定によりその基本契約の死亡保険金または基本契約の積立金^[5]の額の返戻金を支払うときは、特約の積立金^{[6][7]}の額とします。
- (3) 被保険者について既払特約保険金^[8]がある場合、既払特約保険金^[8]の額に本条(2)により支払うべき特約の返戻金の額を加えた額が特約基準保険金額^[9]を超えることとなるときは、支払うべき特約の返戻金の額は、本条(2)にかかわらず、特約基準保険金額^[9]から既払特約保険金^[8]の額を差し引いた残額に相当する金額とします。

備考（第34条）

- [1] 本条(1)①の「被保険者の死亡」は、以下のいずれかに該当する場合に限ります。ただし、第21条（特約の失効）(3)①に該当するものを除きます。
 - (1) 特約保険金の支払事由に該当しない場合
 - (2) 重度障害の状態になったことにより死亡したものとみなされ、この特約が付加された基本契約が消滅する場合
- [2] 次のいずれかによりこの特約が失効したときを除きます。
 - (1) 本条(1)①の「被保険者の死亡」に該当したとき
 - (2) 第21条（特約の失効）(3)①に該当したとき
 - (3) 特約保険金の支払額がその限度に達したとき
- [3] 特約基準保険金額または特約保険料額が変更されるものに限ります。ただし、年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いによる基本契約の変更に伴うものを除きます。
- [4] 傷害を直接の原因とする死亡の場合に限ります。
- [5] 「基本契約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。
- [6] 「特約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。
- [7] 夫婦特約にあっては、死亡した被保険者にかかる特約の責任準備金の額とします。
- [8] すでに支払ったまたは支払うべき特約保険金をいいます。
- [9] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

第15章 特約の復活

第35条（特約の復活）

- (1) この特約は、基本契約の失効と同時に失効したものに限り、会社の承諾を得て、基本契約の復活に併せて復活することができます。
- (2) 復活した場合の特約保険金額が加入限度額^[1]を超えるとき^[2]は、本条(1)

備考（第35条）

- [1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易

の復活をすることができません。

- (3) 保険契約者が本条(1)の復活をしようとするときは、必要書類（別表6）を会社^[3]に提出して申し込んでください。
- (4) 本条(3)の場合、保険契約者は、特約復活払込金^[4]を払い込んでください。

生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。

- [2] 「加入限度額を超えるとき」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超えるときをいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

第36条（特約復活払込金の分割払込み）

- (1) 保険契約者が、基本保険料の復活払込金^[1]について分割払込みを請求するときは、その請求にかかる同一月分の特約復活払込金^[2]についても、分割払込みを請求してください。
- (2) 特約分割払込金^[3]は、第13条（特約保険料の払込み）により払い込むべき特約保険料と合わせて払い込んでください。
- (3) 特約分割払込金^[3]の払込みを完了する前は、特約保険料の前納払込みの取扱いを受けることはできません。
- (4) 本条(1)は、特約分割払込金^[3]の払込みを完了する前にこの特約が失効したときは、その後のこの特約の復活の申込みには適用しません。

備考（第36条）

- [1] 「基本保険料の復活払込金」とは、基本保険料を払い込まなかった期間の基本保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。
- [3] 「特約分割払込金」とは、本条(1)により分割して払い込む金額をいいます。

第37条（特約の復活の責任開始の時）

- (1) この特約の復活の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の復活の責任開始の時と同一とし、その時から復活後の特約上の責任を負います。
- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の復活日とします。
- (3) 会社は、この特約の復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

第38条（特約の復活の効果）

- (1) この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。
- (2) 本条(1)の場合において、被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したときは、その支払事由にかかる特約保険金は支払いません。

第16章 特約契約者配当

第39条（特約契約者配当金の割当て）

会社は、会社の定める計算方法により積み立てた契約者配当準備金の中から、毎事業年度末に、会社の定める計算方法により、その事業年度末に効力を有するこの特約に対して特約契約者配当金を割り当てることがあります。

第40条（特約契約者配当金の支払）

- (1) 第39条（特約契約者配当金の割当て）により割り当てた特約契約者配当^[1]は、その翌事業年度中の年ごとの契約応当日^{[2][3]}に効力を有する特約^[4]に限り、その年ごとの契約応当日^{[2][3]}から、これを積み立てておきます。この場合、会社の定める利率による利息を併せて積み立てておきます。
- (2) 第39条（特約契約者配当金の割当て）により割り当てた特約契約者配当金のうち、本条(1)に該当しなかった特約契約者配当金^[5]は、契約者配当準

備考（第40条）

- [1] 終身年金保険付終身保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時夫婦年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加されたこの特約にあっては、年金支払事由発生日以後に割り当てた契約

備金に繰り入れます。

- (3) 次のいずれかの事由が生じたとき^[6]は、保険契約者に、特約契約者配当金^[7]を支払います。ただし、①②の場合に基本契約の保険金を支払うときは基本契約の保険金受取人に、次の⑤の場合において、第21条（特約の失効）(1)③による失効のときは、その失効時における特約保険金受取人に支払います。
 - ① この特約の保険期間の満了
 - ② 被保険者の死亡^[8]
 - ③ この特約の解除
 - ④ 第32条（保険契約者による特約の解約）による解約の通知
 - ⑤ この特約の失効^[9]
 - ⑥ 特約保険金額の減額変更の請求
- (4) 本条(3)⑥の事由が生じたことにより支払う特約契約者配当金の額は、特約基準保険金額^[10]のうち減額した特約基準保険金額^[10]の割合によって計算します。
- (5) 終身年金保険付終身保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時夫婦年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加された特約において、その特約が付加された基本契約の年金支払事由発生日または年金支払期間^[11]内の年ごとの年金支払事由発生応当日が到来したときは、特約契約者配当金^[12]を、主約款の定めるところにより年金を積み増すことにより支払われる契約者配当金と合わせて、その基本契約の年金の保険料に充て会社の定める計算方法によりその年金を積み増すことにより支払います。

者配当金を除きます。

- [2] 「年ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、特約の契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、特約の契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。
- [3] 終身年金保険付終身保険、夫婦年金保険付夫婦保険、据置終身年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加されたこの特約にあっては年金支払事由発生日前に限り、即時定期年金保険または据置定期年金保険の基本契約に付加されたこの特約の場合は年金支払事由発生日の前日までに到来する年ごとの契約応当日（据置定期年金保険の基本契約に付加された場合に限ります。）、年金支払事由発生日または年金支払期間内に到来する年ごとの年金支払事由発生応当日とします。
- [4] 次のものを除きます。
 - (1) 年ごとの契約応当日に特約の解除または第32条（保険契約者による特約の解約）の解約の通知があった特約
 - (2) 年ごとの契約応当日に特約保険金額の減額変更の請求があった特約のうち減額部分
- [5] 次のものを除きます。
 - (1) その事業年度末または翌事業年度中に保険期間の満了する特約に対して割り当てたもののうち本条(3)①に該当したことにより支払うもの
 - (2) 翌事業年度中に年金支払事由発生日または年ごとの年金支払事由発生応当日が到来する基本契約に対して割り当てたもののうち本条(5)により年金を積み増すことにより支払うもの
- [6] 終身年金保険付終身保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時夫婦年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加されたこの特約にあっては、年金支払事由発生前にその事由が生じたときに限ります。
- [7] 本条(3)の事由が生じたときまでの間の会社の定める利率による利息を含みます。
- [8] 夫婦特約の場合は、特約が消滅する場合に限ります。

- [9] 本条(3)②の被保険者が死亡した場合を除き、夫婦特約の場合は、特約が消滅する場合に限ります。
- [10] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [11] 繼続年金を支払っている保証期間を含みます。
- [12] 年金支払事由発生日までの間の会社の定める利率による利息を含みます。

第 17 章 謙渡禁止

第 41 条（謙渡禁止）

保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金、特約の返戻金または特約契約者配当金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第 18 章 保険金等を支払う際に未払特約保険料等がある場合の取扱い

第 42 条（保険金等を支払う際に未払特約保険料等がある場合の取扱い）

この特約が付加された基本契約において保険金等^[1]を支払う場合または特約の返戻金もしくは特約契約者配当金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料等^[2]があるときは、それらの支払金額から差し引きます。

備考（第 42 条）

- [1] 「保険金等」とは、次のものをいいます。
- (1) 死亡保険金
 - (2) 満期保険金
 - (3) 介護保険金
 - (4) 年金
 - (5) 繼続年金
 - (6) 返戻金
 - (7) 契約者配当金（主約款において保険契約者による契約者配当金の支払請求により支払われる契約者配当金を除きます。）
 - (8) 払い戻す基本保険料
- [2] 「未払特約保険料等」とは、次のものをいいます。
- (1) 未払特約保険料
 - (2) 次により会社が返還を受けるべき特約の返戻金（特約の返戻金と同時に支払った金額を含みます。）
 - ① 第 26 条（基本契約の変更に伴う特約の変更）(4)
 - ② 第 27 条（特約保険金額の減額変更）(6)
 - ③ 第 29 条（夫婦特約の変更）(6)
 - ④ 第 32 条（保険契約者による特約の解約）(5)
 - (3) その他会社が弁済を受けるべき金額

第19章 特約保険金等の請求および支払時期等

第43条（特約保険金等の請求および支払時期等）

- (1) 保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社^[1]に通知してください。
- (2) 保険契約者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表6）を会社^[1]に提出して特約保険金等^[2]または特約保険料の払込免除を請求してください。
- (3) 特約保険金等^[2]は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社^[1]で支払います。
- (4) 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、特約の締結時から特約保険金請求時までに会社^[1]に提出された書類だけでは確認ができないときは、次のとおり確認^[3]を行います。この場合には、本条(3)にかかわらず、特約保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
① 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第2条（特約保険金の支払）所定の支払事由に該当する事実の有無
② 特約保険金の免責事由 ^[4] に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
③ この特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人の特約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

- (5) 本条(4)の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(3)(4)にかかわらず、特約保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。
 - ① 本条(4)②③に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
 - ② 本条(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
 - ③ 本条(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日
- (6) 本条(4)(5)の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^[5]は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等^[2]は支払いません。
- (7) 特約保険料の払込免除については、本条(3)(4)(5)(6)の規定を準用します。
- (8) 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

備考（第43条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金、特約契約者配当金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。
- [3] 「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。
- [4] 「免責事由」とは、第5条（死亡保険金等を支払わない場合等）(1)の事由をいいます。
- [5] 会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第44条（消滅時効の援用）

特約保険金等^[1]の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることはありません。

備考（第44条）

[1] 「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金、特約契約者配当金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

第20章 契約内容の登録

第45条（契約内容の登録）

- (1) 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - ① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - ② 死亡保険金の金額
 - ③ 特約の契約日^[1]
 - ④ 当会社名
- (2) 本条(1)の登録の期間は、特約の契約日^[1]から5年（特約の契約日^[1]において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日^[1]から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- (3) 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条(1)により登録された被保険者について、保険契約^[2]の申込み^[3]を受けた場合、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- (4) 各生命保険会社等は、本条(2)の登録の期間中に保険契約^[2]の申込みがあった場合、本条(3)により連絡された内容を保険契約^[2]の承諾^[4]の判断の参考とすることができるものとします。
- (5) 各生命保険会社等は、特約の契約日^[5]から5年（特約の契約日^[5]において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日^[5]から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約^[2]について死亡保険金または高度障害保険金の支払請求を受けたときは、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- (6) 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾^[4]の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- (7) 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- (8) 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- (9) 本条(3)(4)(5)において、被保険者、保険契約^[2]、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

備考（第45条）

- [1] 特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。
- [2] 本条(3)(4)(5)の「保険契約」とは、死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。
- [3] 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。
- [4] 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。
- [5] 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

第21章 特則

第46条（中途付加の場合の特則）

(1) 基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。

申込みの承諾と特約保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、この特約の申込みを承諾した後に第1回特約保険料 ^[1] を受け取った場合	第1回特約保険料 ^[1] を受け取った時
② 会社が、第1回特約保険料相当額 ^[2] を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合	会社が、第1回特約保険料相当額 ^[2] を受け取った時。ただし、この特約と同時に付加する無配当疾病傷害入院特約の被保険者に関する告知 ^[3] 前に受け取った場合には、保険契約者または被保険者がその告知をした時

- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。
- (3) この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4) 会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約中途付加の旨を記載して保険契約者に保険証券を交付します。
- (5) 基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日^[4]が、その基本契約の月ごとの契約応当日^[5]と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日^[5]をこの特約の月ごとの契約応当日^[4]とみなします。
- (6) 基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日^[6]が、その基本契約の年ごとの契約応当日^[7]と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日^[7]をこの特約の年ごとの契約応当日^[6]とみなします。
- (7) この特約を基本契約^[8]の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第30条（特約の加入年齢の計算）にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者が主約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日を含む月の翌月からこの特約の契約日を含む月までの期間を加えて計算します。

備考（第46条）

- [1] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第1回特約保険料」は一時払特約保険料とします。
- [2] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第1回特約保険料相当額」は一時払特約保険料相当額とします。
- [3] 「被保険者に関する告知」とは、無配当疾病傷害入院特約条項第20条（告知義務）の告知をいいます。
- [4] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が特約の月ごとの契約応当日となります。
- [5] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が基本契約の月ごとの契約応当日となります。
- [6] 「年ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、特約の契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、特約の契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。
- [7] 「基本契約の年ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が基本契約の年ごとの契約応当日となります。
- [8] 保険料の払込方法（回数）を一時払とする即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時夫婦年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約および即時型の年金保険に変更した後の基本契約を除きます。

第47条（中途付加の第1回特約保険料をクレジットカード等により払い込む場合の特則）

(1) 基本契約の締結後に特約を付加した場合において、第1回特約保険料^[1]を次の方法により払い込む場合、それぞれ次の時を第46条（中途付加の場合の特則）の第1回特約保険料^[1]を受け取った時とします。

クレジットカード ^[2] により払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時
デビットカード ^[3] により金融機関等の口座からの引落し等によって払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時。この場合には、デビットカード ^[3] を会社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にデビットカード ^[3] の暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されることを必要とします。

(2) 本条(1)にかかわらず、クレジットカード^[2]により第1回特約保険料^[1]を払い込む場合、次のすべてを満たすときは、第1回特約保険料^[1]の払込みはなかったものとします。

- ① 会社がクレジットカード発行会社から第1回特約保険料^[1]に相当する金額を受け取ることができないこと
- ② クレジットカード発行会社がクレジットカード^[2]の名義人^[4]から第1回特約保険料^[1]に相当する金額を受け取ることができないこと
- (3) 会社は、本条(1)により払い込まれた第1回特約保険料^[1]については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

（付則）

第33条（特約保険金受取人による特約の存続）の規定は、特約の責任開始の時を保険法施行日の前までとする特約については、同法の施行日の前日までにした債権者等の通知には適用しません。

備考（第47条）

- [1] 「第1回特約保険料」には、第1回特約保険料相当額を含みます。また、特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第1回特約保険料」は一時払特約保険料（一時払特約保険料相当額を含みます。）とします。
- [2] 会社の指定したクレジットカードとします。
- [3] 会社の指定したキャッシュカード等とします。
- [4] 「名義人」には、クレジットカード発行会社の会員規約等により、そのクレジットカードの使用が認められている人を含みます。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまではその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1 鉄道事故	E 800～E 807
2 自動車交通事故	E 810～E 819
3 自動車非交通事故	E 820～E 825
4 その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5 水上交通機関事故	E 830～E 838
6 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病的診断・治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9 その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・ ^{しょくじせい} 食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病的診断・治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病的診断・治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12 不慮の墜落	E 880～E 888
13 火災および ^{かえり} 火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E 902）」、「旅行および身体動搖（E 903）」および「飢餓、 ^{かつ} 渴、不良環境曝露および放置（E 904）中の飢餓、 ^{かつ} 渴」は除外します。	E 900～E 909
15 窒息 ^{てきすい} 、窒息 ^{てきしづく} および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による氣道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による氣道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16 その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病的診断・治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18 他殺および他人の加害による損傷	E 960～E 969
19 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20 戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表2 身体障害等級表

(1) 身体障害の状態、障害等級および支払割合は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

障害等級	対象となる 身体障害の状態	備考	支払割合
第1級	1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。	100%
	2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失したものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。	
	3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。	
	4 両上肢を手関節以上で失ったもの ^[2]	(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
	5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
	6 両上肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
	7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]	(4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
	8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]		
	9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]		
	10 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]		
	11 両下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]		
	12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]		
	13 両下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]		
第2級	20 両耳の聴力を全く失ったもの	(1) 聽力はオージオメーターによって測定するものとします。 (2) 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。	70%
	21 言語およびそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものを	

		<p>いいます。</p> <p>(2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとことができないものをいいます。</p>
22	精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。
23	1 上肢を手関節以上で失ったもの	「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
24	1 上肢の用を全く永久に失ったもの	「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
25	10 手指を失ったものまたはその用を全く永久に失ったもの ^[2]	(1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
26	10 手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
27	1 下肢を足関節以上で失ったもの	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
28	1 下肢の用を全く永久に失ったもの	「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
第3級	40 両眼の視力の合計が0.12以下になったもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。
	41 1眼が失明したもの	(2) 「失明したるもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
	42 両耳の聴力レベルが69デシベル以上89デシベル未満になったもの	聴力はオージオメーターによって測定するものとします。
	43 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとことができないものをいいます。
	44 精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、またはこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。
45	脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すもの	(1) 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。

		(2) 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
46	1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
47	1手の5手指を失ったもの、第1指(母指)および第2指(示指)を失ったものまたは第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含み3手指もしくは4手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
48	1手の5手指もしくは4手指の用を全く永久に失ったものまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含み3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)にあっては指節間関節)の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
49	1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
50	10足指を失ったものまたは10足指の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(1) 「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。 (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。
51	10足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
第4級	60両眼に著しい視野狭窄を残すものまたは両眼視において著しく視野が欠損したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「著しい視野狭窄を残すもの」とは、視野の角度が10度以内になったものをいいます。 (3) 「著しく視野を欠損したもの」とは、両眼視において視野の8方向の角度の合計が正常両眼視において視野のそれの合計の50パーセント以下になったものをいいます。
	611耳の聴力を全く失ったもの	(1) 聴力はオージオメーターによって測定するものとします。 (2) 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。
	62平衡機能に障害を残すもの	(3) 「平衡機能に障害を残すもの」とは、内耳の損傷による平衡機能障害のため、開眼して直線を歩行中10m以内で転倒し、または著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ないものをいいます。
	63鼻を欠損し、その機能に障害を残すもの	(1) 「鼻を欠損したもの」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損したものをいいます。 (2) 「鼻の機能に障害を残すもの」とは、両側の鼻呼吸に障害を生じ、または両側のきゅう覚を脱失したものをいいます。
	641上肢の3大関節中の2関節以上の機能に著しい障害を残すもの	「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
	651上肢の3大関節中の1関節の	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、また

	用を全く永久に失ったもの	は拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。	
	66 1上肢に仮関節を残すもの	「仮関節を残すもの」とは、上腕骨に仮関節を残すものまたは前腕骨の橈骨と尺骨の両方に仮関節を残すものをいいます。	
	67 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったもの、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含み2手指を失ったものまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	
	68 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったものまたは第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含み2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	69 1下肢の3大関節中の2関節以上の機能に著しい障害を残すもの	「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	70 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。	
	71 1下肢に仮関節を残すもの	「仮関節を残すもの」とは、大腿骨または脛骨に仮関節を残すものをいいます。	
	72 1下肢を5cm以上短縮したもの	下肢の短縮は、腸骨前上棘と内くるぶし下端との距離を測り、健側の下肢のそれと比較して、短縮の長さを算出するものとします。	
	73 1足の5足指を失ったものまたは5足指の用を全く永久に失ったもの	(1) 「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。 (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。	
第5級	80 両眼視において著しい複視が生じるもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「著しい複視が生じるもの」とは、正面視において複視が生じるものをいいます。	10%
	81 鼻の機能に障害を残すもの	「鼻の機能に障害を残すもの」とは、両側の鼻呼吸に障害を生じ、または両側のきゅう覚を脱失したものをいいます。	
	82 味覚を全く失ったもの	「味覚を全く失ったもの」とは、試験紙および薬物による検査結果が無反応であるものをいいます。	
	83 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
	84 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または	「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったも	

2手指を失ったもの	のをいいます。
85 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったものまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
86 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
87 1下肢を3cm以上短縮したもの	下肢の短縮は、腸骨前上棘と内くるぶし下端との距離を測り、健側の下肢のそれと比較して、短縮の長さを算出するものとします。
88 1足の第1足指または他の4足指を失ったもの	「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。
89 1足の第1足指を含み3足指または4足指の用を全く永久に失ったもの	「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。

(2) (1)の表に掲げる支払割合は、手指の障害にあっては通算して70%、足指の障害にあっては通算して50%をもって限度とします。

備考（別表2）

[1] これらの身体障害以外の本別表2の身体障害に該当するものを含まないものとします。

[2] 1の不慮の事故によるもので、その傷害が生じた身体の同一部位にすでに存在する本別表2の身体障害に加重して生じたものでないものに限ります。

別表3 特定要介護状態

特定要介護状態とは、常時の介護をする次のいずれかの身体障害の状態をいいます。

① 日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のア. に該当し、かつ、イ. カラオ. までのうちいずれか3つ以上に該当する状態

日常生活の動作	備考
ア. 歩行できない	「歩行できない」とは、杖、装具等の使用および他人の介助によっても歩行できず、常時ベッド周辺の生活であることをいいます。
イ. 排尿便の後始末が自分でできない	「排尿便の後始末が自分でできない」とは、自分で大小便の排せつ後のふきとり始末ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
ウ. 食事が自分でできない	「食事が自分でできない」とは、食器類または食物を選定、工夫しても、自分で食事ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
エ. 衣服の着脱が自分でできない	「衣服の着脱が自分でできない」とは、衣服等を工夫しても、自分で衣服の着脱ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
オ. 入浴が自分でできない	「入浴が自分でできない」とは、浴槽等を工夫しても、自分で浴槽の出入りまたは体の洗い流しができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。

② 医師により器質性認知症と診断確定^[1]され、意識障害^[2]のない状態で、次の見当識障害のいずれかに該当する状態

見当識障害	備考
時間の見当識障害が常時あること	「時間の見当識障害」とは、季節または朝、昼および夜が分からることをいいます。

場所の見当識障害があること	「場所の見当識障害」とは、現在自分が住んでいる場所または現在自分がいる場所が分からないことをいいます。
人の見当識障害があること	「人の見当識障害」とは、日頃接している家族または日頃接している周囲の人間が分からないことをいいます。

備考（別表3）

[1] 「医師により器質性認知症と診断確定されている」については以下のとおりです。

- (1) 「医師により器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。
- ① 脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
- (2) (1)の「器質性認知症」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」(昭和54年版)に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類番号
老年痴呆、単純型	290.0
初老期痴呆	290.1
老年痴呆、抑うつ型および妄想型	290.2
急性錯乱状態を伴う老年痴呆	290.3
動脈硬化性痴呆	290.4
他に分類された状態における痴呆	294.1

昭和54年版以後の厚生省(平成13年1月6日以降は厚生労働省)大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (3) (1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または障害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

[2] 「意識障害」とは、周囲に対して適切な注意を払い、外部からの刺激を的確に受け取り、対象を認知する能力に障害が生じていることをいいます。

別表4 加重障害における傷害保険金額

- (1) 1つの不慮の事故により身体の同一部位に生じた2以上の身体障害があるときにおける傷害保険金額は、これらの身体障害が該当する障害等級のうち最も上位のもの^[1]に応する支払割合を特約基準保険金額^[2]に乗じて得た額とします。
- (2) 不慮の事故により身体障害が身体の同一部位にすでに存在する身体障害に加重して生じたものであるときにおける傷害保険金額は、加重の結果生じた身体障害の状態に応じた傷害保険金額からすでに存在する身体障害について傷害保険金を支払うこととした場合に支払うべき傷害保険金額を差し引いた額とします。
- (3) (2)の場合において、すでに存在する身体障害もしくは加重の結果生じた身体障害が2以上あるときは、(2)のすでに存在する身体障害もしくは加重の結果生じた身体障害の状態に応じた傷害保険金額については、(1)により計算します。
- (4) (1)(2)の身体の同一部位は、次のとおりとします。
- ① 1上肢については、肩関節以下を同一部位とします。
 - ② 1下肢については、股関節以下を同一部位とします。
 - ③ 眼については、両眼を同一部位とします。
 - ④ 耳については、両耳を同一部位とします。
 - ⑤ 身体障害等級表に定める第1級の2、第2級の21、第3級の43および第5級の82の身体障害については、口および咽喉を同一部位とします。
 - ⑥ 身体障害等級表に定める第1級の3、第2級の22および第3級の44の身体障害については、精神、神経および胸腹部臓器を同一部位とします。

備考（別表4）

[1] これらの身体障害が該当する障害等級が同一のときは、その障害等級とします。

[2] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

別表5 基本契約の変更に伴う特約の変更

- (1) 第26条（基本契約の変更に伴う特約の変更）によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。
- ① 年齢に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険期間または保険料払込期間の終期が変更されたとき
 - ② 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険金額^[1]が減額更正されたとき
 - ③ 保険料払済契約への変更があったとき
 - ④ 基本契約の保険期間または保険料払込期間が短縮されたとき
 - ⑤ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り上げる契約変更があったとき
 - ⑥ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り下げる契約変更があったとき
 - ⑦ 据置定期年金保険の基本契約において、年金支払期間を延長する契約変更があったとき
 - ⑧ 即時型の年金保険への変更があったとき
 - ⑨ 夫婦特約が付加された夫婦保険または夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において、主たる被保険者が死亡し保険金の免責事由に該当した場合において基本契約の保険金額または年金額が減額されたとき
 - ⑩ ①から⑨までのほか、基本契約の保険金額または年金額^[2]が減額されたとき
- (2) 基本契約について、(1)③の事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。
- (3) 基本契約について、(1)④から⑧までのいずれかの事由が生じたときは、この特約の保険期間または保険料払込期間の終期もその基本契約の保険期間^[3]または保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。この場合において、(1)⑧の事由が生じたときは、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。
- (4) 基本契約について、(1)の事由が生じたときは、会社の定める計算方法により、特約保険料額または特約基準保険金額^[4]を変更または減額します。

備考（別表5）

- [1] 年金保険の基本契約の場合は、年金額とします。
- [2] 育英年金額を除きます。
- [3] 年金保険の基本契約の場合は、年金支払期間とします。
- [4] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

別表6 必要書類

- (1) 特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要な書類は、次のとおりとします。

① 特約保険金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
死亡保険金の支払（第2条関係）	特約死亡保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合には、戸籍抄本） 3 保険契約者および被保険者が職域である団体、職域取扱団体にかかる構成員またはその退職者等であることを証明できる書類（職域保険の基本契約に付加された特約に限ります。） 4 主たる被保険者および配偶者である被保険者の婚姻関係を証明できる書類（夫婦特約に限ります。） 5 会社所定の医師の死亡証明書 6 被保険者の死亡が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 7 特約死亡保険金受取人の戸籍抄本 8 特約死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 9 保険証券
傷害保険金の支払（第2条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 保険契約者および被保険者が職域である団体、職域取扱

		<p>団体にかかる構成員またはその退職者等であることを証明できる書類（職域保険の基本契約に付加された特約に限ります。）</p> <p>4 主たる被保険者および配偶者である被保険者の婚姻関係を証明できる書類（夫婦特約に限ります。）</p> <p>5 会社所定の医師の診断書</p> <p>6 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類</p> <p>7 特約保険金受取人の戸籍抄本</p> <p>8 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証</p> <p>9 保険証券</p>
--	--	--

② 特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約保険料の払込免除（第8条関係）	保険契約者	<p>1 会社所定の請求書</p> <p>2 被保険者の住民票または健康保険証</p> <p>3 会社所定の医師の診断書</p> <p>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類</p> <p>5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証</p> <p>6 保険証券</p>
夫婦特約における主たる被保険者の死亡等による特約保険料の払込免除（第9条関係）	保険契約者	<p>1 会社所定の請求書</p> <p>2 被保険者の住民票または健康保険証</p> <p>3 会社所定の医師の死亡証明書または会社所定の医師の診断書</p> <p>4 傷害によるものであるときは、保険期間内にその傷害を受けたものであることを証明できる書類</p> <p>5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証</p> <p>6 保険証券</p>
介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除（第10条関係）	保険契約者	<p>1 会社所定の請求書</p> <p>2 被保険者の住民票または健康保険証</p> <p>3 会社所定の医師の診断書</p> <p>4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類</p> <p>5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証</p> <p>6 保険証券</p>

③ 特約の返戻金の支払請求

項目	提出する者	必要書類
解除もしくは解約または失効（第21条(2)⑤による失効を除きます。）による特約の返戻金の支払（第21条、第34条関係）	保険契約者	<p>1 会社所定の請求書</p> <p>2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証</p> <p>3 保険証券</p>
第21条(2)⑤の失効による特約の返戻金の支払（第21条関係）	保険契約者	<p>1 会社所定の請求書</p> <p>2 配偶者である被保険者の資格喪失の事実およびその年月日を証明できる書類</p> <p>3 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証</p> <p>4 保険証券</p>
被保険者の死亡（第34条に該当する場合に限ります。）による特	保険契約者	<p>1 会社所定の請求書</p> <p>2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合に</p>

約の返戻金の支払(第34条関係)		は、戸籍抄本) 3 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券
------------------	--	--

(4) その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し(第15条関係)	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者または基本契約にかかる保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
未経過期間に対する特約保険料の払戻し(第16条関係)	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または基本契約にかかる保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約死亡保険金受取人の代表者の指定(その変更を含む。)(第22条関係)	特約死亡保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約死亡保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
会社への通知による特約死亡保険金受取人の変更(第23条関係)	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
遺言による特約死亡保険金受取人の変更(第24条関係)	保険契約者の相続人	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の戸籍抄本 3 保険契約者の遺言書 4 保険証券
特約の変更(第27条、第29条関係)	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による特約の解約(第32条関係)	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金受取人による特約の存続(第33条関係)	特約保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に特約返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
特約の復活(第35条関係)	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券
特約契約者配当金の支払(第40条関係)	保険契約者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者、基本契約にかかる保険金受取人または特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券

- (2) 会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることができます。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることができます。
- (3) 官公署、会社、工場、組合等の団体を保険契約者および特約死亡保険金受取人とし、その団体から給与等の支払を受ける従業員を被保険者とする特約の場合、保険契約者である団体がこの特約の特約保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等^[1]として被保険者または死亡退職金等^[1]の受給者に支払うときは、その特約保険金の支払請求の際、次の①②の書類の提出も必要とします。
- ① 被保険者または死亡退職金等^[1]の受給者の請求内容確認書(死亡退職金等^[1]の受給者が2人以上である場合には、その

うち1人からの提出で足りるものとします。)

- ② 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

備考（別表6）

[1] 「死亡退職金等」とは、遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

無配当傷害入院特約条項

(平成 20 年 7 月 2 日制定)
(平成 23 年 4 月 2 日改正)

目次

第1章 総則	
第1条 特約の付加	128
第2章 特約保険金の支払	
第2条 特約保険金の支払	128
第3条 特約保険金の支払限度	129
第4条 被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い	130
第5条 1 の原因により 2 回以上入院した場合の取扱い	130
第6条 2 以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い	130
第7条 同時期に 2 種類以上の手術を受けた場合の取扱い	130
第8条 特約保険金を支払わない場合等	131
第3章 特約保険料の払込免除	
第9条 基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除	131
第10条 身体障害による特約保険料の払込免除	131
第11条 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除	132
第4章 特約の責任開始	
第12条 特約の責任開始の時	133
第13条 保険証券	133
第5章 特約保険料の払込み	
第14条 特約保険料の払込み	134
第15条 特約保険料の振替貸付	134
第16条 特約保険料の前納払込み	134
第17条 未経過期間に対する特約保険料の払戻し	134
第6章 特約の解除	
第18条 重大事由による特約の解除	135
第19条 加入限度額超過による特約の解除	135
第7章 特約の取消しおよび無効	
第20条 詐欺による特約の取消し	136
第21条 不法取得目的による特約の無効	136
第8章 特約の失効	
第22条 特約の失効	136
第9章 保険契約者の代表者	
第23条 保険契約者の代表者	136
第10章 特約の契約関係者の変更	
第24条 特約の保険契約者の変更	137
第11章 特約の変更	
第25条 基本契約の変更に伴う特約の変更	137
第26条 特約保険金額の減額変更	137
第27条 特約保険金の支払額通算の特則	138
第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	
第28条 特約の加入年齢の計算	138
第29条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	138
第13章 特約の解約	
第30条 保険契約者による特約の解約	138
第31条 特約保険金受取人による特約の存続	138
第14章 特約の返戻金の支払	
第32条 特約の返戻金の支払	139

第15章 特約の復活	
第33条 特約の復活	139
第34条 特約復活払込金の分割払込み	140
第35条 特約の復活の責任開始の時	140
第36条 特約の復活の効果	140
第16章 特約契約者配当	
第37条 特約契約者配当金	140
第17章 謙渡禁止	
第38条 謙渡禁止	140
第18章 保険金等を支払う際に未払特約保険料等がある場合の取扱い	
第39条 保険金等を支払う際に未払特約保険料等がある場合の取扱い	140
第19章 特約保険金等の請求および支払時期等	
第40条 特約保険金等の請求および支払時期等	141
第41条 消滅時効の援用	142
第20章 契約内容の登録	
第42条 契約内容の登録	142
第21章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更	
第43条 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更	143
第22章 特則	
第44条 中途付加の場合の特則	143
第45条 中途付加と同時に旧特約を解約する場合の特則	144
第46条 中途付加の第1回特約保険料をクレジットカード等により払い込む場合の特則	144
別表1 対象となる不慮の事故	
別表2 身体障害等級表	
別表3 特定要介護状態	
別表4 手術保険金の支払対象となる手術および支払倍率	
別表5 基本契約の変更に伴う特約の変更	
別表6 公的医療保険制度	
別表7 診療報酬点数表	
別表8 必要書類	

第1章 総則

第1条（特約の付加）

この特約は、基本契約の締結の際にまたは基本契約の締結後に、会社の承諾を得て、基本契約に付加することができます。

第2章 特約保険金の支払

第2条（特約保険金の支払）

この特約の特約保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
入院保険金	被保険者が次のすべてを満たす 入院 ^[1] をしたとき ① この特約の責任開始時以後 ^[2] この特約の保険期間中に不慮 の事故（別表1）により受け た傷害を直接の原因とする入 院 ^[1] であること ② 不慮の事故（別表1）の日 から3年以内に開始した入院 ^[1]	入院 ^[1] 1日 について 特約基準保険 金額 ^[6] × 1.5/1000	被保険者 ^[7]

備考（第2条）

[1] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

[2] 「責任開始時以後」とは、第12条（特約の責任開始の時）または第44条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

	であること ③ 治療を目的とした入院 ^[1] であること ^[3] ④ 病院または診療所 ^[4] への 入院 ^[1] であること ⑤ 入院期間の日数が1日以上 であること ^[5]	
手術保険金	被保険者が、入院保険金の支払事由に該当する入院 ^{[1][8]} 中に次のすべてを満たす手術（別表4）を受けたとき ① 入院 ^[1] の原因となった不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因とする手術であること ② 治療を直接の目的とした手術であること ^[9] ③ 病院または診療所 ^[4] における手術であること	特約基準保険 金額 ^[6] × 1.5/1000 × 手術の種類に応じた支払倍率（別表4）
長期入院 一時保険金	被保険者が、入院保険金の支払事由に該当する入院 ^[1] をし、その入院期間の日数が継続して120日となったとき	特約基準保険 金額 ^[6] × 30/1000

[3] 治療を目的とした入院には、美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院などは該当しません。

[4] 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。）。ただし、介護保険法に定める介護老人保健施設は含みません。

(2) (1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

[5] 入院期間の日数が1日となる入院とは、入院のうち、入院日と退院日が同一である場合（日帰り入院）をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

[6] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

[7] 特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

[8] 入院保険金の支払われる期間の経過後も入院している場合は、その期間の経過前からなお継続して入院している場合に限ります。

[9] 治療を直接の目的とした手術には、美容整形上の手術、臓器等の移植に伴う臓器等提供者として受ける手術、帝王切開以外の娩出術に伴う手術、人工妊娠中絶術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。

第3条（特約保険金の支払限度）

- (1) 特約保険金の支払額は、通算して、特約基準保険金額^[1]をもって限度とします。
- (2) 入院保険金の支払額は、1の不慮の事故（別表1）による入院^[2]については、120日分をもってその限度とします。

備考（第3条）

[1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

[2] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念

することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

第4条（被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い）

- (1) 被保険者が死亡した場合における特約保険金の支払の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次に該当する1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。
 - ① この特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
 - ② ①に該当する者がいない場合

この特約が付加された基本契約において指定代理請求人が指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求特則条項第4条（指定代理請求人の指定またはその変更）(1)に定める範囲内にある者であることを必要とします。）
 - ③ ①②に該当する者がいない場合

配偶者
 - ④ ①②③に該当する者がいない場合

法定相続人の協議により定めた者
- (2) 本条(1)により、会社が特約保険金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその特約保険金の支払の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- (3) 故意に特約保険金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、本条(1)の代表者としての取扱いを受けることができません。

第5条（1の原因により2回以上入院した場合の取扱い）

第2条（特約保険金の支払）の場合において、被保険者が1の不慮の事故（別表1）により2回以上入院^[1]しているときは、それらの入院期間は継続しているものとみなして、その日数を計算します。

備考（第5条）

- [1] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

備考（第6条）

- [1] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

第6条（2以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い）

- (1) 第2条（特約保険金の支払）の場合において、入院保険金を支払うべき院^[1]が2以上の不慮の事故（別表1）によるものであるときは、その2以上の不慮の事故（別表1）による重複した入院期間については、それらの不慮の事故（別表1）のうち1の不慮の事故（別表1）による入院^[1]に対する入院保険金のみを支払います。この場合、支払う入院保険金の額は、それらの不慮の事故（別表1）による入院保険金額のうちその額が最も多い入院保険金額とします。
- (2) 本条(1)による入院保険金の支払は、2以上の不慮の事故（別表1）による入院^[1]についてそれぞれ入院保険金の支払をしたものとみなして第3条（特約保険金の支払限度）(2)を適用します。

第7条（同時期に2種類以上の手術を受けた場合の取扱い）

第2条（特約保険金の支払）の場合において、被保険者が、同時期に2種類以上の手術を受けたときは、これらの手術のうち支払倍率が最も高いいずれか1種類の手術に限り手術保険金を支払います。

第8条（特約保険金を支払わない場合等）

- (1) 被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）の特約保険金の支払事由に該当した場合には、特約保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の犯罪行為
 - ③ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (2) 被保険者が次のいずれかにより特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。
- ① 地震、噴火または津波
 - ② 戦争その他の変乱

第3章 特約保険料の払込免除

第9条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）

- (1) 基本保険料^[1]が払込免除とされたときは、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。
- (2) 本条(1)にかかわらず、基本保険料^[1]が払込免除となった直接の原因が次のいずれかの場合は、特約保険料を払込免除としません。
- ① この特約の責任開始時前^[3]に生じたものであるとき
 - ② この特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病または不慮の事故（別表1）により受けた傷害であるとき
- (3) 被保険者がこの特約の責任開始時前^[3]またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因として基本保険料^[1]が払込免除となった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前^[3]またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、被保険者がそれぞれこの特約の責任開始時以後^[4]またはこの特約の復活以後にその疾病にかかったものとみなして、本条(1)を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
 - ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

備考（第9条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 介護割増年金付終身年金保険の基本保険料が払込免除とされたときは、本条(1)の払込免除の対象とはなりません。
- [3] 「責任開始時前」とは、第12条（特約の責任開始の時）または第44条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。
- [4] 「責任開始時以後」とは、第12条（特約の責任開始の時）または第44条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

第10条（身体障害による特約保険料の払込免除）

- (1) 被保険者が次の払込免除事由に該当したときは、将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、身体障害の状態^[1]となる直接の原因となった傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者が不慮の事故（別表1）により受けたものである場合は、この特約の将来の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
① 基本保険料 ^[2] の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[3] 、不慮の事故（別表1）により傷害	被保険者が、次のいずれかにより身体障害の状態 ^[1] になったとき ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人 ^[4] の故意または重大な

備考（第10条）

- [1] 「身体障害の状態」とは、身体障害等級表（別表2）の第1級、第2級または第3級の身体障害の状態をいいます。
- [2] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [3] 「責任開始時以後」とは、第12条（特約の責任開始の時）または第44条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [4] 「基本契約において特定された死亡

<p>受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に身体障害の状態^[1]になったとき</p> <p>② この特約が据置終身年金保険、介護割増年金付終身年金保険、据置定期年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後^[3]、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から 180 日以内に身体障害の状態^[1]になったとき</p>	<p>過失</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
--	---

(2) 被保険者が次のいずれかにより本条(1)の身体障害の状態^[1]になった場合で、その原因により本条(1)の身体障害の状態^[1]になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

第 11 条（介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除）

(1) 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約において、被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、その払込免除事由に応じ、次の特約保険料を払込免除とします。ただし、払込免除事由にかかる疾病または傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者がかかったものまたは不慮の事故（別表1）により受けたものである場合は、次の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除とする特約保険料	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
① 基本保険料 ^[1] の払込免除後においてなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[2] にかかった疾病または不慮の事故（別表1）により受けた傷害により重度障害の状態 ^[3] になったとき	この特約の将来の特約保険料	被保険者が、次のいずれかにより重度障害の状態 ^[3] になったときまたは特定要介護状態（別表3）が 180 日以上継続したとき ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人 ^[4] の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
② 被保険者が、この特約の責任開始時以後 ^[2] に疾病にかかり、または不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その疾病または傷害を直接の原因として特定要介護状態（別表3）になり、かつ、その特定要介護状態（別表3）になった日からその日を含めて特定要介護	その特定要介護状態（別表3）になった日以後のこの特約の特約保険料	

「保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。

備考（第 11 条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 「責任開始時以後」とは、第 12 条（特約の責任開始の時）または第 44 条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [3] 「重度障害の状態」とは、身体障害等級表（別表2）の第1級の身体障害の状態をいいます。
- [4] 「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [5] 「薬物依存」とは、昭和 53 年 12 月 15 日行政管理庁告示第 73 号に定められた分類項目中の分類番号 304 に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬または幻覚薬等を含みます。
- [6] 払込免除事由が本条(1)②である場合に限ります。
- [7] 「責任開始時前」とは、第 12 条（特

状態（別表3）がこの特約の保険期間中に180日以上継続したとき	力。被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 キ.被保険者の薬物依存 ^{[5][6]}
---------------------------------	--

(2) 被保険者が次のいずれかにより本条(1)①の重度障害の状態^[3]になった場合または本条(1)②の特定要介護状態（別表3）が180日以上継続した場合で、その原因により重度障害の状態^[3]になったまたは特定要介護状態（別表3）が180日以上継続した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

(3) 被保険者がこの特約の責任開始時前^[7]またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病によりこの特約の責任開始時以後^[2]に重度障害の状態^[3]になった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前^[7]またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、被保険者がそれぞれこの特約の責任開始時以後^[2]またはこの特約の復活以後にかかった疾病により重度障害の状態^[3]になったものとみなして、本条(1)①を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
- ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

(4) 被保険者がこの特約の責任開始時前^[7]またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後^[2]に特定要介護状態（別表3）になった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前^[7]またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、被保険者がそれこの特約の責任開始時以後^[2]またはこの特約の復活以後にかかった疾病を直接の原因として特定要介護状態（別表3）になったものとみなして、本条(1)②を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
- ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

約の責任開始の時)または第44条(中途付加の場合の特則)の特約の責任開始の時前をいいます。

第4章 特約の責任開始

第12条（特約の責任開始の時）

- (1) 基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の責任開始の時と同一とし、その時から特約上の責任を負います。
- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。
- (3) この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4) 会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約付加の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

第13条（保険証券）

保険証券には、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- ① 支払事由
- ② 特約保険金の額

第5章 特約保険料の払込み

第14条（特約保険料の払込み）

- (1) 特約保険料は、基本保険料^[1]の払込方法（経路）に従い、基本保険料^[1]と合わせて同一月分を払い込んでください。
- (2) 特約保険料の払込時期および猶予期間は、基本保険料^[1]の払込時期および猶予期間と同一とします。
- (3) 基本保険料^[1]の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、本条(1)にかかわらず、保険契約者は、その基本契約の主約款の定める保険料の払込方法（経路）を選択することができます。この場合、保険契約者による保険料の払込方法（経路）の変更および会社による保険料の払込方法（経路）の変更については、主約款の定めるところによります。
- (4) 本条(3)の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の保険料の払込方法（経路）を選択してください。この場合、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込んでください。
- (5) 本条(3)(4)により特約保険料を払い込む場合、払い込む特約保険料は、1年分以上を前納してください。^[2]

備考（第14条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 1年に満たない月数分の特約保険料を払い込むことによって特約保険料の払込みを必要としないこととなる場合は、その月数分の特約保険料を前納してください。

第15条（特約保険料の振替貸付）

基本保険料^[1]について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料^[1]と同一月分の特約保険料についても、主約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。

備考（第15条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

第16条（特約保険料の前納払込み）

- (1) 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、特約保険料の全部または一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。
- (2) 本条(1)により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日^[1]に特約保険料の払込みに充当します。
- (3) 特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、前納された特約保険料の残額を基本契約の死亡保険金または満期保険金と一緒に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人または満期保険金受取人に払い戻します。
- (4) 本条(1)により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めたときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- (5) 保険契約者が本条(4)の請求をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社^[2]に提出してください。

備考（第16条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第17条（未経過期間に対する特約保険料の払戻し）

- (1) 特約保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その直後の月ごとの契約応当日^[1]以降の期間に対する特約保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
 - ① 特約の消滅
 - ② 特約保険料の払込免除

備考（第17条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの

- ③ 特約の保険期間または保険料払込期間の短縮
 - ④ 特約保険料額の減額
 - ⑤ 特約の保険料払済契約への変更
- (2) 本条(1)の特約保険料を基本契約の死亡保険金または満期保険金と同時に支払う場合において、保険契約者がその特約保険料を受け取る意思表示をしていないときは、死亡保険金受取人または満期保険金受取人に払い戻します。

契約応当日となります。

第6章 特約の解除

第18条（重大事由による特約の解除）

- (1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
 - ① 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致^[1]をした場合
 - ② 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致^[1]をした場合
 - ③ この特約の特約保険金または特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為^[2]があった場合
 - ④ この特約が付加されている基本契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない①②③の事由と同等の重大な事由がある場合
- (2) 会社は、本条(1)の事由がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。
 - ① その特約保険金を支払いません。また、すでにその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
 - ② 特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。
- (3) 本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (4) 本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)によるこの特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

備考（第18条）

- [1] 「事故招致」には、未遂を含みます。
- [2] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。

第19条（加入限度額超過による特約の解除）

- (1) 会社は、特約の特約保険金額が加入限度額^[1]を超える場合^[2]には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。
- (2) 本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (3) 本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

備考（第19条）

- [1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超える場合」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

第7章 特約の取消しおよび無効

第20条（詐欺による特約の取消し）

保険契約者、被保険者または特約保険金受取人の詐欺により特約の締結または復活が行われたときは、会社は、その特約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第21条（不法取得目的による特約の無効）

保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に特約保険料を払込免除とさせる目的をもって、特約の締結または復活を行ったときは、その特約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第8章 特約の失効

第22条（特約の失効）

この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。

- ① 基本契約がその効力を失ったとき
- ② 保険契約者が特約保険料を払い込まないで猶予期間^[1]を経過したとき
- ③ 特約保険金の支払額がその限度に達したとき
- ④ 第25条(基本契約の変更に伴う特約の変更)により特約基準保険金額^[2]が変更された場合^[3]において、変更後の特約基準保険金額^[2]がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
- ⑤ 夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加された特約において、主たる被保険者が死亡したとき^[4]

備考（第22条）

- [1] 「猶予期間」とは、第14条（特約保険料の払込み）(2)の猶予期間をいいます。
- [2] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [3] 次の場合を除きます。
 - (1) 年齢または性別に誤りがあったことにより特約基準保険金額が変更された場合
 - (2) 貸付金の弁済に代える保険金額または年金額の減額に伴い特約基準保険金額が変更された場合
- [4] 夫婦保険の基本契約および夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うとき（夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約にあっては年金支払事由発生日前に支払うときに限ります。）を含みます。

第9章 保険契約者の代表者

第23条（保険契約者の代表者）

- (1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約において他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) 本条(1)の代表者が指定されないと、またはその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者の1人に対して会社がした行為は、他の保険契約者に対しても、その効力を有します。
- (3) この特約について保険契約者が2人以上いるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

第10章 特約の契約関係者の変更

第24条（特約の保険契約者の変更）

- (1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。
- (2) 主約款の規定による住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

第11章 特約の変更

第25条（基本契約の変更に伴う特約の変更）

- (1) 基本契約の変更に伴う特約の変更（別表5）の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。
- (2) 本条(1)の場合において、すでに払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- (3) 本条(1)による特約の変更は、基本契約の変更に伴う特約の変更（別表5）に定める一定の事由にかかる基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- (4) 本条(3)により、本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

第26条（特約保険金額の減額変更）

- (1) 特約保険料の払込方法（回数）を分割払とする特約においては、保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、特約保険料額を変更します。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
 - ① この特約の契約日^[1]からその日を含めて2年を経過していないとき
 - ② 特約保険金額の減額変更後2年を経過していないとき
 - ③ 特約保険料が払込免除となっているとき
 - ④ この特約の残存保険料払込期間が1年に満たないとき
 - ⑤ 減額後の特約基準保険金額^[2]がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
 - ⑥ 減額後の特約基準保険金額^[2]が10万円^[3]の倍数でないとき
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社^[4]に提出してください。
- (4) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[5]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[5]に変更の請求があった場合は、その時に効力を生じます。
- (5) 月ごとの契約応当日^[5]以外の日に変更の請求があった場合において、本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更はその効力を生じません。
- (6) 本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

備考（第26条）

- [1] 復活した特約の場合は、第35条（特約の復活の責任開始の時）(2)の復活日とします。
- [2] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [3] 終身年金保険付終身保険または夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された特約の場合は、100万円とします。
- [4] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [5] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第 27 条（特約保険金の支払額通算の特則）

第 25 条（基本契約の変更に伴う特約の変更）および第 26 条（特約保険金額の減額変更）により、特約基準保険金額^[1]が変更された場合において、特約基準保険金額^[1]の変更前にすでに支払ったまたは支払うべき特約保険金がある場合には、第 3 条（特約保険金の支払限度）(1)による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約基準保険金額^[1]に対する変更後の特約基準保険金額^[1]の割合により変更されたものとします。

備考（第 27 条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

第 12 章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第 28 条（特約の加入年齢の計算）

この特約の契約日における被保険者の年齢は、主約款の定めるところにより計算します。

第 29 条（年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い）

保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、この特約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいてこの特約を締結したものとして、会社の定める計算方法により、加入限度額^[1]を上限として特約保険金額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

備考（第 29 条）

- [1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者 1 人当たりの特約保険金額をいいます。

第 13 章 特約の解約

第 30 条（保険契約者による特約の解約）

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表 8）を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日^[2]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[2]に解約の通知があった場合はその時に、保険期間の満了直前^[3]に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日に、この特約を基本契約の締結後に付加した場合において、この特約の契約日を含む月に解約の通知があったときはその翌月における基本契約の月ごとの契約応当日^[4]にその効力を生じます。
- (4) 月ごとの契約応当日^[2]以外の日に解約の通知があった場合において、本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の解約は効力を生じません。
- (5) 本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合または本条(4)の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

備考（第 30 条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。
- [4] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。

第 31 条（特約保険金受取人による特約の存続）

- (1) 債権者等^[1]による特約の解約は、解約の通知が会社^[2]に到達した時から 1

備考（第 31 条）

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外

か月を経過した日に効力を生じます。

- (2) 本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時において保険契約者でない特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社^[2]に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等^[1]に支払うべき金額を債権者等^[1]に支払い、かつ会社^[2]にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
- (3) 特約保険金受取人が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社^[2]に提出してください。

の者で特約の解約をすることができる者をいいます。

- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第14章 特約の返戻金の支払

第32条（特約の返戻金の支払）

- (1) 次のいずれかの場合において、特約の返戻金があるときは、保険契約者に支払います。
 - ① 被保険者の死亡^[1]
 - ② この特約の解除
 - ③ 第30条（保険契約者による特約の解約）の解約の通知
 - ④ 特約保険金の支払額がその限度に達したとき
 - ⑤ この特約の失効^[2]
 - ⑥ この特約の変更^[3]
- (2) 本条(1)の特約の返戻金の額は、会社の定める計算方法により、この特約の経過した年月数により算出した額とします。ただし、本条(1)④のときおよび主約款の規定によりその基本契約の積立金^[4]の額の返戻金を支払うときは、特約の積立金^[5]の額とします。

備考（第32条）

- [1] 主約款の規定によりその基本契約の死亡保険金の免責事由に該当するときに限ります。ただし、配偶者である被保険者がその基本契約の死亡保険金の免責事由に該当するときを除きます。
- [2] 次のいずれかによりこの特約が失効したときを除きます。
 - (1) 被保険者の死亡
 - (2) 被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡したものとみなされた場合
 - (3) 特約保険金の支払額がその限度に達したとき
- [3] 特約基準保険金額または特約保険料額が変更されるものに限ります。ただし、年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いによる基本契約の変更に伴うものを除きます。
- [4] 「基本契約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。
- [5] 「特約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。

第15章 特約の復活

第33条（特約の復活）

- (1) この特約は、基本契約の失効と同時に失効したものに限り、会社の承諾を得て、基本契約の復活に併せて復活することができます。
- (2) 復活した場合の特約保険金額が加入限度額^[1]を超えるとき^[2]は、本条(1)の復活をすることできません。
- (3) 保険契約者が本条(1)の復活をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社^[3]に提出して申し込んでください。
- (4) 本条(3)の場合、保険契約者は、特約復活払込金^[4]を払い込んでください。

備考（第33条）

- [1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超えるとき」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第34条（特約復活払込金の分割払込み）

- (1) 保険契約者が、基本保険料の復活払込金^[1]について分割払込みを請求するときは、その請求にかかる同一月分の特約復活払込金^[2]についても、分割払込みを請求してください。
- (2) 特約分割払込金^[3]は、第14条（特約保険料の払込み）により払い込むべき特約保険料と合わせて払い込んでください。
- (3) 特約分割払込金^[3]の払込みを完了する前は、特約保険料の前納払込みの取扱いを受けることはできません。
- (4) 本条(1)は、特約分割払込金^[3]の払込みを完了する前にこの特約が失効したときは、その後のこの特約の復活の申込みには適用しません。

[4] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

備考（第34条）

- [1] 「基本保険料の復活払込金」とは、基本保険料を払い込まなかった期間の基本保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。
- [3] 「特約分割払込金」とは、本条(1)により分割して払い込む金額をいいます。

第35条（特約の復活の責任開始の時）

- (1) この特約の復活の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の復活の責任開始の時と同一とし、その時から復活後の特約上の責任を負います。
- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の復活日とします。
- (3) 会社は、この特約の復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

第36条（特約の復活の効果）

- (1) この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。
- (2) 本条(1)の場合において、被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したときは、その支払事由にかかる特約保険金は支払いません。

第16章 特約契約者配当

第37条（特約契約者配当金）

この特約に対する特約契約者配当金はありません。

第17章 譲渡禁止

第38条（譲渡禁止）

保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金または特約の返戻金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第18章 保険金等を支払う際に未払特約保険料等がある場合の取扱い

第39条（保険金等を支払う際に未払特約保険料等がある場合の取扱い）

この特約が付加された基本契約において保険金等^[1]を支払う場合または特約の返戻金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料等^[2]があるときは、それらの支払金額から差し引きます。

備考（第39条）

- [1] 「保険金等」とは、次のものをいいます。
 - (1) 死亡保険金
 - (2) 満期保険金
 - (3) 介護保険金
 - (4) 年金（介護割増年金を除きます。）
 - (5) 繼続年金
 - (6) 返戻金
 - (7) 契約者配当金（主約款において保

険契約者による契約者配当金の支払請求により、支払われる契約者配当金を除きます。)

(8) 払い戻す基本保険料

[2] 「未払特約保険料等」とは、次のものをおいいます。

(1) 未払特約保険料

(2) 次により会社が返還を受けるべき特約の返戻金（特約の返戻金と同時に支払った金額を含みます。）

① 第25条（基本契約の変更に伴う特約の変更）(4)

② 第26条（特約保険金額の減額変更）(6)

③ 第30条（保険契約者による特約の解約）(5)

(3) その他会社が弁済を受けるべき金額

第19章 特約保険金等の請求および支払時期等

第40条（特約保険金等の請求および支払時期等）

- (1) 保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社^[1]に通知してください。
- (2) 保険契約者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表8）を会社^[1]に提出して特約保険金等^[2]または特約保険料の払込免除を請求してください。
- (3) 特約保険金等^[2]は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社^[1]で支払います。
- (4) 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、特約の締結時から特約保険金請求時までに会社^[1]に提出された書類だけでは確認ができないときは、次のとおり確認^[3]を行います。この場合には、本条(3)にかかわらず、特約保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
① 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第2条（特約保険金の支払）所定の支払事由に該当する事実の有無
② 特約保険金の免責事由 ^[4] に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
③ この特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人の特約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

- (5) 本条(4)の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(3)(4)にかかわらず、特約保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180日としま

備考（第40条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。
- [3] 「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。
- [4] 「免責事由」とは、第8条（特約保険金を支払わない場合等）(1)の事由をいいます。
- [5] 会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

す。) を経過する日とし、会社は、特約保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。

- ① 本条(4)(2)(3)に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180 日
- ② 本条(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180 日
- ③ 本条(4)に定める事項についての日本国外における調査 180 日
- (6) 本条(4)(5)の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは^[5]は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等^[2]は支払いません。
- (7) 特約保険料の払込免除については、本条(3)(4)(5)(6)の規定を準用します。
- (8) 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

第 41 条（消滅時効の援用）

特約保険金等^[1]の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることはありません。

備考（第 41 条）

- [1] 「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

第 20 章 契約内容の登録

第 42 条（契約内容の登録）

- (1) 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - ① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - ② 入院保険金の種類
 - ③ 入院保険金の日額
 - ④ 特約の契約日^[1]
 - ⑤ 当会社名
- (2) 本条(1)の登録の期間は、特約の契約日^[1]から5年（特約の契約日^[1]において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日^[1]から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- (3) 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条(1)により登録された被保険者について、入院給付金のある特約^[2]の申込み^[3]を受けた場合、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- (4) 各生命保険会社等は、本条(2)の登録の期間中に入院給付金のある特約^[2]の申込みがあった場合、本条(3)により連絡された内容を入院給付金のある特約^[2]の承諾^[4]の判断の参考とすることができます。
- (5) 各生命保険会社等は、特約の契約日^[5]から5年（特約の契約日^[5]において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日^[5]から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の支払請求を受けたときは、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができます。
- (6) 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾^[4]の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

備考（第 42 条）

- [1] 特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。
- [2] 「入院給付金のある特約」には、入院給付金のある保険契約を含みます。
- [3] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。
- [4] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。
- [5] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。

- (7) 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- (8) 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- (9) 本条(3)(4)(5)において、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

第 21 章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更

第 43 条（法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更）

- (1) 会社は、手術保険金の支払事由に関する規定にかかる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が手術保険金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料および特約基準保険金額^[1]を変更することなく手術保険金の支払事由に関する規定を変更することがあります。
- (2) 本条(1)により、手術保険金の支払事由に関する規定を変更するときは、会社は、手術保険金の支払事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

備考（第 43 条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

第 22 章 特則

第 44 条（中途付加の場合の特則）

- (1) 基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。

申込みの承諾と特約保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、この特約の申込みを承諾した後に第 1 回特約保険料 ^[1] を受け取った場合	第 1 回特約保険料 ^[1] を受け取った時
② 会社が、第 1 回特約保険料相当額 ^[2] を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合	会社が、第 1 回特約保険料相当額 ^[2] を受け取った時。ただし、この特約と同時に付加する無配当疾病傷害入院特約の被保険者に関する告知 ^[3] 前に受け取った場合には、保険契約者または被保険者がその告知をした時

- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。
- (3) この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4) 会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約中途付加の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。
- (5) 基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日^[4]が、その基本契約の月ごとの契約応当日^[5]と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日^[5]をこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。
- (6) 基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日^[6]が、その基本契約の年ごとの契約応当日^[7]と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日^[7]をこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。
- (7) この特約を基本契約^[8]の締結後に付加する場合においては、この特約の契

備考（第 44 条）

- [1] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第 1 回特約保険料」は一時払特約保険料とします。
- [2] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第 1 回特約保険料相当額」は一時払特約保険料相当額とします。
- [3] 「被保険者に関する告知」とは、無配当疾病傷害入院特約条項第 20 条（告知義務）の告知をいいます。
- [4] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [5] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の 1 日とします。たとえば、契約日が 1 月 31 日の場合は、31 日のない 2 月については、3 月 1 日が月ごとの契約応当日となります。
- [6] 「年ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎年の応当日をいい、その

約日における被保険者の年齢は、第 28 条（特約の加入年齢の計算）にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者が主約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日を含む月の翌月からこの特約の契約日を含む月までの期間を加えて計算します。

応当日がない年の場合は、契約日を含む月の 1 年ごとの応当月の翌月の 1 日とします。したがって、契約日が 2 月 29 日の場合は、2 月 29 日のない年については、3 月 1 日が年ごとの契約応当日となります。

[7] 「基本契約の年ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の 1 年ごとの応当月の翌月の 1 日とします。したがって、契約日が 2 月 29 日の場合は、2 月 29 日のない年については、3 月 1 日が年ごとの契約応当日となります。

[8] 保険料の払込方法（回数）を一時払とする即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時夫婦年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約および即時型の年金保険に変更した後の基本契約を除きます。

備考（第 45 条）

- [1] 「旧特約」とは、傷害入院特約をいいます。
- [2] 「旧条項」とは、傷害入院特約条項をいいます。
- [3] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [4] 「旧特約の特約基準保険金額」とは、旧特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [5] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第 1 回特約保険料相当額」は一時払特約保険料相当額とします。
- [6] 「責任開始時前」とは、第 44 条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。

備考（第 46 条）

- [1] 「第 1 回特約保険料」には、第 1 回特約保険料相当額を含みます。また、特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第 1 回特約保険料」は一時払特約保険料（一時払特約保険料相当額を含みます。）とします。
- [2] 会社の指定したクレジットカードとします。

第 45 条（中途付加と同時に旧特約を解約する場合の特則）

- (1) 旧特約^[1]の解約の通知と同時に、その旧特約^[1]が付加された基本契約にこの特約を付加する申込みがあった場合において、次のすべてを満たすときには、その解約は、旧条項^[2]第 34 条（特約の解約）にかかわらず、この特約の契約日に効力を生じます。ただし、この特約が成立しなかった場合には、旧特約^[1]の解約は、旧条項^[2]第 34 条（特約の解約）に基づき、その効力を生じます。
 - ① この特約の特約基準保険金額^[3]が旧特約の特約基準保険金額^[4]と同額であること
 - ② この特約を付加する申込みと同時に第 1 回特約保険料相当額^[5]の払込みがあること
- (2) 本条(1)の場合において、被保険者がこの特約の責任開始時前^[6]に不慮の事故（別表 1）により傷害を受けたことにより、この特約において特約保険金が支払われないときは、保険契約者は、旧特約^[1]の解約の通知およびこの特約を付加する申込みがなかったものとして、この特約の旧特約^[1]への復元の請求をすることができます。ただし、この特約について、すでに特約保険金が支払われた場合または特約保険料が払込免除となっている場合は、復元の請求をすることはできません。
- (3) 本条(2)により旧特約^[1]が復元する場合、この特約の特約保険料と旧特約^[1]の特約保険料の差額その他について精算します。

第 46 条（中途付加の第 1 回特約保険料をクレジットカード等により払い込む場合の特則）

- (1) 基本契約の締結後に特約を付加した場合において、第 1 回特約保険料^[1]を次の方法により払い込む場合、それぞれ次の時を第 44 条（中途付加の場合の特則）の第 1 回特約保険料^[1]を受け取った時とします。

クレジットカード ^[2] により払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時
デビットカード ^[3] により金融機関等の口座からの引落し等によって払い	会社所定の利用票を作成した時。この場合には、デビットカード ^[3] を会

込む方法	社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にデビットカード ^[3] の暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されることを必要とします。	[3] 会社の指定したキャッシュカード等とします。 [4] 「名義人」には、クレジットカード発行会社の会員規約等により、そのクレジットカードの使用が認められている人を含みます。
(2) 本条(1)にかかわらず、クレジットカード ^[2] により第1回特約保険料 ^[1] を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、第1回特約保険料 ^[1] の払込みはなかったものとします。	① 会社がクレジットカード発行会社から第1回特約保険料 ^[1] に相当する金額を受け取ることができないこと ② クレジットカード発行会社がクレジットカード ^[2] の名義人 ^[4] から第1回特約保険料 ^[1] に相当する金額を受け取ることができないこと	
(3) 会社は、本条(1)により払い込まれた第1回特約保険料 ^[1] については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。		

(付則)

第31条（特約保険金受取人による特約の存続）の規定は、特約の責任開始の時を保険法施行日の前までとする特約については、同法の施行日の前日までにした債権者等の通知には適用しません。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまではその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1 鉄道事故	E 800～E 807
2 自動車交通事故	E 810～E 819
3 自動車非交通事故	E 820～E 825
4 その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5 水上交通機関事故	E 830～E 838
6 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病的診断・治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9 その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・ <small>じょくじせい</small> ・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病的診断・治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病的診断・治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12 不慮の墜落	E 880～E 888
13 火災および <small>かえり</small> による不慮の事故	E 890～E 899
14 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E 902）」、「旅行および身体動搖（E 903）」および「飢餓、 <small>かつ</small> 、不良環境曝露および放置（E 904）中の飢餓、 <small>かつ</small> 」は除外します。	E 900～E 909
15 窒息 ^{てきすい} 、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16 その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病的診断・治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18 他殺および他人の加害による損傷	E 960～E 969
19 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20 戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表2 身体障害等級表

身体障害の状態および障害等級は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

障害等級	対象となる身体障害の状態	備考
第1級	1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
	2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失したものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。
	3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
	4 両上肢を手関節以上で失ったもの ^[2]	(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
	6 両上肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]	(4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
	8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
	9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]	
	10 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
	11 両下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]	
	12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
	13 両下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
第2級	20 両耳の聴力を全く失ったもの	(1) 聴力はオージオメーターによって測定するものとします。 (2) 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。
	21 言語およびそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。

22 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。	
23 1上肢を手関節以上で失ったもの	「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
24 1上肢の用を全く永久に失ったもの	「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
25 10 手指を失ったものまたはその用を全く永久に失ったもの ^[2]	(1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。 (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
26 10 手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの ^[2]	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
27 1 下肢を足関節以上で失ったもの	「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
28 1 下肢の用を全く永久に失ったもの	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
第3級	40 両眼の視力の合計が0.12以下になったもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
	41 1眼が失明したもの	聴力はオージオメーターによって測定するものとします。
	42 両耳の聴力レベルが69デシベル以上89デシベル未満になったもの	
	43 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
	44 精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、またはこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。
	45 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すもの	(1) 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。 (2) 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
	46 1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
47 1手の5手指を失ったもの、第1指（母指）および第2指（示指）を失ったものまたは第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含み3手指もしくは4手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。	
48 1手の5手指もしくは4手指の用を全く永久に失ったものまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含み3手指もしくは4手指を失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に	

指) を含み3手指の用を全く永久に失ったもの	制限されたものをいいます。
49 1 下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
50 10 足指を失ったものまたは10足指の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(1) 「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。 (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。
51 10 足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く永久に失ったもの ^[2]	

備考（別表2）

- [1] これらの身体障害以外の本別表2の身体障害に該当するものを含まないものとします。
- [2] 1の不慮の事故によるもので、その傷害が生じた身体の同一部位にすでに存在する本別表2の身体障害に加重して生じたものでないものに限ります。

別表3 特定要介護状態

特定要介護状態とは、常時の介護を要する次のいずれかの身体障害の状態をいいます。

- ① 日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のア. に該当し、かつ、イ. カラオ. までのうちいずれか3つ以上に該当する状態

日常生活の動作	備考
ア. 歩行できない	「歩行できない」とは、杖、装具等の使用および他人の介助によっても歩行できず、常時ベッド周辺の生活であることをいいます。
イ. 排尿便の後始末が自分でできない	「排尿便の後始末が自分でできない」とは、自分で大小便の排せつ後のふきとり始末ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
ウ. 食事が自分でできない	「食事が自分でできない」とは、食器類または食物を選定、工夫しても、自分で食事ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
エ. 衣服の着脱が自分でできない	「衣服の着脱が自分でできない」とは、衣服等を工夫しても、自分で衣服の着脱ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
オ. 入浴が自分でできない	「入浴が自分でできない」とは、浴槽等を工夫しても、自分で浴槽の出入りまたは体の洗い流しができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。

- ② 医師により器質性認知症と診断確定^[1]され、意識障害^[2]のない状態で、次の見当識障害のいずれかに該当する状態

見当識障害	備考
時間の見当識障害が常時あること	「時間の見当識障害」とは、季節または朝、昼および夜が分からることをいいます。
場所の見当識障害があること	「場所の見当識障害」とは、現在自分が住んでいる場所または現在自分がいる場所が分からることをいいます。
人の見当識障害があること	「人の見当識障害」とは、日頃接している家族または日頃接している周囲の人間が分からることをいいます。

備考（別表3）

- [1] 「医師により器質性認知症と診断確定されている」については以下のとおりです。
- (1) 「医師により器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。
- ① 脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること
② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に

低下したものであること

- (2) (1)の「器質性認知症」とは、昭和 53 年 12 月 15 日行政管理庁告示第 73 号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」(昭和 54 年版)に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類番号
老年痴呆、単純型	290.0
初老期痴呆	290.1
老年痴呆、抑うつ型および妄想型	290.2
急性錯乱状態を伴う老年痴呆	290.3
動脈硬化性痴呆	290.4
他に分類された状態における痴呆	294.1

昭和 54 年版以後の厚生省(平成 13 年 1 月 6 日以降は厚生労働省)大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (3) (1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または障害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

- [2] 「意識障害」とは、周囲に対して適切な注意を払い、外部からの刺激を的確に受け取り、対象を認知する能力に障害が生じていることをいいます。

別表 4 手術保険金の支払対象となる手術および支払倍率

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除等の操作を加えることをいい、下表の手術の種類の欄に掲げる 1 から 96 までの手術を指します。吸引、穿刺、抜釘または抜糸等の操作または処置および神経ブロックは除きます。

体の部位等	支払対象となる手術の種類	支払倍率
皮膚	1 植皮術(植皮の面積が 25c m ² 未満の手術を除く。受容者に限る。)	10 倍
乳房	2 乳房切斷術	20 倍
	3 乳腺全摘出術	20 倍
筋骨	4 頭蓋骨観血手術(5 または 6 に該当する手術を除く。)	20 倍
	5 鼻骨観血手術	10 倍
	6 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴う手術を除く。)	20 倍
	7 脊椎観血手術	20 倍
	8 骨盤・股関節観血手術	20 倍
	9 鎖骨・肩甲骨・肋骨・胸骨観血手術	10 倍
	10 四肢切斷術(手指・足指の手術を除く。)	20 倍
	11 切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴う手術に限る。)	20 倍
	12 四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指の手術を除く。)	10 倍
	13 骨移植術(受容者に限る。)	10 倍
	14 骨髓炎・骨結核・骨腫瘍手術(膿瘍の単なる切開を除く。)	10 倍
	15 筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指の手術および筋炎・結節腫・粘液腫手術を除く。)	10 倍
	16 慢性副鼻腔炎根本手術	10 倍
呼吸器・胸部	17 喉頭全摘除術	40 倍
	18 喉頭部分切除術、喉頭形成術	10 倍
	19 気管・気管支の手術(開胸を伴う手術に限る。)	20 倍
	20 肺・胸膜の手術(開胸を伴う手術に限る。)	20 倍
	21 胸郭形成術	20 倍
	22 縦隔腫瘍摘出術(開胸を伴う手術に限る。)	40 倍
循環器	23 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の手術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	40 倍

	24 静脈瘤根本手術	10倍
	25 その他の観血的血管形成術(手指・足指の手術および血液透析外シャント形成術を除く。)	20倍
	26 心膜切開・縫合術(開胸を伴う手術に限る。)	20倍
	27 直視下心臓内手術	40倍
	28 体内用ペースメーカー埋込術(開胸を伴う手術に限る。)	20倍
消化器・腹部	29 舌全摘除術	40倍
	30 耳下腺・顎下腺腫瘍摘出術	10倍
	31 食道離断術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	40倍
	32 その他の食道の手術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	33 胃切除術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	40倍
	34 その他の胃の手術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	35 肝切除術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	40倍
	36 その他の肝臓観血手術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	37 胆囊・胆道観血手術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	38 脾臓観血手術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	39 脾臓観血手術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	40 腹膜炎観血手術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	41 ヘルニア根本手術	10倍
	42 虫垂切除術	10倍
	43 直腸脱根本手術	20倍
	44 その他の腸・腸間膜の手術(開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	45 痔瘻・脱肛・痔核根本手術	10倍
泌尿器	46 腎移植術(受容者に限る。)	40倍
	47 その他の腎臓・腎孟観血手術(経尿道的操作を除く。)	20倍
	48 尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作を除く。)	20倍
	49 尿道形成術(経尿道的操作を除く。)	10倍
	50 尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作を除く。)	20倍
性器	51 陰茎切断術	40倍
	52 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊観血手術	20倍
	53 前立腺観血手術(経尿道的操作を除く。)	20倍
	54 帝王切開娩出術	10倍
	55 子宮外妊娠手術	20倍
	56 子宮全摘除術	40倍
	57 子宮の手術(開腹を伴う手術に限る。54、55または56に該当する手術を除く。)	20倍
	58 その他の子宮観血手術(人工妊娠中絶術を除く。)	10倍
	59 卵巣・卵管の手術(開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	60 その他の卵巣・卵管観血手術	10倍
	61 膀胱脱観血手術	10倍
内分泌器	62 下垂体腫瘻摘除術	40倍
	63 甲状腺観血手術	10倍
	64 副腎摘除術(開腹を伴う手術に限る。)	20倍
神経	65 頭蓋内観血手術(開頭を伴う手術に限る。)	40倍

	66 神経観血手術（手指・足指の手術および神経ブロックを除く。）	20倍
	67 観血的脊髄腫瘍・脊髄血管腫摘出術	40倍
	68 脊髄硬膜内外観血手術	20倍
視器	69 涙小管形成術	10倍
	70 涙囊鼻腔吻合術	10倍
	71 結膜囊形成術	10倍
	72 角膜移植術	10倍
	73 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10倍
	74 虹彩観血手術	10倍
	75 緑内障観血手術	20倍
	76 白内障・水晶体観血手術	20倍
	77 硝子体観血手術	20倍
	78 網膜剥離症観血手術	20倍
	79 眼球摘除術・組織充填術	20倍
	80 眼窩腫瘍摘出術	20倍
	81 眼筋移植術	10倍
	82 レーザー・冷凍凝固による眼球の手術	10倍
聴器	83 鼓膜・鼓室形成術	20倍
	84 乳様洞削開術	10倍
	85 中耳根本手術	20倍
	86 内耳観血手術	20倍
	87 聴神経腫瘍摘出術	40倍
新生物	88 悪性新生物根治手術	40倍
	89 悪性新生物温熱療法	10倍
	90 その他の悪性新生物手術	20倍
	91 新生物根治放射線照射(一連の照射をもって50グレイ以上の照射を受けた場合に限る。)	10倍
その他	92 その他の開頭を伴う手術（穿頭を伴う手術を含む。）	20倍
	93 その他の開胸または開腹を伴う手術	10倍
	94 内視鏡、血管カテーテルまたはバケットカテーテルによる脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器・四肢の手術（検査・処置を除く。）	10倍
	95 衝撃波による体内結石破碎術	10倍
	96 1から95までの手術の種類のいずれにも該当しない手術で、公的医療保険制度（別表6）によって保険給付の対象となる診療報酬点数表（別表7）により手術料の算定されるもの	5倍

備考

- 1 開頭を伴う手術とは、頭蓋腔を開き、露出した状態で、頭蓋腔内に操作を加える手術をいいます。
なお、頭蓋腔とは、頭蓋骨によって、形成される脳頭蓋の腔（眼窩、前頭洞、乳様洞、鼓室および蝶形骨洞を除きます。）をいいます。
- 2 開胸を伴う手術とは、胸腔を開き、露出した状態で、胸腔内に操作を加える手術をいいます。
- 3 開腹を伴う手術とは、腹腔を開き、露出した状態で、腹腔内に操作を加える手術をいいます。
なお、腹腔とは、腹膜腔、腹膜後腔（隙）および骨盤腔をいいます。
- 4 観血手術とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出し、直達的に操作を加える手術をいいます。
- 5 移植については、被保険者が受容者となる手術に限ります。
- 6 悪性新生物根治手術とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除または摘出（剥出）し、転移し

た可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。転移・再発病巣のみを切除、摘除もしくは摘出（剥出）し、または、転移・再発病巣とその周辺部分のみを合わせて切除、摘除もしくは摘出（剥出）する手術は悪性新生物根治手術には該当しません。

- 7 輸血、移植骨髓穿刺、骨髄移植、臍帯血移植、術中術後自己血回収術は手術には含まれません。
- 8 1の手術を受けた場合で、その手術が複数の手術の種類に該当するときは、これらの手術の種類のうち支払倍率が最も高いいすれか1の手術の種類に応じた支払倍率を適用します。ただし、脳、喉頭、胸部臓器、腹部臓器または四肢の手術（悪性新生物根治手術を除きます。）のうち内視鏡、血管カテーテルまたはバケットカテーテルによる手術は、94の手術の種類に応じた支払倍率（10倍）を適用します。
- 9 82、89、91、94および95の手術の種類に該当する手術において、1の不慮の事故による入院にかかるものについては、1回の支払を限度とします。この場合、1回の支払を限度とするために手術保険金が支払われない手術は、96の手術の種類に該当しません。

別表5 基本契約の変更に伴う特約の変更

- (1) 第25条（基本契約の変更に伴う特約の変更）によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。
 - ① 年齢に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険期間または保険料払込期間の終期が変更されたとき
 - ② 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険金額^[1]が減額更正されたとき
 - ③ 保険料払済契約への変更があったとき
 - ④ 基本契約の保険期間または保険料払込期間が短縮されたとき
 - ⑤ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り上げる契約変更があったとき
 - ⑥ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り下げる契約変更があったとき
 - ⑦ 据置定期年金保険の基本契約において、年金支払期間を延長する契約変更があったとき
 - ⑧ 即時型の年金保険への変更があったとき
 - ⑨ ①から⑧までのほか、基本契約の保険金額または年金額^[2]が減額されたとき
- (2) 基本契約について、(1)③の事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。
- (3) 基本契約について、(1)④から⑧までのいすれかの事由が生じたときは、この特約の保険期間または保険料払込期間の終期もその基本契約の保険期間^[3]または保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。この場合において、(1)⑧の事由が生じたときは、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。
- (4) 基本契約について、(1)の事由が生じたときは、会社の定める計算方法により、特約保険料額または特約保険金額を変更または減額します。

備考（別表5）

- [1] 年金保険の基本契約の場合は、年金額（介護割増年金額を除きます。）とします。
- [2] 介護割増年金額および育英年金額を除きます。
- [3] 年金保険の基本契約の場合は、年金支払期間とします。

別表6 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいすれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- ① 健康保険法
- ② 国民健康保険法
- ③ 国家公務員共済組合法
- ④ 地方公務員等共済組合法
- ⑤ 私立学校教職員共済法
- ⑥ 船員保険法
- ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律

別表7 診療報酬点数表

「診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生省告示および厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。

別表8 必要書類

(1) 特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要な書類は、次のとおりとします。

① 保険金の支払

項目	提出する者	必要書類
入院保険金の支払（第2条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類（傷害による入院保険金の支払請求をする場合に限ります。） 5 特約保険金受取人の戸籍抄本 6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券
手術保険金の支払（第2条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 特約保険金受取人の戸籍抄本 5 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
長期入院一時保険金の支払（第2条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 特約保険金受取人の戸籍抄本 5 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券

② 特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約保険料の払込免除（第10条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除（第11条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券

③ 特約の返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
解除もしくは解約または失効による特約の返戻金の支払（第32条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
被保険者の死亡（第32条(1)①に該当する場合に限ります。）に	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合に

による特約の返戻金の支払（第32条関係）		は、戸籍抄本) 3 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券
----------------------	--	--

④ その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第16条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
未経過期間に対する特約保険料の払戻し（第17条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金額の減額変更（第26条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による特約の解約（第30条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金受取人による特約の存続（第31条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に特約返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
特約の復活（第33条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券

(2) 会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることができます。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

無配当疾病傷害入院特約条項

(平成 20 年 7 月 2 日制定)

(平成 23 年 4 月 2 日改正)

目次

第1章 総則	157
第1条 特約の付加	157
第2章 特約保険金の支払	
第2条 特約保険金の支払	157
第3条 保険事故の特例	159
第4条 特約保険金の支払限度	159
第5条 被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い	160
第6条 1 の原因により 2 回以上入院した場合の取扱い	160
第7条 2 以上の原因により入院期間が重複した場合の取扱い	160
第8条 同時期に 2 種類以上の手術を受けた場合の取扱い	161
第9条 疾病による特約保険金を支払わない場合等	161
第10条 傷害による特約保険金を支払わない場合等	161
第3章 特約保険料の払込免除	
第11条 基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除	161
第12条 身体障害による特約保険料の払込免除	162
第13条 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除	163
第4章 特約の責任開始	
第14条 特約の責任開始の時	164
第15条 保険証券	164
第5章 特約保険料の払込み	
第16条 特約保険料の払込み	164
第17条 特約保険料の振替貸付	165
第18条 特約保険料の前納払込み	165
第19条 未経過期間に対する特約保険料の払戻し	165
第6章 告知義務および特約の解除	
第20条 告知義務	166
第21条 告知義務違反による特約の解除	166
第22条 特約を解除できない場合	166
第23条 重大事由による特約の解除	167
第24条 加入限度額超過による特約の解除	167
第7章 特約の取消しおよび無効	
第25条 詐欺による特約の取消し	167
第26条 不法取得目的による特約の無効	168
第8章 特約の失効	
第27条 特約の失効	168
第9章 保険契約者の代表者	
第28条 保険契約者の代表者	168
第10章 特約の契約関係者の変更	
第29条 特約の保険契約者の変更	168
第11章 特約の変更	
第30条 基本契約の変更に伴う特約の変更	169
第31条 特約保険金額の減額変更	169
第32条 特約保険金の支払額通算の特則	169
第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	
第33条 特約の加入年齢の計算	170
第34条 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い	170

第13章 特約の解約	
第35条 保険契約者による特約の解約	170
第36条 特約保険金受取人による特約の存続	170
第14章 特約の返戻金の支払	
第37条 特約の返戻金の支払	171
第15章 特約の復活	
第38条 特約の復活	171
第39条 特約復活払込み金の分割払込み	171
第40条 特約の復活の責任開始の時	172
第41条 特約の復活の効果	172
第16章 特約契約者配当	
第42条 特約契約者配当金	173
第17章 譲渡禁止	
第43条 譲渡禁止	173
第18章 保険金等を支払う際に未払特約保険料等がある場合の取扱い	
第44条 保険金等を支払う際に未払特約保険料等がある場合の取扱い	173
第19章 特約保険金等の請求および支払時期等	
第45条 特約保険金等の請求および支払時期等	173
第46条 消滅時効の援用	174
第20章 契約内容の登録	
第47条 契約内容の登録	175
第21章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更	
第48条 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更	175
第22章 特則	
第49条 中途付加の場合の特則	176
第50条 基本契約が据置終身年金保険等の場合の特則	177
第51条 中途付加と同時に旧特約を解約する場合の特則	177
第52条 中途付加の第1回特約保険料をクレジットカード等により払い込む場合の特則	178
別表1 対象となる不慮の事故	
別表2 身体障害等級表	
別表3 特定要介護状態	
別表4 手術保険金の支払対象となる手術および支払倍率	
別表5 基本契約の変更に伴う特約の変更	
別表6 公的医療保険制度	
別表7 診療報酬点数表	
別表8 必要書類	

第1章 総則

第1条（特約の付加）

この特約は、基本契約の締結の際にまたは基本契約の締結後に、会社の承諾を得て、基本契約に付加することができます。

第2章 特約保険金の支払

第2条（特約保険金の支払）

(1) この特約の疾病による特約保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
入院保険金	被保険者が次のすべてを満たす 入院 ^[1] をしたとき ① この特約の責任開始時以後 ^[2]	入院 ^[1] 1日について 特約基準保険	被保険者 ^[8]

備考（第2条）

[1] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道

	この特約の保険期間中にかかった疾病 ^[3] を直接の原因とする入院 ^[1] であること ② 特約の保険期間中に開始した入院 ^[1] であること ③ 治療を目的とした入院 ^[1] であること ^[4] ④ 病院または診療所 ^[5] への入院 ^[1] であること ⑤ 入院期間の日数が1日以上であること ^[6]	金額 ^[7] × 1.5/1000
手術保険金	被保険者が、入院保険金の支払事由に該当する入院 ^{[1][9]} 中に次のすべてを満たす手術（別表4）を受けたとき ① 入院 ^[1] の原因となった疾患 ^[3] を直接の原因とする手術であること ② 治療を直接の目的とした手術であること ^[10] ③ 病院または診療所 ^[5] における手術であること	特約基準保険金額 ^[7] × 1.5/1000 × 手術の種類に応じた支払倍率（別表4）
長期入院一時保険金	被保険者が、入院保険金の支払事由に該当する入院 ^[1] をし、その入院期間の日数が継続して120日となったとき	特約基準保険金額 ^[7] × 30/1000

(2) この特約の傷害による特約保険金の支払については、次のとおりとします。

名称	支払事由	支払額	特約保険金受取人
入院保険金	被保険者が次のすべてを満たす入院 ^[1] をしたとき ① この特約の責任開始時以後 ^[2] この特約の保険期間中に不慮の事故（別表1）により受けた傷害を直接の原因とする入院 ^[1] であること ② 不慮の事故（別表1）の日から3年以内に開始した入院 ^[1] であること ③ 治療を目的とした入院 ^[1] であること ^[4] ④ 病院または診療所 ^[5] への入院 ^[1] であること ⑤ 入院期間の日数が1日以上であること ^[6]	入院 ^[1] 1日について 特約基準保険金額 ^[7] × 1.5/1000	被保険者 ^[8]
手術保険金	被保険者が、入院保険金の支払事由に該当する入院 ^{[1][9]} 中に次のすべてを満たす手術（別表4）を受けたとき ① 入院 ^[1] の原因となった不慮の事故（別表1）により受	特約基準保険金額 ^[7] × 1.5/1000 × 手術の種類に	

- 整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。
- [2] 「責任開始時以後」とは、第14条（特約の責任開始の時）、第49条（中途付加の場合の特則）または第50条（基本契約が据置終身年金保険等の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [3] 直接の因果関係のある複数の疾病は1の疾病とみなします。
- [4] 治療を目的とした入院には、美容上の処置による入院、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院などは該当しません。
- [5] 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。）。ただし、介護保険法に定める介護老人保健施設は含みません。
- (2) (1)の場合と同等の日本国外にある医療施設
- [6] 入院期間の日数が1日となる入院とは、入院のうち、入院日と退院日が同一である場合（日帰り入院）をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。
- [7] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [8] 特約保険金受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
- [9] 入院保険金の支払われる期間の経過後も入院している場合は、その期間の経過前からなお継続して入院している場合に限ります。
- [10] 治療を直接の目的とした手術には、美容整形上の手術、臓器等の移植に伴う臓器等提供者として受ける手術、帝王切開以外の娩出術に伴う手術、人工妊娠中絶術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは該当しません。

	けた傷害を直接の原因とする手術であること ② 治療を直接の目的とした手術であること ^[10] ③ 病院または診療所 ^[5] における手術であること	応じた支払倍率（別表4）	
長期入院 一時保険金	被保険者が、入院保険金の支払事由に該当する入院 ^[1] をし、その入院期間の日数が継続して120日となったとき	特約基準保険金額 ^[7] × 30/1000	

第3条（保険事故の特例）

- (1) この特約がその責任開始の日^[1]からその日を含めて2年以上継続した場合^[2]において、被保険者がこの特約の責任開始時前^[3]にかかった疾病を直接の原因として、特約保険金の支払事由が発生したときは、その疾病を被保険者がこの特約の責任開始時以後^[4]にかかったものとみなして、第2条（特約保険金の支払）(1)を適用します。
- (2) 被保険者がこの特約の責任開始時前^[3]にかかった疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後^[4]に特約保険金の支払事由が発生した場合であっても、この特約の締結の際に、その疾病的告知があったときは、被保険者がこの特約の責任開始時以後^[4]にその疾病にかかったものとみなして、第2条（特約保険金の支払）(1)を適用します。
- (3) 被保険者がこの特約の責任開始時前^[3]にかかった疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後^[4]に特約保険金の支払事由が発生した場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前^[3]に、被保険者が次のすべてを満たすときは、被保険者がこの特約の責任開始時以後^[4]にその疾病にかかったものとみなして、第2条（特約保険金の支払）(1)を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
 - ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

備考（第3条）

- [1] 「責任開始の日」とは、第14条（特約の責任開始の時）、第49条（中途付加の場合の特則）または第50条（基本契約が据置終身年金保険等の場合の特則）の特約の責任開始の時を含む日をいいます。
- [2] 第21条（告知義務違反による特約の解除）により会社がこの特約の解除をすることができる場合には、第22条（特約を解除できない場合）によりその解除権が消滅した場合に限ります。
- [3] 「責任開始時前」とは、第14条（特約の責任開始の時）、第49条（中途付加の場合の特則）または第50条（基本契約が据置終身年金保険等の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。
- [4] 「責任開始時以後」とは、第14条（特約の責任開始の時）、第49条（中途付加の場合の特則）または第50条（基本契約が据置終身年金保険等の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

第4条（特約保険金の支払限度）

- (1) 特約保険金の支払額は、通算して、特約基準保険金額^[1]をもって限度とします。
- (2) 入院保険金の支払額は、1の疾病^[2]または1の不慮の事故（別表1）による入院^[3]については、それぞれ120日分をもってその限度とします。
- (3) 本条(2)の場合において、1の疾病^[2]による2以上の入院^[3]のうち1の入院^[3]がその直前ににおける入院^[3]の退院日から180日を経過した後になされたときは、その入院^[3]以後の入院^[3]は新たな疾病^[2]によるものとして入院期間の日数を計算します。

備考（第4条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [2] 直接の因果関係のある複数の疾病は1の疾病とみなします。
- [3] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

第5条（被保険者が死亡した場合の特約保険金の請求の取扱い）

- (1) 被保険者が死亡した場合における特約保険金の支払の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次に該当する1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。
- ① この特約が付加された基本契約の死亡保険金受取人（法定相続人である死亡保険金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
 - ② ①に該当する者がいない場合
この特約が付加された基本契約において指定代理請求人が指定されているときは、その者（被保険者の死亡時において指定代理請求特則条項第4条（指定代理請求人の指定またはその変更）(1)に定める範囲内にある者とします。）
 - ③ ①②に該当する者がいない場合
配偶者
 - ④ ①②③に該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
- (2) 本条(1)により、会社が特約保険金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその特約保険金の支払の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- (3) 故意に特約保険金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、本条(1)の代表者としての取扱いを受けることができません。

第6条（1の原因により2回以上入院した場合の取扱い）

- (1) 第2条（特約保険金の支払）の場合において、被保険者が1の疾病^[1]により2回以上入院^[2]しているときまたは1の不慮の事故（別表1）により2回以上入院^[2]しているときは、それらの入院期間はそれぞれ継続しているものとみなして、その日数を計算します。
- (2) 本条(1)の場合において、1の疾病^[1]による2以上の入院^[2]のうち1の入院^[2]がその直前における入院^[2]の退院日から180日を経過した後になされたときは、その入院^[2]以後の入院^[2]は新たな疾病^[1]によるものとして入院期間の日数を計算します。

備考（第6条）

- [1] 直接の因果関係のある複数の疾病は1の疾病とみなします。
- [2] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

備考（第7条）

- (1) 第2条（特約保険金の支払）および第6条（1の原因により2回以上入院した場合の取扱い）の場合において、入院保険金を支払うべき入院^[1]が2以上の疾病^[2]によるものであるときは、その2以上の疾病^[2]による重複した入院期間については、それらの疾病^[2]のうち1の疾病^[2]による入院^[1]に対する入院保険金のみを支払います。この場合、支払う入院保険金の額は、それらの疾病^[2]による入院保険金額のうちその額が最も多い入院保険金額とします。
- (2) 第2条（特約保険金の支払）および第6条（1の原因により2回以上入院した場合の取扱い）の場合において、入院保険金を支払うべき入院^[1]が2以上の不慮の事故（別表1）によるものであるときは、その2以上の不慮の事故（別表1）による重複した入院期間については、それらの不慮の事故（別表1）のうち1の不慮の事故（別表1）による入院^[1]に対する入院保険金のみを支払います。この場合、支払う入院保険金の額は、それらの不慮の事故（別表1）による入院保険金額のうちその額が最も多い入院保険金額とします。
- (3) 第2条（特約保険金の支払）および第6条（1の原因により2回以上入院した場合の取扱い）の場合において、入院保険金を支払うべき入院^[1]が疾病^[2]によるものであり、かつ、不慮の事故（別表1）によるものであるときは、その疾病^[2]および不慮の事故（別表1）による重複した入院期間については、1の疾病^[2]または1の不慮の事故（別表1）による入院^[1]として入院保険金

- [1] 「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この場合、「医師」には、柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、「治療」には、柔道整復師による施術を含みます。

- [2] 直接の因果関係のある複数の疾病は1の疾病とみなします。

を支払います。この場合、支払う入院保険金の額は、それらの疾病^[2]または不慮の事故（別表1）による入院保険金額のうちその額が最も多い入院保険金額とします。

- (4) 本条(1)(2)による入院保険金の支払は、2以上の疾病^[2]または2以上の不慮の事故（別表1）による入院^[1]についてそれぞれ入院保険金の支払をしたものとみなして第4条（特約保険金の支払限度）(2)を適用します。
- (5) 本条(3)による入院保険金の支払は、1の疾病^[2]または1の不慮の事故（別表1）による入院^[1]についてそれぞれ入院保険金の支払をしたものとみなして第4条（特約保険金の支払限度）(2)を適用します。

第8条（同時期に2種類以上の手術を受けた場合の取扱い）

第2条（特約保険金の支払）の場合において、被保険者が、同時期に2種類以上の手術を受けたときは、これらの手術のうち支払倍率が最も高いいずれか1種類の手術に限り手術保険金を支払います。

第9条（疾病による特約保険金を支払わない場合等）

- (1) 被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）(1)の疾病による特約保険金の支払事由に該当した場合には、疾病による特約保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の薬物依存^[1]
- (2) 被保険者が戦争その他の変乱により疾病による特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により疾病による特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、疾病による特約保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。

第10条（傷害による特約保険金を支払わない場合等）

- (1) 被保険者が次のいずれかの事由により第2条（特約保険金の支払）(2)の傷害による特約保険金の支払事由に該当した場合には、傷害による特約保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の犯罪行為
 - ③ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
 - ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- (2) 被保険者が次のいずれかにより傷害による特約保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により傷害による特約保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、傷害による特約保険金を削減して支払い、またはその支払をしないことがあります。
 - ① 地震、噴火または津波
 - ② 戦争その他の変乱

第3章 特約保険料の払込免除

第11条（基本保険料の払込免除に伴う特約保険料の払込免除）

- (1) 基本保険料^[1]が払込免除とされたとき^[2]は、この特約の将来の特約保険料を払込免除とします。

備考（第9条）

- [1] 「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬または幻覚薬等を含みます。

備考（第11条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

- (2) 本条(1)にかかわらず、基本保険料^[1]が払込免除となった直接の原因が次のいずれかの場合は、特約保険料を払込免除としません。
- ① この特約の責任開始時前^[3]に生じたものであるとき
 - ② この特約の失効後その復活までに被保険者がかかった疾病または不慮の事故（別表1）により受けた傷害であるとき
- (3) 被保険者がこの特約の責任開始時前^[3]またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因として基本保険料^[1]が払込免除となった場合であっても、この特約の締結または復活の際に、その疾病的告知があったときは、被保険者がそれぞれこの特約の責任開始時以後^[4]またはこの特約の復活以後にその疾病にかかったものとみなして、本条(1)を適用します。
- (4) 被保険者がこの特約の責任開始時前^[3]またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因として基本保険料^[1]が払込免除となった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前^[3]またはこの特約の失効後その復活までの間において、被保険者が次のすべてを満たすときは、被保険者がそれぞれこの特約の責任開始時以後^[4]またはこの特約の復活以後にその疾病にかかったものとみなして、本条(1)を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
 - ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

第12条（身体障害による特約保険料の払込免除）

- (1) 被保険者が次の払込免除事由に該当したときは、将来の特約保険料を払込免除とします。ただし、身体障害の状態^[1]となる直接の原因となった傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者が不慮の事故（別表1）により受けたものである場合は、この特約の将来の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
① 基本保険料 ^[2] の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[3] 、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 ^[1] になったとき	被保険者が、次のいずれかにより身体障害の状態 ^[1] になったとき ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人 ^[4] の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
② この特約が据置終身年金保険、介護割増年金付終身年金保険、据置定期年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加された場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[3] 、不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因としてその事故の日から180日以内に身体障害の状態 ^[1] になったとき	

- (2) 被保険者が次のいずれかにより本条(1)の身体障害の状態^[1]になった場合で、その原因により本条(1)の身体障害の状態^[1]になった被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。
- ① 地震、噴火または津波

- [2] 介護割増年金付終身年金保険の基本保険料が払込免除とされたときは、本条(1)の払込免除の対象とはなりません。
- [3] 「責任開始時前」とは、第14条（特約の責任開始の時）または第49条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。
- [4] 「責任開始時以後」とは、第14条（特約の責任開始の時）または第49条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。

備考（第12条）

- [1] 「身体障害の状態」とは、身体障害等級表（別表2）の第1級、第2級または第3級の身体障害の状態をいいます。
- [2] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [3] 「責任開始時以後」とは、第14条（特約の責任開始の時）、第49条（中途付加の場合の特則）または第50条（基本契約が据置終身年金保険等の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [4] 「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。

② 戦争その他の変乱

第13条（介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除）

(1) 介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約において、被保険者が次のいずれかの払込免除事由に該当したときは、その払込免除事由に応じ、次の特約保険料を払込免除とします。ただし、払込免除事由にかかる疾病または傷害が、この特約の失効後復活までに被保険者がかかったものまたは不慮の事故（別表1）により受けたものである場合は、次の特約保険料を払込免除としません。

払込免除事由	払込免除とする特約保険料	払込免除事由に該当しても特約保険料の払込みを免除しない場合
① 基本保険料 ^[1] の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料がある場合において、被保険者がこの特約の責任開始時以後 ^[2] にかかった疾病または不慮の事故（別表1）により受けた傷害により重度障害の状態 ^[3] になったとき	この特約の将来の特約保険料	被保険者が、次のいずれかにより重度障害の状態 ^[3] になったときまたは特定要介護状態（別表3）が180日以上継続したとき ア. 保険契約者、被保険者または基本契約において特定された死亡保険金受取人 ^[4] の故意または重大な過失 イ. 被保険者の犯罪行為 ウ. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 エ. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 キ. 被保険者の薬物依存 ^{[5][6]}
② 被保険者が、この特約の責任開始時以後 ^[2] に疾病にかかり、または不慮の事故（別表1）により傷害を受け、その疾病または傷害を直接の原因として特定要介護状態（別表3）になり、かつ、その特定要介護状態（別表3）になった日からその日を含めて特定要介護状態（別表3）がこの特約の保険期間中に180日以上継続したとき	その特定要介護状態（別表3）になった日以後のこの特約の特約保険料	

(2) 被保険者が次のいずれかにより本条(1)①の重度障害の状態^[3]になった場合または本条(1)②の特定要介護状態（別表3）が180日以上継続した場合で、その原因により重度障害の状態^[3]になったまたは特定要介護状態（別表3）が180日以上継続した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険料の全部または一部について払込免除としないことがあります。

- ① 地震、噴火または津波
- ② 戦争その他の変乱

(3) 被保険者がこの特約の責任開始時前^[7]またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病によりこの特約の責任開始時以後^[2]に重度障害の状態^[3]になった場合であっても、この特約の締結または復活の際に、その疾病的告知があったときは、被保険者がそれぞれこの特約の責任開始時以後^[2]またはこの特約の復活以後にかかった疾病により重度障害の状態^[3]になったものとみなして、本条(1)①を適用します。

(4) 被保険者がこの特約の責任開始時前^[7]またはこの特約の失効後その復活ま

備考（第13条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 「責任開始時以後」とは、第14条（特約の責任開始の時）または第49条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時以後をいいます。
- [3] 「重度障害の状態」とは、身体障害等級表（別表2）の第1級の身体障害の状態をいいます。
- [4] 「基本契約において特定された死亡保険金受取人」とは、この特約が付加された基本契約を締結する際に保険契約申込書に記載された基本契約の死亡保険金受取人をいいます。また、基本契約において、会社への通知による保険金受取人の変更または遺言による保険金受取人の変更の規定により死亡保険金受取人が変更されている場合は変更後の死亡保険金受取人をいいます。
- [5] 「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定された内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬または幻覚薬等を含みます。
- [6] 払込免除事由が本条(1)②である場合に限ります。
- [7] 「責任開始時前」とは、第14条（特約の責任開始の時）または第49条（中途付加の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。

でにかかった疾病によりこの特約の責任開始時以後^[2]に重度障害の状態^[3]になった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前^[7]またはこの特約の失効後その復活までの間ににおいて、被保険者が次のすべてを満たすときは、被保険者がそれぞれこの特約の責任開始時以後^[2]またはこの特約の復活以後にかかった疾病により重度障害の状態^[3]になったものとみなして、本条(1)①を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
- ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

(5) 被保険者がこの特約の責任開始時前^[7]またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後^[2]に特定要介護状態（別表3）になった場合であっても、この特約の締結または復活の際に、その疾病的告知があったときは、被保険者がそれぞれこの特約の責任開始時以後^[2]またはこの特約の復活以後にかかった疾病を直接の原因として特定要介護状態（別表3）になったものとみなして、本条(1)②を適用します。

(6) 被保険者がこの特約の責任開始時前^[7]またはこの特約の失効後その復活までにかかった疾病を直接の原因としてこの特約の責任開始時以後^[2]に特定要介護状態（別表3）になった場合であっても、その疾病に関して、この特約の責任開始時前^[7]またはこの特約の失効後その復活までの間ににおいて、被保険者が次のすべてを満たすときは、被保険者がそれぞれこの特約の責任開始時以後^[2]またはこの特約の復活以後にかかった疾病を直接の原因として特定要介護状態（別表3）になったものとみなして、本条(1)②を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

- ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
- ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

第4章 特約の責任開始

第14条（特約の責任開始の時）

- (1) 基本契約の締結の際に付加した特約の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の責任開始の時と同一とし、その時から特約上の責任を負います。
- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。
- (3) この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。
- (4) 会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約付加の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

第15条（保険証券）

保険証券には、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険証券の記載事項のほか、次の事項を記載します。

- ① 支払事由
- ② 特約保険金の額

第5章 特約保険料の払込み

第16条（特約保険料の払込み）

- (1) 特約保険料は、基本保険料^[1]の払込方法（経路）に従い、基本保険料^[1]と合わせて同一月分を払い込んでください。
- (2) 特約保険料の払込時期および猶予期間は、基本保険料^[1]の払込時期および

備考（第16条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。
- [2] 1年に満たない月数分の特約保険料

猶予期間と同一とします。

- (3) 基本保険料^[1]の払込免除後においてもなお払い込むべき特約保険料があるときは、本条(1)にかかわらず、保険契約者は、その基本契約の主約款の定める保険料の払込方法（経路）を選択することができます。この場合、保険契約者による保険料の払込方法（経路）の変更および会社による保険料の払込方法（経路）の変更については、主約款の定めるところによります。
- (4) 本条(3)の場合において、基本契約に複数の特約が付加されているときは、保険契約者は、それらの特約について、同一の保険料の払込方法（経路）を選択してください。この場合、それらの特約については、同一月分の特約保険料を合わせて払い込んでください。
- (5) 本条(3)(4)により特約保険料を払い込む場合、払い込む特約保険料は、1年分以上を前納してください。^[2]

第 17 条（特約保険料の振替貸付）

基本保険料^[1]について保険料に振り替えることを目的とする貸付けをしたときは、その貸付けをした基本保険料^[1]と同一月分の特約保険料についても、主約款の定めるところにより、保険料に振り替えることを目的とする貸付けをします。

第 18 条（特約保険料の前納払込み）

- (1) 保険契約者は、会社の取扱範囲内で、特約保険料の全部または一部を前納することができます。この場合には、会社の定める利率で特約保険料を割り引きます。
- (2) 本条(1)により前納された特約保険料は、会社の定める利率による利息を付けて積み立てておき、月ごとの契約応当日^[1]に特約保険料の払込みに充当します。
- (3) 特約保険料が前納された期間が満了した場合において、前納された特約保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、前納された特約保険料の残額を基本契約の死亡保険金または満期保険金と一緒に支払う場合は、基本契約の死亡保険金受取人または満期保険金受取人に払い戻します。
- (4) 本条(1)により特約保険料の前納払込みをした場合において、保険契約者は、会社がやむを得ない事由があると認めたときは、特約保険料の前納払込みの取消しを請求することができます。この場合、その取消しをした期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
- (5) 保険契約者が本条(4)の請求をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社^[2]に提出してください。

第 19 条（未経過期間に対する特約保険料の払戻し）

- (1) 特約保険料を払い込んだ後、次のいずれかの事由が生じたことにより、その後の月ごとの契約応当日^[1]以降の期間に対する特約保険料の全部または一部について払い込む必要がなくなったときは、その期間について、会社の定める方法により計算した特約保険料を保険契約者に払い戻します。
 - ① 特約の消滅
 - ② 特約保険料の払込免除
 - ③ 特約の保険期間または保険料払込期間の短縮
 - ④ 特約保険料額の減額
 - ⑤ 特約の保険料払済契約への変更
- (2) 本条(1)の特約保険料を基本契約の死亡保険金または満期保険金と一緒に支払う場合において、保険契約者がその特約保険料を受け取る意思表示をしていないときは、死亡保険金受取人または満期保険金受取人に払い戻します。

を払い込むことによって特約保険料の払込みを必要としないこととなる場合は、その月数分の特約保険料を前納してください。

備考（第 17 条）

- [1] 「基本保険料」とは、この特約が付加された基本契約の保険料をいいます。

備考（第 18 条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考（第 19 条）

- [1] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第6章 告知義務および特約の解除

第20条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、この特約の締結または復活の際、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問表（告知書）の質問事項について、その質問表（告知書）により告知してください。

第21条（告知義務違反による特約の解除）

- (1) 保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について故意または重大な過失によって事実を告げず、または事実でないことを告げたときは、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- (2) 会社は、本条(1)の解除の原因となる事実がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。
 - ① その特約保険金^[1]を支払いません。また、すでにその特約保険金^[1]の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
 - ② 特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。
- (3) 本条(2)にかかわらず、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、その特約保険金^[1]の支払事由または特約保険料の払込免除事由の発生の原因がその解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときは、その特約保険金^[1]を支払い、または特約保険料を払込免除とします。
- (4) 本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (5) 本条(4)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

第22条（特約を解除できない場合）

- (1) 会社は、次のいずれかの場合には、第21条（告知義務違反による特約の解除）による特約の解除をすることができません。
 - ① 会社が、この特約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知り、または過失によってこれを知らなかったとき
 - ② 保険媒介者^[1]が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - ③ 保険媒介者^[1]が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - ④ 会社が解除の原因を知った時から1か月が経過したとき
 - ⑤ この特約がその責任開始の日^[2]からその日を含めて2年以上継続したとき。ただし、責任開始の日^[2]からその日を含めて2年を経過する前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、その特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について第21条（告知義務違反による特約の解除）(1)の解除の原因となる事実があるときを除きます。
- (2) 本条(1)②③の場合において、それぞれに規定する保険媒介者^[1]の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の告知の際、会社所定の質問表（告知書）の質問事項について、事実を告げなか

備考（第21条）

- [1] その特約保険金の支払事由が発生した後この特約の解除までに発生した特約保険金の支払事由がある場合には、その特約保険金を含みます。

備考（第22条）

- [1] 「保険媒介者」とは、会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。）をいいます。
- [2] 「責任開始の日」とは、第14条（特約の責任開始の時）、第49条（中途付加の場合の特則）または第50条（基本契約が据置終身年金保険等の場合の特則）の特約の責任開始の時を含む日をいいます。復活した特約の場合は、第40条（特約の復活の責任開始の時）の特約の復活の責任開始の時を含む日をいいます。

ったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条(1)を適用しません。

第23条（重大事由による特約の解除）

- (1) 会社は、次のいずれかの重大事由が生じた場合には、将来に向かってこの特約を解除することができます。
 - ① 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、この特約の特約保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致^[1]をした場合
 - ② 保険契約者、被保険者または特約保険金受取人が、会社にこの特約の特約保険料を払込免除とさせる目的で事故招致^[1]をした場合
 - ③ この特約の特約保険金または特約保険料の払込免除の請求に関し、特約保険金受取人に詐欺行為^[2]があった場合
 - ④ この特約が付加されている基本契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約がその契約の重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない①②③の事由と同等の重大な事由がある場合
- (2) 会社は、本条(1)の事由がある場合には、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じた後でも、この特約を解除することができます。この場合、本条(1)の事由の発生時以後に生じた特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について、会社は、次のとおり取り扱います。
 - ① その特約保険金を支払いません。また、すでにその特約保険金の支払をしたときは、その返還を請求することができます。
 - ② 特約保険料を払込免除としません。また、すでに特約保険料を払込免除としたときは、その特約保険料の払込みを請求することができます。
- (3) 本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (4) 本条(3)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

第24条（加入限度額超過による特約の解除）

- (1) 会社は、特約の特約保険金額が加入限度額^[1]を超える場合^[2]には、その超える特約を将来に向かって解除することができます。
- (2) 本条(1)による特約の解除は、保険契約者またはその法定代理人に対する通知により行います。
- (3) 本条(2)の場合において、保険契約者もしくはその法定代理人が不明であるとき、またはこれらの者の所在が不明であるときその他正当な理由により保険契約者またはその法定代理人に通知できないときは、本条(1)による特約の解除は、被保険者、特約保険金受取人またはそれらの法定代理人に対する通知により行います。

備考（第23条）

- [1] 「事故招致」には、未遂を含みます。
- [2] 「詐欺行為」には、未遂を含みます。

第7章 特約の取消しおよび無効

第25条（詐欺による特約の取消し）

保険契約者、被保険者または特約保険金受取人の詐欺により特約の締結または復活が行われたときは、会社は、その特約または復活を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

備考（第24条）

- [1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超える場合」とは、この特約だけでなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。

第 26 条（不法取得目的による特約の無効）

保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもって、または会社に特約保険料を払込免除とさせる目的をもって、特約の締結または復活を行ったときは、その特約または復活は、無効とします。この場合、すでに払い込んだ特約保険料は払い戻しません。

第 8 章 特約の失効

第 27 条（特約の失効）

この特約は、次のいずれかに該当する場合には、その効力を失います。

- ① 基本契約がその効力を失ったとき
- ② 保険契約者が特約保険料を払い込まないで猶予期間^[1]を経過したとき
- ③ 特約保険金の支払額がその限度に達したとき
- ④ 第 30 条(基本契約の変更に伴う特約の変更)により特約基準保険金額^[2]が変更された場合^[3]において、変更後の特約基準保険金額^[2]がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
- ⑤ 夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加された特約において、主たる被保険者が死亡したとき^[4]

備考（第 27 条）

- [1] 「猶予期間」とは、第 16 条（特約保険料の払込み）(2)の猶予期間をいいます。
- [2] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [3] 次の場合を除きます。
 - (1) 年齢または性別に誤りがあったことにより特約基準保険金額が変更された場合
 - (2) 貸付金の弁済に代える保険金額または年金額の減額に伴い特約基準保険金額が変更された場合
- [4] 夫婦保険の基本契約および夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約において主たる被保険者が重度障害の状態になったことにより死亡保険金を支払うとき（夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約にあっては年金支払事由発生日前に支払うときに限ります。）を含みます。

第 9 章 保険契約者の代表者

第 28 条（保険契約者の代表者）

- (1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の代表者となった者は、この特約においても他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) 本条(1)の代表者が指定されないとき、またはその所在が不明であるときは、この特約について保険契約者の 1 人に対して会社がした行為は、他の保険契約者に対しても、その効力を有します。
- (3) この特約について保険契約者が 2 人以上いるときは、この特約に関する未払特約保険料その他会社に弁済すべき債務は、連帯債務とします。

第 10 章 特約の契約関係者の変更

第 29 条（特約の保険契約者の変更）

- (1) この特約が付加された基本契約において保険契約者の基本契約による権利義務を承継した者は、この特約による保険契約者の権利義務も承継するものとします。
- (2) 主約款の規定による住所変更の届出がなく、保険契約者の所在を会社が確認できなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、その発した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

第 11 章 特約の変更

第 30 条（基本契約の変更に伴う特約の変更）

- (1) 基本契約の変更に伴う特約の変更（別表5）の定めるところにより、この特約が付加された基本契約について一定の事由が生じたときは、特約の変更をします。
- (2) 本条(1)の場合において、すでに払い込んだ特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、保険契約者に払い戻します。
- (3) 本条(1)による特約の変更は、基本契約の変更に伴う特約の変更（別表5）に定める一定の事由にかかる基本契約の変更の効力が発生したときに、その変更の効力を生じます。
- (4) 本条(3)により、本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

第 31 条（特約保険金額の減額変更）

- (1) 特約保険料の払込方法（回数）を分割払とする特約においては、保険契約者は、特約保険金額を減額するための変更を請求することができます。この場合、会社の定める計算方法により、特約保険料額を変更します。
- (2) 保険契約者は、次のいずれかの場合には、本条(1)の請求をすることはできません。
 - ① この特約の契約日^[1]からその日を含めて2年を経過していないとき
 - ② 特約保険金額の減額変更後2年を経過していないとき
 - ③ 特約保険料が払込免除となっているとき
 - ④ この特約の残存保険料払込期間が1年に満たないとき
 - ⑤ 減額後の特約基準保険金額^[2]がこの特約の契約日における会社の定める最低保険金額に満たないとき
 - ⑥ 減額後の特約基準保険金額^[2]が10万円^[3]の倍数でないとき
- (3) 保険契約者が本条(1)の請求をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社^[4]に提出してください。
- (4) 本条(1)の変更は、直後の月ごとの契約応当日^[5]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[5]に変更の請求があった場合は、その時に効力を生じます。
- (5) 月ごとの契約応当日^[5]以外の日に変更の請求があった場合において、本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の変更是その効力を生じません。
- (6) 本条(4)により本条(1)の変更の効力が生じる前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

第 32 条（特約保険金の支払額通算の特則）

第 30 条（基本契約の変更に伴う特約の変更）および第 31 条（特約保険金額の減額変更）により、特約基準保険金額^[1]が変更された場合において、特約基準保険金額^[1]の変更前にすでに支払ったまたは支払うべき特約保険金がある場合には、第4条（特約保険金の支払限度）(1)による特約保険金の支払額を通算するときは、特約保険金の額は、変更前の特約基準保険金額^[1]に対する変更後の特約基準保険金額^[1]の割合により変更されたものとします。

備考（第 31 条）

- [1] 復活した特約の場合は、第 40 条（特約の復活の責任開始の時）(2)の復活日とします。
- [2] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [3] 終身年金保険付終身保険または夫婦年金保険付夫婦保険の基本契約に付加された特約の場合は、100万円とします。
- [4] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [5] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

備考（第 32 条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

第12章 加入年齢の計算および年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い

第33条（特約の加入年齢の計算）

この特約の契約日における被保険者の年齢は、主約款の定めるところにより計算します。

第34条（年齢または性別に誤りがあった場合の取扱い）

保険契約申込書に記載されたこの特約の被保険者の加入年齢または性別に誤りがあった場合において、この特約の契約日における年齢がその特約の締結時における会社の定める加入年齢の範囲外であるものについては、この特約を無効とし、範囲内であるものについては、当初から契約日における年齢または性別に基づいてこの特約を締結したものとして、会社の定める計算方法により、加入限度額^[1]を上限として特約保険金額を変更します。この場合において、すでに払い込まれた特約保険料の一部を払い戻す必要があるときは、これを保険契約者に払い戻します。

備考（第34条）

[1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。

第13章 特約の解約

第35条（保険契約者による特約の解約）

- (1) 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- (2) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社^[1]に提出してください。
- (3) 本条(1)の解約は、直後の月ごとの契約応当日^[2]に効力を生じます。ただし、月ごとの契約応当日^[2]に解約の通知があった場合はその時に、保険期間の満了直前^[3]に解約の通知があった場合は保険期間の満了する日に、この特約を基本契約の締結後に付加した場合において、この特約の契約日を含む月に解約の通知があったときはその翌月における基本契約の月ごとの契約応当日^[4]に、その効力を生じます。
- (4) 月ごとの契約応当日^[2]以外の日に解約の通知があった場合において、本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険料の払込みが免除となる事由が生じたときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
- (5) 本条(3)により解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が発生した場合または本条(4)の場合において、会社が特約の返戻金その他の金額を保険契約者にすでに支払っているときは、保険契約者は、その特約の返戻金その他の金額を会社に返還してください。

備考（第35条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。
- [3] 「保険期間の満了直前」とは、保険期間の満了する日の直前の月ごとの契約応当日の翌日から保険期間の満了する日までをいいます。
- [4] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

第36条（特約保険金受取人による特約の存続）

- (1) 債権者等^[1]による特約の解約は、解約の通知が会社^[2]に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- (2) 本条(1)の解約が通知された場合でも、通知の時において保険契約者でない特約保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、本条(1)の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社^[2]に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等^[1]に支払うべき金額を債権者等^[1]に支払い、かつ会社^[2]にその旨を通知したときは、本条(1)の解約はその効力を生じません。
- (3) 特約保険金受取人が本条(2)の通知をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社^[2]に提出してください。

備考（第36条）

- [1] 「債権者等」とは、保険契約者以外の者で特約の解約をすることができる者をいいます。
- [2] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第14章 特約の返戻金の支払

第37条（特約の返戻金の支払）

- (1) 次のいずれかの場合において、特約の返戻金があるときは、保険契約者に支払います。
- ① 被保険者の死亡^[1]
 - ② この特約の解除
 - ③ 第35条（保険契約者による特約の解約）の解約の通知
 - ④ 特約保険金の支払額がその限度に達したとき
 - ⑤ この特約の失効^[2]
 - ⑥ この特約の変更^[3]
- (2) 本条(1)の特約の返戻金の額は、会社の定める計算方法により、この特約の経過した年月数により算出した額とします。ただし、本条(1)④のときおよび主約款の規定によりその基本契約の積立金^[4]の額の返戻金を支払うときは、特約の積立金^[5]の額とします。

備考（第37条）

- [1] 主約款の規定によりその基本契約の死亡保険金の免責事由に該当するときに限ります。ただし、配偶者である被保険者がその基本契約の死亡保険金の免責事由に該当するときを除きます。
- [2] 次のいずれかによりこの特約が失効したときを除きます。
- (1) 被保険者の死亡
 - (2) 被保険者が重度障害の状態になつたことにより死亡したものとみなされた場合
 - (3) 特約保険金の支払額がその限度に達したとき
- [3] 特約基準保険金額または特約保険料額が変更されるものに限ります。ただし、年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いによる基本契約の変更に伴うものを除きます。
- [4] 「基本契約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される基本契約に対する責任準備金のことをいいます。
- [5] 「特約の積立金」とは、会社の定める方法によって計算される特約に対する責任準備金のことをいいます。

第15章 特約の復活

第38条（特約の復活）

- (1) この特約は、基本契約の失効と同時に失効したものに限り、会社の承諾を得て、基本契約の復活に併せて復活することができます。
- (2) 復活した場合の特約保険金額が加入限度額^[1]を超えるとき^[2]は、本条(1)の復活をすることできません。
- (3) 保険契約者が本条(1)の復活をしようとするときは、必要書類（別表8）を会社^[3]に提出して申し込んでください。
- (4) 本条(3)の場合、保険契約者は、特約復活払込金^[4]を払い込んでください。

備考（第38条）

- [1] 「加入限度額」とは、郵政民営化法および郵政民営化法施行令に定める会社が引受けを行うことができる旧簡易生命保険特約を含めた被保険者1人当たりの特約保険金額をいいます。
- [2] 「加入限度額を超えるとき」とは、この特約だけではなく、旧簡易生命保険特約と会社が引き受けた他の特約の特約保険金額その他の金額との合計額が加入限度額を超える場合をいいます。
- [3] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [4] 「特約復活払込金」とは、特約保険料を払い込まなかつた期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

第39条（特約復活払込金の分割払込み）

- (1) 保険契約者が、基本保険料の復活払込金^[1]について分割払込みを請求するときは、その請求にかかる同一月分の特約復活払込金^[2]についても、分割払込みを請求してください。
- (2) 特約分割払込金^[3]は、第16条（特約保険料の払込み）により払い込むべ

備考（第39条）

- [1] 「基本保険料の復活払込金」とは、基本保険料を払い込まなかつた期間の基本保険料に相当する金額をいいます。
- [2] 「特約復活払込金」とは、特約保険

き特約保険料と合わせて払い込んでください。

- (3) 特約分割払込金^[3]の払込みを完了する前は、特約保険料の前納払込みの取扱いを受けることはできません。
- (4) 本条(1)は、特約分割払込金^[3]の払込みを完了する前にこの特約が失効したときは、その後のこの特約の復活の申込みには適用しません。

第 40 条（特約の復活の責任開始の時）

- (1) この特約の復活の責任開始の時は、この特約が付加された基本契約の復活の責任開始の時と同一とし、その時から復活後の特約上の責任を負います。^[1]
- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の復活日とします。
- (3) 会社は、この特約の復活の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約復活の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

料を払い込まなかった期間の特約保険料に相当する金額をいいます。

- [3] 「特約分割払込金」とは、本条(1)により分割して払い込む金額をいいます。

備考（第 40 条）

- [1] この特約が据置終身年金保険、据置定期年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約に付加されている場合において、被保険者に関する告知（第 20 条（告知義務）の告知をいいます。）が行われる前に、その基本契約の保険料を払い込まなかった期間の保険料に相当する金額（会社の定める利率による利息を含みます。）および特約復活払込金を受け取った場合には、会社は、その告知が行われた時から、特約上の責任を負い、その基本契約の復活の責任開始の時は、主約款の規定にかわらず、この特約の復活の責任開始の時と同一とし、その日をその基本契約の復活日とします。

第 41 条（特約の復活の効果）

- (1) この特約が復活したときは、初めからその効力を失わなかったものとします。
- (2) 本条(1)の場合において、次のいずれかに該当したときは、その支払事由にかかる特約保険金は支払いません。
 - ① 被保険者が特約の失効後その復活までに疾病にかかり、その失効からその復活後 2 年を経過するまでの間^[1]に、その疾病を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したとき
 - ② 被保険者が特約の失効後その復活までに不慮の事故（別表 1）により傷害を受け、その傷害を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生したとき
- (3) 被保険者が特約の失効後その復活までに疾病にかかり、その失効からその復活後 2 年を経過するまでの間^[1]に、その疾病を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生した場合であっても、この特約の復活の際に、その疾病的告知があったときは、被保険者がこの特約の復活以後にその疾病にかかったものとみなして、第 2 条（特約保険金の支払）(1)を適用します。
- (4) 被保険者が特約の失効後その復活までに疾病にかかり、その失効からその復活後 2 年を経過するまでの間^[1]に、その疾病を直接の原因として特約保険金の支払事由が発生した場合であっても、その疾病に関して、この特約の失効後その復活までの間ににおいて、被保険者が次のすべてを満たすときは、被保険者がこの特約の復活以後にその疾病にかかったものとみなして、第 2 条（特約保険金の支払）(1)を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
 - ① 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと
 - ② 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

備考（第 41 条）

- [1] 「被保険者が特約の失効後その復活までに疾病にかかり、その失効からその復活後 2 年を経過するまでの間」には、第 21 条（告知義務違反による特約の解除）により会社が特約の解除をすることができる場合において、その解除権が特約の復活後 2 年を超えて存続するときは、その 2 年を超えて存続する間を含みます。

第16章 特約契約者配当

第42条（特約契約者配当金）

この特約に対する特約契約者配当金はありません。

第17章 譲渡禁止

第43条（譲渡禁止）

保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金または特約の返戻金を受け取るべき権利を、他人に譲り渡すことはできません。

第18章 保険金等を支払う際に未払特約保険料等がある場合の取扱い

第44条（保険金等を支払う際に未払特約保険料等がある場合の取扱い）

この特約が付加された基本契約において保険金等^[1]を支払う場合または特約の返戻金を支払う場合において、この特約に関し未払特約保険料等^[2]があるときは、それらの支払金額から差し引きます。

備考（第44条）

- [1] 「保険金等」とは、次のものをいいます。
 - (1) 死亡保険金
 - (2) 満期保険金
 - (3) 介護保険金
 - (4) 年金（介護割増年金を除きます。）
 - (5) 繼続年金
 - (6) 返戻金
 - (7) 契約者配当金（主約款において保険契約者による契約者配当金の支払請求により支払われる契約者配当金を除きます。）
 - (8) 払い戻す基本保険料
- [2] 「未払特約保険料等」とは、次のものをいいます。
 - (1) 未払特約保険料
 - (2) 次により会社が返還を受けるべき特約の返戻金（特約の返戻金と同時に支払った金額を含みます。）
 - ① 第30条（基本契約の変更に伴う特約の変更）(4)
 - ② 第31条（特約保険金額の減額変更）(6)
 - ③ 第35条（保険契約者による特約の解約）(5)
 - (3) その他会社が弁済を受けるべき金額

第19章 特約保険金等の請求および支払時期等

第45条（特約保険金等の請求および支払時期等）

- (1) 保険契約者または特約保険金受取人は、特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が生じたときは、遅滞なくその旨を会社^[1]に通知してください。
- (2) 保険契約者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人は、会社の定めるところにより、必要書類（別表8）を会社^[1]に提出して特約保険金等^[2]または特約保険料の払込免除を請求してください。
- (3) 特約保険金等^[2]は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社^[1]で支払います。

備考（第45条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。
- [2] 「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。
- [3] 「確認」には、会社の指定した医師による診断を含みます。
- [4] 「免責事由」とは、第9条（疾病に

(4) 特約保険金を支払うために次表の事項の確認が必要な場合において、特約の締結時から特約保険金請求時までに会社^[1]に提出された書類だけでは確認ができないときは、次のとおり確認^[3]を行います。この場合には、本条(3)にかかわらず、特約保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とし、会社は、特約保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。

特約保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
① 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第2条（特約保険金の支払）所定の支払事由に該当する事実の有無
② 特約保険金の免責事由 ^[4] に該当する可能性がある場合	特約保険金の支払事由が発生するに至った原因
③ 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
④ この特約条項に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	②③に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金受取人の特約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実

(5) 本条(4)の確認をするため、次の特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(3)(4)にかかわらず、特約保険金等^[2]を支払うべき期限は、本条(2)の必要書類が会社^[1]に到着した日の翌日からその日を含めてそれぞれ次の①②③に定める日数（①②③のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。）を経過する日とし、会社は、特約保険金等^[2]を請求した者にその旨を通知します。

- ① 本条(4)②③④に定める事項について弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- ② 本条(4)①②④に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、その刑事手続の結果の照会 180日
- ③ 本条(4)に定める事項についての日本国外における調査 180日
- (6) 本条(4)(5)の必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、基本契約の保険金受取人または特約保険金受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^[5]は、会社は、これによりその必要な事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金等^[2]は支払いません。
- (7) 特約保険料の払込免除については、本条(3)(4)(5)(6)の規定を準用します。
- (8) 会社が支払うべき金額に1円に満たない額の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

第46条（消滅時効の援用）

特約保険金等^[1]の支払または特約保険料の払込免除を請求する権利の消滅時効が完成した場合であっても、会社は、その時効の援用を2年間はすることはありません。

よる特約保険金を支払わない場合等）

(1) および第10条（傷害による特約保険金を支払わない場合等）(1)の事由をいいます。

[5] 会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

備考（第46条）

- [1] 「特約保険金等」とは、特約保険金、特約の返戻金その他この特約に基づく諸支払金をいいます。

第20章 契約内容の登録

第47条（契約内容の登録）

- (1) 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
- ① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - ② 入院保険金の種類
 - ③ 入院保険金の日額
 - ④ 特約の契約日^[1]
 - ⑤ 当会社名
- (2) 本条(1)の登録の期間は、特約の契約日^[1]から5年（特約の契約日^[1]において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日^[1]から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- (3) 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条(1)により登録された被保険者について、入院給付金のある特約^[2]の申込み^[3]を受けた場合、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- (4) 各生命保険会社等は、本条(2)の登録の期間中に入院給付金のある特約^[2]の申込みがあった場合、本条(3)により連絡された内容を入院給付金のある特約^[2]の承諾^[4]の判断の参考とすることができます。
- (5) 各生命保険会社等は、特約の契約日^[5]から5年（特約の契約日^[5]において被保険者が満15歳未満の場合は、特約の契約日^[5]から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の支払請求を受けたときは、協会に対して本条(1)により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができます。
- (6) 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾^[4]の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- (7) 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- (8) 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- (9) 本条(3)(4)(5)において、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

備考（第47条）

- [1] 特約の復活が行われた場合は、最後の特約の復活日とします。
- [2] 「入院給付金のある特約」には、入院給付金のある保険契約を含みます。
- [3] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。
- [4] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。
- [5] 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。

第21章 法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更

第48条（法令等の改正または医療技術の変化に伴う手術保険金の支払事由に関する規定の変更）

- (1) 会社は、手術保険金の支払事由に関する規定にかかる法令等の改正または医療技術の変化があり、その改正または変化が手術保険金の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認めたときは、主務官庁の認可を得て、この特約の特約保険料および特約基準保険金額^[1]を変更することなく手術保険金の支払事由に関する規定を変更することができます。
- (2) 本条(1)により、手術保険金の支払事由に関する規定を変更するときは、会社は、手術保険金の支払事由に関する規定を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

備考（第48条）

- [1] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。

第22章 特則

第49条（中途付加の場合の特則）

(1) 基本契約の締結後に特約を付加した場合、会社は次の時から特約上の責任を負います。

申込みの承諾と特約保険料等の受領の前後関係	責任開始の時
① 会社が、この特約の申込みを承諾した後に第1回特約保険料 ^[1] を受け取った場合	第1回特約保険料 ^[1] を受け取った時
② 会社が、第1回特約保険料相当額 ^[2] を受け取った後にこの特約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ア. 保険契約者または被保険者が、被保険者に関する告知 ^[3] をした時 イ. 会社が、第1回特約保険料相当額 ^[2] を受け取った時

(2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。

(3) この特約の保険期間は、本条(2)の特約の契約日からその日を含めて計算し、この特約が付加された基本契約の保険期間または年金支払期間の終期をこの特約の保険期間の終期とします。

(4) 会社は、この特約の申込みを承諾したときには、承諾の通知に代えて、特約中途付加の旨を記載して保険証券を保険契約者に交付します。

(5) 基本契約に付加されたこの特約の月ごとの契約応当日^[4]が、その基本契約の月ごとの契約応当日^[5]と異なるときは、その基本契約の月ごとの契約応当日^[5]をこの特約の月ごとの契約応当日とみなします。

(6) 基本契約に付加されたこの特約の年ごとの契約応当日^[6]が、その基本契約の年ごとの契約応当日^[7]と異なるときは、その基本契約の年ごとの契約応当日^[7]をこの特約の年ごとの契約応当日とみなします。

(7) この特約を基本契約^[8]の締結後に付加する場合にあっては、この特約の契約日における被保険者の年齢は、第33条（特約の加入年齢の計算）にかかわらず、基本契約の契約日に被保険者が主約款の規定により算出した基本契約の契約日における年齢に達したものとした場合の年齢に、その基本契約の契約日を含む月の翌月からこの特約の契約日を含む月までの期間を加えて計算します。

備考（第49条）

[1] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第1回特約保険料」は一時払特約保険料とします。

[2] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第1回特約保険料相当額」は一時払特約保険料相当額とします。

[3] 「被保険者に関する告知」とは、第20条（告知義務）の告知をいいます。

[4] 「月ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[5] 「基本契約の月ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎月の応当日をいい、その応当日がない月の場合は、その月の翌月の1日とします。たとえば、契約日が1月31日の場合は、31日のない2月については、3月1日が月ごとの契約応当日となります。

[6] 「年ごとの契約応当日」とは、特約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

[7] 「基本契約の年ごとの契約応当日」とは、この特約が付加された基本契約の契約日の毎年の応当日をいい、その応当日がない年の場合は、契約日を含む月の1年ごとの応当月の翌月の1日とします。したがって、契約日が2月29日の場合は、2月29日のない年については、3月1日が年ごとの契約応当日となります。

[8] 保険料の払込方法（回数）を一時払とする即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時夫婦年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約および即時型の年金保険に変更した後の基本契約を除きます。

第 50 条（基本契約が据置終身年金保険等の場合の特則）

- (1) この特約が、即時終身年金保険、据置終身年金保険、即時定期年金保険、据置定期年金保険、即時夫婦年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約の締結の際に付加された場合において、保険契約者または被保険者が被保険者に関する告知^[1]をする前に、会社が第1回保険料相当額^[2]を受け取った場合には、会社は、保険契約者または被保険者がその告知をした時から、特約上の責任を負います。
- (2) 本条(1)の会社の責任開始の時を含む日をこの特約の契約日とします。
- (3) 本条(1)の場合において、この特約を付加した基本契約の責任開始の時は、主約款の規定にかかわらず、特約の責任開始の時と同一とし、その時を含む日をその基本契約の契約日とします。

第 51 条（中途付加と同時に旧特約を解約する場合の特則）

- (1) 旧特約^[1]の解約の通知と同時に、その旧特約^[1]が付加された基本契約にこの特約を付加する申込みがあった場合において、次のすべてを満たすときは、その解約は、旧条項^[2]第42条（特約の解約）にかかわらず、この特約の契約日に効力を生じます。ただし、この特約が成立しなかった場合には、旧特約^[1]の解約は、旧条項^[2]第42条（特約の解約）に基づき、その効力を生じます。
 - ① この特約の特約基準保険金額^[3]が旧特約の特約基準保険金額^[4]と同額であること
 - ② この特約を付加する申込みと同時に第1回特約保険料相当額^[5]の払込みがあること
 - ③ この特約を付加する申込みが旧特約^[1]の責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後である場合において、この特約を付加する申込みと同時に被保険者に関する告知^[6]があること
- (2) この特約を付加する申込みが、旧特約^[1]の責任開始の日からその日を含めて2年を経過するまでの間になされたときは、第20条（告知義務）は適用しません。
- (3) 本条(2)の適用を受けた場合において、旧特約^[1]について、旧特約^[1]を解約しないで旧特約^[1]が継続していたとすれば会社において旧条項^[2]第24条（告知義務違反による特約の解除）による解除をすることができるものであるときは、会社は、この特約を解除することができます。ただし、次のいずれかの場合には、この特約を解除することができません。
 - ① 会社が旧特約^[1]にかかる解除の原因となる事実を知り、または過失によってこれを知らなかったとき
 - ② 会社が旧特約^[1]にかかる解除の原因を知った時から1ヶ月が経過したとき
 - ③ 旧特約^[1]の責任開始の日^[7]からその日を含めて2年以上継続したとき。
ただし、その責任開始の日からその日を含めて2年を経過する前に特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由が発生した場合において、その特約保険金の支払事由または特約保険料の払込免除事由について旧特約^[1]にかかる解除の原因となる事実があるときを除きます。
- (4) 本条(3)によるこの特約の解除については、第21条（告知義務違反による特約の解除）(2)(3)(4)(5)を準用します。
- (5) 本条(1)の場合において、被保険者がこの特約の責任開始時前^[8]に疾病にかかりまたは不慮の事故（別表1）により傷害を受けたことにより、この特約において特約保険金が支払われないときは、保険契約者は、旧特約^[1]の解約の通知およびこの特約を付加する申込みがなかったものとして、この特約の旧特約^[1]への復元の請求をすることができます。ただし、この特約について、すでに特約保険金が支払われた場合または特約保険料が払込免除となっている場合は、復元の請求をすることはできません。

備考（第 50 条）

- [1] 「被保険者に関する告知」とは、第20条（告知義務）の告知をいいます。
- [2] 保険料の払込方法（回数）を一時払とする基本契約の場合、「第1回保険料相当額」は一時払保険料相当額とします。

備考（第 51 条）

- [1] 「旧特約」とは、疾病傷害入院特約をいいます。
- [2] 「旧条項」とは、疾病傷害入院特約条項をいいます。
- [3] 「特約基準保険金額」とは、この特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [4] 「旧特約の特約基準保険金額」とは、旧特約を締結する際に基準として定めた特約保険金の額（その額が変更されている場合には変更後の額）をいいます。
- [5] 特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第1回保険料相当額」は一時払特約保険料相当額とします。
- [6] 「被保険者に関する告知」とは、第20条（告知義務）の告知をいいます。
- [7] 復活した旧特約の場合は、その復活の責任開始の日とします。
- [8] 「責任開始時前」とは、第49条（中途付加の場合の特則）または第50条（基本契約が据置終身年金保険等の場合の特則）の特約の責任開始の時前をいいます。

- (6) 本条(5)により旧特約^[1]が復元する場合、この特約の特約保険料と旧特約^[1]の特約保険料の差額その他について精算します。

第 52 条（中途付加の第 1 回特約保険料をクレジットカード等により払い込む場合の特則）

- (1) 基本契約の締結後に特約を付加した場合において、第 1 回特約保険料^[1]を次の方法により払い込む場合、それぞれ次の時を第 49 条（中途付加の場合の特則）の第 1 回特約保険料^[1]を受け取った時とします。

クレジットカード ^[2] により払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時
デビットカード ^[3] により金融機関等の口座からの引落し等によって払い込む方法	会社所定の利用票を作成した時。この場合には、デビットカード ^[3] を会社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機にデビットカード ^[3] の暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が端末機に表示されることを必要とします。

- (2) 本条(1)にかかわらず、クレジットカード^[2]により第 1 回特約保険料^[1]を払い込む場合において、次のすべてを満たすときは、第 1 回特約保険料^[1]の払込みはなかったものとします。

- ① 会社がクレジットカード発行会社から第 1 回特約保険料^[1]に相当する金額を受け取ることができないこと
- ② クレジットカード発行会社がクレジットカード^[2]の名義人^[4]から第 1 回特約保険料^[1]に相当する金額を受け取ることができないこと
- (3) 会社は、本条(1)により払い込まれた第 1 回特約保険料^[1]については、保険契約者からの申出がない限り、領収証を発行しません。

（付則）

第 36 条（特約保険金受取人による特約の存続）の規定は、特約の責任開始の時を保険法施行日の前までとする特約については、同法の施行日の前日までにした債権者等の通知には適用しません。

備考（第 52 条）

- [1] 「第 1 回特約保険料」には、第 1 回特約保険料相当額を含みます。また、特約保険料の払込方法（回数）を一時払とする特約の場合、「第 1 回特約保険料」は一時払特約保険料（一時払特約保険料相当額を含みます。）とします。
- [2] 会社の指定したクレジットカードとします。
- [3] 会社の指定したキャッシュカード等とします。
- [4] 「名義人」には、クレジットカード発行会社の会員規約等により、そのクレジットカードの使用が認められている人を含みます。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまではその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とはみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1 鉄道事故	E 800～E 807
2 自動車交通事故	E 810～E 819
3 自動車非交通事故	E 820～E 825
4 その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5 水上交通機関事故	E 830～E 838
6 航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7 他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8 医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病的診断・治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9 その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・ ^{しょくじせい} 食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10 外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病的診断・治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11 患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病的診断・治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12 不慮の墜落	E 880～E 888
13 火災および ^{かえり} 火焰による不慮の事故	E 890～E 899
14 自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E 902）」、「旅行および身体動搖（E 903）」および「飢餓、 ^{かつ} 渴、不良環境曝露および放置（E 904）中の飢餓、 ^{かつ} 渴」は除外します。	E 900～E 909
15 窒息 ^{てきすい} 、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、 ^{さんけい} 嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または ^{みこ} 嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16 その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17 医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病的診断・治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18 他殺および他人の加害による損傷	E 960～E 969
19 法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20 戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表2 身体障害等級表

身体障害の状態および障害等級は、次のとおりとし、その障害の状態が固定し、かつ、その回復の見込みが全くないことを医学的に認められたものをいいます。

障害等級	対象となる身体障害の状態	備考
第1級	1 両眼が失明したもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
	2 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、音声または言語をそう失したものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものはとることができないものをいいます。
	3 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作に常に他人の介護を要するものをいいます。
	4 両上肢を手関節以上で失ったもの ^[2]	(1) 「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	5 1上肢を手関節以上で失い、かつ、他の1上肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(2) 「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
	6 両上肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(3) 「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。
	7 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]	(4) 「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。
	8 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
	9 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]	
	10 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
	11 両下肢を足関節以上で失ったもの ^[2]	
	12 1下肢を足関節以上で失い、かつ、他の1下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
	13 両下肢の用を全く永久に失ったもの ^[2]	
第2級	20 両耳の聴力を全く失ったもの	(1) 聴力はオージオメーターによって測定するものとします。 (2) 「聴力を全く失ったもの」とは、聴力レベルが89デシベル以上になったものをいいます。
	21 言語およびそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。

22 精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に著しい障害を残し、日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、日常生活動作の範囲が家庭内に限られるものをいいます。	
23 1上肢を手関節以上で失ったもの	「上肢を手関節以上で失ったもの」とは、前腕骨と手根骨とを離断し、または上肢を前腕骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
24 1上肢の用を全く永久に失ったもの	「上肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（肩関節、肘関節および手関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
25 10 手指を失ったものまたはその用を全く永久に失ったもの ^[2]	(1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。 (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。	
26 10 手指のうちその一部を失い、かつ、他の手指の用を全く永久に失ったもの ^[2]	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
27 1 下肢を足関節以上で失ったもの	「下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、3大関節（股関節、膝関節および足関節をいいます。）全部の用を全く永久に失ったものをいいます。	
28 1 下肢の用を全く永久に失ったもの	「下肢を足関節以上で失ったもの」とは、下腿骨と距骨とを離断し、または下肢を下腿骨以上で離断して、その離断した部分を失ったものをいいます。	
第3級	40 両眼の視力の合計が0.12以下になったもの	(1) 視力の測定は、眼鏡によってきょう正した視力について、万国式試視力表により行います。 (2) 「失明したもの」とは、視力が0.02以下になったものをいいます。
	41 1眼が失明したもの	聴力はオージオメーターによって測定するものとします。
	42 両耳の聴力レベルが69デシベル以上89デシベル未満になったもの	
	43 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	(1) 「言語の機能に著しい障害を残すもの」とは、音声または言語の機能の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、言語によって意思を通じることができないものをいいます。 (2) 「そしゃくの機能に著しい障害を残すもの」とは、粥食またはこれに準じる程度の飲食物以外のものはとることができないものをいいます。
	44 精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの ^[1]	「精神、神経または胸腹部臓器に障害を残し、日常生活動作が制限されるもの」とは、脳、神経または胸腹部臓器に器質的または機能的障害が存在し、このため、軽易な労務以外の労務に就くことができないもの、またはこれに準じる程度に社会の日常生活動作が制限されるものをいいます。
	45 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すもの	(1) 「脊柱に著しい奇形を残すもの」とは、通常の衣服を着ても外部から脊柱の奇形が明らかに分かる程度以上のものをいいます。 (2) 「脊柱に著しい運動障害を残すもの」とは、脊柱の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをいいます。
	46 1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
	47 1手の5手指を失ったもの、第1指（母指）および第2指（示指）を失ったものまたは第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含み3手指もしくは4手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）にあっては指節間関節以上、その他の手指にあっては近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
	48 1手の5手指もしくは4手指の用を全く永久に失ったものまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含み3手指もしくは4手指を失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指を末節の2分の1以上で失ったものまたは中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に

指) を含み3手指の用を全く永久に失ったもの	制限されたものをいいます。
49 1 下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの	「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節が強直し、または拘縮して、関節の自動運動の範囲が正常の場合の4分の1以下に制限されたものをいいます。
50 10 足指を失ったものまたは10足指の用を全く永久に失ったもの ^[2]	(1) 「足指を失ったもの」とは、足指を基節の2分の1以上で失ったものをいいます。 (2) 「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1足指にあっては、末節の2分の1以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは指節間関節の自動運動の範囲が正常の場合の2分の1以下に制限されたものをい、その他の足指にあっては、遠位指節間関節以上を失ったものまたは足指の中足指節関節もしくは近位指節間関節に完全強直もしくは完全拘縮を残すものをいいます。
51 10 足指のうちその一部を失い、かつ、他の足指の用を全く永久に失ったもの ^[2]	

備考（別表2）

- [1] これらの身体障害以外の本別表2の身体障害に該当するものを含まないものとします。
- [2] 1の不慮の事故によるもので、その傷害が生じた身体の同一部位にすでに存在する本別表2の身体障害に加重して生じたものでないものに限ります。

別表3 特定要介護状態

特定要介護状態とは、常時の介護を要する次のいずれかの身体障害の状態をいいます。

- ① 日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のア. に該当し、かつ、イ. カラオ. までのうちいずれか3つ以上に該当する状態

日常生活の動作	備考
ア. 歩行できない	「歩行できない」とは、杖、装具等の使用および他人の介助によっても歩行できず、常時ベッド周辺の生活であることをいいます。
イ. 排尿便の後始末が自分でできない	「排尿便の後始末が自分でできない」とは、自分で大小便の排せつ後のふきとり始末ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
ウ. 食事が自分でできない	「食事が自分でできない」とは、食器類または食物を選定、工夫しても、自分で食事ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
エ. 衣服の着脱が自分でできない	「衣服の着脱が自分でできない」とは、衣服等を工夫しても、自分で衣服の着脱ができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。
オ. 入浴が自分でできない	「入浴が自分でできない」とは、浴槽等を工夫しても、自分で浴槽の出入りまたは体の洗い流しができないため、他人の介助を必要とすることをいいます。

- ② 医師により器質性認知症と診断確定^[1]され、意識障害^[2]のない状態で、次の見当識障害のいずれかに該当する状態

見当識障害	備考
時間の見当識障害が常時あること	「時間の見当識障害」とは、季節または朝、昼および夜が分からることをいいます。
場所の見当識障害があること	「場所の見当識障害」とは、現在自分が住んでいる場所または現在自分がいる場所が分からることをいいます。
人の見当識障害があること	「人の見当識障害」とは、日頃接している家族または日頃接している周囲の人間が分からることをいいます。

備考（別表3）

- [1] 「医師により器質性認知症と診断確定されている」については以下のとおりです。
- (1) 「医師により器質性認知症と診断確定されている」とは、次の①②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格を持つ者により診断確定された場合をいいます。
- ① 脳内に後天的に起こった器質的な病変あるいは損傷を有すること
② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に

低下したものであること

- (2) (1)の「器質性認知症」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」(昭和54年版)に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類番号
老年痴呆、単純型	290.0
初老期痴呆	290.1
老年痴呆、抑うつ型および妄想型	290.2
急性錯乱状態を伴う老年痴呆	290.3
動脈硬化性痴呆	290.4
他に分類された状態における痴呆	294.1

昭和54年版以後の厚生省(平成13年1月6日以降は厚生労働省)大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

- (3) (1)の「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または障害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。
- [2] 「意識障害」とは、周囲に対して適切な注意を払い、外部からの刺激を的確に受け取り、対象を認知する能力に障害が生じていることをいいます。

別表4 手術保険金の支払対象となる手術および支払倍率

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除等の操作を加えることをいい、下表の手術の種類の欄に掲げる1から96までの手術を指します。吸引、穿刺、抜釘または抜糸等の操作または処置および神経ブロックは除きます。

体の部位等	支払対象となる手術の種類	支払倍率
皮膚	1 植皮術(植皮の面積が25cm ² 未満の手術を除く。受容者に限る。)	10倍
乳房	2 乳房切断術	20倍
	3 乳腺全摘出術	20倍
筋骨	4 頭蓋骨観血手術(5または6に該当する手術を除く。)	20倍
	5 鼻骨観血手術	10倍
	6 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術(歯・歯肉の処置に伴う手術を除く。)	20倍
	7 脊椎観血手術	20倍
	8 骨盤・股関節観血手術	20倍
	9 鎮骨・肩甲骨・肋骨・胸骨観血手術	10倍
	10 四肢切断術(手指・足指の手術を除く。)	20倍
	11 切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴う手術に限る。)	20倍
	12 四肢骨・四肢関節観血手術(手指・足指の手術を除く。)	10倍
	13 骨移植術(受容者に限る。)	10倍
	14 骨髓炎・骨結核・骨腫瘍手術(膿瘍の単なる切開を除く。)	10倍
	15 筋・腱・靭帯観血手術(手指・足指の手術および筋炎・結節腫・粘液腫手術を除く。)	10倍
	16 慢性副鼻腔炎根本手術	10倍
	17 喉頭全摘除術	40倍
呼吸器・胸部	18 喉頭部分切除術、喉頭形成術	10倍
	19 気管・気管支の手術(開胸を伴う手術に限る。)	20倍
	20 肺・胸膜の手術(開胸を伴う手術に限る。)	20倍
	21 胸郭形成術	20倍
	22 縦隔腫瘍摘出術(開胸を伴う手術に限る。)	40倍
循環器	23 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の手術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	40倍

	24 静脈瘤根本手術	10倍
	25 その他の観血的血管形成術(手指・足指の手術および血液透析外シャント形成術を除く。)	20倍
	26 心膜切開・縫合術(開胸を伴う手術に限る。)	20倍
	27 直視下心臓内手術	40倍
	28 体内用ペースメーカー埋込術(開胸を伴う手術に限る。)	20倍
消化器・腹部	29 舌全摘除術	40倍
	30 耳下腺・顎下腺腫瘍摘出術	10倍
	31 食道離断術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	40倍
	32 その他の食道の手術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	33 胃切除術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	40倍
	34 その他の胃の手術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	35 肝切除術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	40倍
	36 その他の肝臓観血手術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	37 胆囊・胆道観血手術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	38 脾臓観血手術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	39 脾臓観血手術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	40 腹膜炎観血手術(開胸または開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	41 ヘルニア根本手術	10倍
	42 虫垂切除術	10倍
	43 直腸脱根本手術	20倍
	44 その他の腸・腸間膜の手術(開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	45 痔瘻・脱肛・痔核根本手術	10倍
泌尿器	46 腎移植術(受容者に限る。)	40倍
	47 その他の腎臓・腎孟観血手術(経尿道的操作を除く。)	20倍
	48 尿管・膀胱観血手術(経尿道的操作を除く。)	20倍
	49 尿道形成術(経尿道的操作を除く。)	10倍
	50 尿瘻閉鎖観血手術(経尿道的操作を除く。)	20倍
性器	51 陰茎切斷術	40倍
	52 睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊観血手術	20倍
	53 前立腺観血手術(経尿道的操作を除く。)	20倍
	54 帝王切開娩出術	10倍
	55 子宮外妊娠手術	20倍
	56 子宮全摘除術	40倍
	57 子宮の手術(開腹を伴う手術に限る。54、55または56に該当する手術を除く。)	20倍
	58 その他の子宮観血手術(人工妊娠中絶術を除く。)	10倍
	59 卵巣・卵管の手術(開腹を伴う手術に限る。)	20倍
	60 その他の卵巣・卵管観血手術	10倍
	61 膀胱脱観血手術	10倍
内分泌器	62 下垂体腫瘻摘除術	40倍
	63 甲状腺観血手術	10倍
	64 副腎摘除術(開腹を伴う手術に限る。)	20倍
神経	65 頭蓋内観血手術(開頭を伴う手術に限る。)	40倍

	66 神経観血手術（手指・足指の手術および神経ブロックを除く。）	20倍
	67 観血的脊髄腫瘍・脊髄血管腫摘出術	40倍
	68 脊髄硬膜内外観血手術	20倍
視器	69 涙小管形成術	10倍
	70 涙囊鼻腔吻合術	10倍
	71 結膜囊形成術	10倍
	72 角膜移植術	10倍
	73 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10倍
	74 虹彩観血手術	10倍
	75 緑内障観血手術	20倍
	76 白内障・水晶体観血手術	20倍
	77 硝子体観血手術	20倍
	78 網膜剥離症観血手術	20倍
	79 眼球摘除術・組織充填術	20倍
	80 眼窩腫瘍摘出術	20倍
	81 眼筋移植術	10倍
	82 レーザー・冷凍凝固による眼球の手術	10倍
聴器	83 鼓膜・鼓室形成術	20倍
	84 乳様洞削開術	10倍
	85 中耳根本手術	20倍
	86 内耳観血手術	20倍
	87 聴神経腫瘍摘出術	40倍
新生物	88 悪性新生物根治手術	40倍
	89 悪性新生物温熱療法	10倍
	90 その他の悪性新生物手術	20倍
	91 新生物根治放射線照射 (一連の照射をもって50グレイ以上の照射を受けた場合に限る。)	10倍
その他	92 その他の開頭を伴う手術（穿頭を伴う手術を含む。）	20倍
	93 その他の開胸または開腹を伴う手術	10倍
	94 内視鏡、血管カテーテルまたはバスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器・四肢の手術（検査・処置を除く。）	10倍
	95 衝撃波による体内結石破碎術	10倍
	96 1から95までの手術の種類のいずれにも該当しない手術で、公的医療保険制度（別表6）によって保険給付の対象となる診療報酬点数表（別表7）により手術料の算定されるもの	5倍

備考

- 1 開頭を伴う手術とは、頭蓋腔を開き、露出した状態で、頭蓋腔内に操作を加える手術をいいます。
なお、頭蓋腔とは、頭蓋骨によって、形成される脳頭蓋の腔（眼窩、前頭洞、乳様洞、鼓室および蝶形骨洞を除きます。）をいいます。
- 2 開胸を伴う手術とは、胸腔を開き、露出した状態で、胸腔内に操作を加える手術をいいます。
- 3 開腹を伴う手術とは、腹腔を開き、露出した状態で、腹腔内に操作を加える手術をいいます。
なお、腹腔とは、腹膜腔、腹膜後腔（隙）および骨盤腔をいいます。
- 4 観血手術とは、皮膚等に切開を加えて、病変部等を露出し、直達的に操作を加える手術をいいます。
- 5 移植については、被保険者が受容者となる手術に限ります。

- 6 悪性新生物根治手術とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除または摘出（剥出）し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。転移・再発病巣のみを切除、摘除もしくは摘出（剥出）し、または、転移・再発病巣とその周辺部分のみを合わせて切除、摘除もしくは摘出（剥出）する手術は悪性新生物根治手術には該当しません。
- 7 輸血、移植骨髄穿刺、骨髄移植、臍帯血移植、術中術後自己血回収術は手術には含まれません。
- 8 1の手術を受けた場合で、その手術が複数の手術の種類に該当するときは、これらの手術の種類のうち支払倍率が最も高いいすれか1の手術の種類に応じた支払倍率を適用します。ただし、脳、喉頭、胸部臓器、腹部臓器または四肢の手術（悪性新生物根治手術を除きます。）のうち内視鏡、血管カテーテルまたはバスケットカテーテルによる手術は、94の手術の種類に応じた支払倍率（10倍）を適用します。
- 9 82、89、91、94および95の手術の種類に該当する手術において、1の疾病または1の不慮の事故による入院にかかるものについては、1回の支払を限度とします。この場合、1回の支払を限度とするために手術保険金が支払われない手術は、96の手術の種類に該当しません。

別表5 基本契約の変更に伴う特約の変更

- (1) 第30条（基本契約の変更に伴う特約の変更）によるこの特約の変更をすることとなる事由は、次のとおりとします。
- ① 年齢に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険期間または保険料払込期間の終期が変更されたとき
 - ② 年齢または性別に誤りがあった場合の取扱いにより基本契約の保険金額^[1]が減額更正されたとき
 - ③ 保険料払済契約への変更があったとき
 - ④ 基本契約の保険期間または保険料払込期間が短縮されたとき
 - ⑤ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り上げる契約変更があったとき
 - ⑥ 基本契約において、年金支払事由発生日を繰り下げる契約変更があったとき
 - ⑦ 据置定期年金保険の基本契約において、年金支払期間を延長する契約変更があったとき
 - ⑧ 即時型の年金保険への変更があったとき
 - ⑨ ①から⑧までのほか、基本契約の保険金額または年金額^[2]が減額されたとき
- (2) 基本契約について、(1)③の事由が生じたときは、この特約についても保険料払済契約に変更します。この場合においては、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。
- (3) 基本契約について、(1)④から⑧までのいすれかの事由が生じたときは、この特約の保険期間または保険料払込期間の終期もその基本契約の保険期間^[3]または保険料払込期間の終期と同一の時期に変更されたものとします。この場合において、(1)⑧の事由が生じたときは、その基本契約に付加されたこの特約についてまだ払い込んでいない特約保険料は払い込む必要がありません。
- (4) 基本契約について、(1)の事由が生じたときは、会社の定める計算方法により、特約保険料額または特約保険金額を変更または減額します。

備考（別表5）

- [1] 年金保険の基本契約の場合は、年金額（介護割増年金額を除きます。）とします。
- [2] 介護割増年金額および育英年金額を除きます。
- [3] 年金保険の基本契約の場合は、年金支払期間とします。

別表6 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

- ① 健康保険法
- ② 国民健康保険法
- ③ 国家公務員共済組合法
- ④ 地方公務員等共済組合法
- ⑤ 私立学校教職員共済法
- ⑥ 船員保険法
- ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律

別表7 診療報酬点数表

「診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生省告示および厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。

別表8 必要書類

(1) 特約保険金等の支払の請求その他この特約に基づく請求等に必要な書類は、次のとおりとします。

① 保険金の支払

項目	提出する者	必要書類
入院保険金の支払（第2条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類（傷害による入院保険金の支払請求をする場合に限ります。） 5 特約保険金受取人の戸籍抄本 6 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 7 保険証券
手術保険金の支払（第2条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 特約保険金受取人の戸籍抄本 5 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
長期入院一時保険金の支払（第2条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 特約保険金受取人の戸籍抄本 5 特約保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券

② 特約保険料の払込免除

項目	提出する者	必要書類
身体障害による特約保険料の払込免除（第12条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券
介護保険金付終身保険の基本契約に付加された特約の特約保険料の払込免除（第13条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票または健康保険証 3 会社所定の医師の診断書 4 被保険者の受けた傷害が不慮の事故によるものであることを証明できる書類 5 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 6 保険証券

③ 特約の返戻金の支払

項目	提出する者	必要書類
解除もしくは解約または失効による特約の返戻金の支払（第37条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
被保険者の死亡（第37条(1)①に該当する場合に限ります。）に	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合に

による特約の返戻金の支払（第37条関係）	は、戸籍抄本) 3 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 4 保険証券
----------------------	--

④ その他

項目	提出する者	必要書類
前納払込みの取消し（第18条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 その旨を記載した請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
未経過期間に対する特約保険料の払戻し（第19条関係）	保険契約者または基本契約の保険金受取人	1 会社所定の請求書 2 保険契約者または基本契約の保険金受取人の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金額の減額変更（第31条関係）	保険契約者	1 会社所定の請求書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
保険契約者による特約の解約（第35条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
特約保険金受取人による特約の存続（第36条関係）	特約保険金受取人	1 会社所定の通知書 2 特約保険金受取人の戸籍抄本 3 債権者等に特約返戻金相当額を支払ったことを証明できる書類 4 保険証券
特約の復活（第38条関係）	保険契約者	1 会社所定の申込書 2 保険証券

(2) 会社は、(1)の書類が基本契約の締結時にすでに提出されている場合その他会社が定める場合には、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることができます。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

口座払込みに関する特則条項

(平成 19 年 10 月 1 日制定)

(平成 22 年 4 月 1 日改正)

目次

第1条 趣旨	189
第2条 保険料率	189
第3条 保険料の払込み	189
第4条 口座振替が行われなかった場合の取扱い	189
第5条 諸変更	190
第6条 特則条項を適用しない場合	190

第1条（趣旨）

- (1) この特則条項は、保険料^[1]の口座払込みについて定めます。
- (2) この特則条項は、保険契約者から、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または特約条項に定める保険料の払込方法（経路）のうち、口座払込みを選択する旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾したときに適用します。
- (3) この特則条項を適用するには、次の条件を満たすことを必要とします。
- ① 指定口座^[2]が、提携金融機関^[3]に設置されていること
 - ② 保険契約者が提携金融機関^[3]に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

備考（第1条）

- [1] 「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。
- [2] 「指定口座」とは、保険契約者の指定する口座をいいます。
- [3] 「提携金融機関」とは、会社が指定した金融機関等をいいます。

第2条（保険料率）

この特則条項を適用する保険契約^[1]の保険料率は、月払口座振替保険料率とします。ただし、主約款または特約条項の定めるところにより、保険料^[2]の前納払込みをする場合には、主約款または特約条項の定めるところによります。

備考（第2条）

- [1] 「保険契約」とは、基本契約または特約をいいます。
- [2] 「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。

第3条（保険料の払込み）

- (1) 保険料^[1]は、主約款または特約条項の規定にかかわらず、振替日^[2]に指定口座^[3]から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。
- (2) 本条(1)の場合においては、振替日^[2]に保険料^[1]の払込みがあったものとします。
- (3) 本条(1)の場合において、保険契約者が同一の指定口座^[3]から振替日^[2]を同じくする2件以上の保険契約^[4]について保険料^[1]の払込みをしようとするときは、その2件以上の保険契約^[4]の保険料^[1]の総額に相当する金額を払い込んでください。
- (4) 保険契約者は、あらかじめ保険料相当額^[5]を指定口座^[3]に預入しておいてください。
- (5) 会社は本条(1)により払い込まれた保険料^[1]については、領収証を発行しません。

備考（第3条）

- [1] 「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。
- [2] 「振替日」とは、払込時期内において会社の取扱範囲内で保険契約者が指定した日または会社が定めた日のいずれかの日をいいます。ただし、その月に振替日がない場合にあってはその月の末日の翌日を振替日とし、振替日が提携金融機関の非営業日である場合にあっては翌営業日を振替日とします。
- [3] 「指定口座」とは、保険契約者の指定する口座をいいます。
- [4] 「保険契約」とは、基本契約または特約をいいます。
- [5] 本条(3)の場合は、その2件以上の保険契約の保険料の総額に相当する金額とします。

第4条（口座振替が行われなかった場合の取扱い）

- (1) 振替日^[1]に保険料の口座振替が行われなかった場合は、翌月分の振替日^[1]に翌月分の保険料^[2]と合わせてその合計額について再度口座振替を行います。ただし、指定口座^[3]の預入額がその合計額に満たないときは、指定口座^[3]

備考（第4条）

- [1] 「振替日」とは、払込時期内において会社の取扱範囲内で保険契約者が指定した日または会社が定めた日のいずれかの日をいいます。

の預入額の範囲内で口座振替を行い、払込時期の過ぎた保険料^[2]のうちその時期の早いものにかかる保険料^[2]から払込みがあったものとします。

- (2) 主約款または特約条項の定めるところにより、保険料^[2]を前納する場合であって、振替日^[1]に保険料^[2]の口座振替が行われなかつたときは、本条(1)にかかわらず、翌月分の振替日^[1]に口座振替が行われなかつた月数分の保険料^[2]について再度口座振替を行います。
- (3) 本条(1)(2)の場合において、次の振替日^[1]までの間に主約款または特約条項の規定により保険契約の効力を失うものにあっては、保険契約者は、主約款または特約条項に定める猶予期間内に、払込時期の過ぎた保険料^[2]を会社^[4]に払い込んでください。

第5条（諸変更）

- (1) 保険契約者が指定口座^[1]を同一の提携金融機関^[2]の他の口座または他の提携金融機関^[2]の口座に変更しようとするときは、その旨を会社および提携金融機関^[2]に通知してください。
- (2) 保険契約者が保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更しようとするときは、その旨を会社および提携金融機関^[2]に通知してください。
- (3) 提携金融機関^[2]が保険料の口座振替の取扱いを停止したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座^[1]の他の提携金融機関^[2]の口座への変更または他の保険料の払込方法（経路）の選択をしてください。
- (4) 会社または提携金融機関^[2]の事情により、会社が振替日^[3]を変更したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。

第6条（特則条項を適用しない場合）

次のいずれかに該当するときは、それ以後は、この特則条項は適用しません。

- ① 保険料^[1]の払込みを必要としなくなったとき
- ② 他の保険料の払込方法（経路）に変更されたとき
- ③ 第1条（趣旨）(3)の条件を満たさなくなったとき

れかの日をいいます。ただし、その月に振替日がない場合にあってはその月の末日の翌日を振替日とし、振替日が提携金融機関の非営業日である場合にあっては翌営業日を振替日とします。

- [2] 「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。
- [3] 「指定口座」とは、保険契約者の指定する口座をいいます。
- [4] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

備考（第5条）

- [1] 「指定口座」とは、保険契約者の指定する口座をいいます。
- [2] 「提携金融機関」とは、会社が指定した金融機関等をいいます。
- [3] 「振替日」とは、払込時期内において会社の取扱範囲内で保険契約者が指定した日または会社が定めた日のいずれかの日をいいます。ただし、その月に振替日がない場合にあってはその月の末日の翌日を振替日とし、振替日が提携金融機関の非営業日である場合にあっては翌営業日を振替日とします。

備考（第6条）

- [1] 「保険料」とは、基本契約の保険料または特約の保険料をいいます。

指定代理請求特則条項

(平成 20 年 7 月 2 日制定)

(平成 22 年 4 月 1 日改正)

目次

第1条 趣旨	191
第2条 特則の付加	191
第3条 特則の対象となる保険金等の請求	191
第4条 指定代理請求人の指定またはその変更	191
第5条 指定代理請求人による保険金等の請求	192
第6条 告知義務違反等による契約の解除等	192
第7条 保険契約者による特則の解約	192
第8条 主約款等の規定の準用	192
第9条 基本契約が夫婦保険等の場合の特則	193
第10条 基本契約が財形積立貯蓄保険等の場合の特則	193
別表 必要書類	

第1条（趣旨）

この特則条項は、指定代理請求特則について定め、指定代理請求特則は、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わって、保険契約者があらかじめ指定または指定の変更をした指定代理請求人が保険金等の請求を行うことを可能とするものです。

第2条（特則の付加）

この特則は、被保険者の同意を得て、基本契約の締結の際にまたはその締結後に、基本契約に付加することができます。

第3条（特則の対象となる保険金等の請求）

この特則の対象となる保険金等は、次のものとします。

- ① 被保険者が受け取ることとなる保険金等^[1]の請求
- ② 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除の請求
- ③ 被保険者と保険契約者が同一人である場合の重度障害による保険金の支払にかかる重度障害の通知

備考（第3条）

- [1] 「被保険者が受け取ることとなる保険金等」には、被保険者と保険契約者が同一人の場合の保険契約者が受け取ることとなる保険金等を含みます。

第4条（指定代理請求人の指定またはその変更）

- (1) この特則を付加した場合、保険契約者は、被保険者の同意を得て、会社の定める書類を提出し、あらかじめ次の範囲内で1人の者を指定代理請求人として指定してください。
 - ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の兄弟姉妹
 - ④ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (2) 本条(1)にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、本条(1)の範囲内で、指定代理請求人の指定を変更することができます。
- (3) 保険契約者が本条(1)の指定を変更しようとするときは、必要書類（別表）を会社^[1]に提出してください。
- (4) 本条(1)(2)の指定または指定の変更は、保険証券に記載を受け、またはその指定もしくは指定の変更が完了した旨の通知を会社が発送してからでなければ、会社に対抗することができません。

備考（第4条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第5条（指定代理請求人による保険金等の請求）

- (1) 第3条（特則の対象となる保険金等の請求）に定める保険金等の受取人^[1]が、保険金等の請求をできない次のいずれかの事情があるときは、指定代理請求人が、必要書類（別表）およびその事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人^[1]に代わって保険金等を請求することができます。
- ① 保険金等の請求の意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - ② 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - ③ その他これに準じる状態であると会社が認めた場合
- (2) 指定代理請求人が本条(1)の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において、第4条（指定代理請求人の指定またはその変更）(1)の範囲内の者であることを必要とします。
- (3) 本条(1)により、会社が保険金等を保険金等の受取人^[1]の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (4) 本条(1)にかかわらず、故意に保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由を生じさせた者もしくは故意に被保険者を重度障害による保険金の支払いにかかる重度障害状態に該当させた者または故意に保険金等の受取人^[1]を本条(1)に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。

備考（第5条）

- [1] 重度障害による保険金の支払にかかる通知または保険料の払込免除の請求の場合は、保険契約者とします。

第6条（告知義務違反等による契約の解除等）

この特則が付加されている場合において、基本契約^[1]もしくは基本契約に付加されている特約^[2]の告知義務違反による解除、重大事由による解除または加入限度額超過による解除について、保険契約者もしくはその法定代理人を知ることができないとき、またはこれらの者の所在を知ることができないときその他正当な理由により保険契約者もしくはその法定代理人に通知できないときは、主約款等^[3]に定める通知の相手方のほか、指定代理請求人にも通知することがあります。

備考（第6条）

- [1] 「基本契約」には、契約変更に関する特則条項に定める基本契約の保険金額の増額等変更契約を含みます。
- [2] 「特約」には、契約変更に関する特則条項に定める特約の特約保険金額の増額等変更契約を含みます。
- [3] 「主約款等」とは、この特則を付加した基本契約の普通保険約款、その基本契約に付加されている特約の特約条項および契約変更に関する特則条項をいいます。

第7条（保険契約者による特則の解約）

- (1) 保険契約者は、いつでも将来に向かって、被保険者の同意を得て、この特則を解約することができます。
- (2) 本条(1)によりこの特則が解約された場合、指定代理請求人の指定の効力は消滅します。
- (3) 保険契約者が本条(1)の解約をしようとするときは、必要書類（別表）を会社^[1]に提出してください。
- (4) 本条(1)の解約は、保険証券に記載を受け、または解約が完了した旨の通知を会社が発送してからでなければ、会社に対抗することができません。

備考（第7条）

- [1] 「会社」には、会社から業務の委託を受けた者を含みます。

第8条（主約款等の規定の準用）

この特則条項に別段の定めのないときは、主約款等^[1]の規定を準用します。

備考（第8条）

- [1] 「主約款等」とは、この特則を付加した基本契約の普通保険約款、その基本契約に付加されている特約の特約条項および契約変更に関する特則条項をいいます。

第9条（基本契約が夫婦保険等の場合の特則）

この特則を夫婦保険、夫婦年金保険付夫婦保険、即時夫婦年金保険または据置夫婦年金保険の基本契約^[1]に付加した場合には、次のとおり取扱います。

- ① 第2条（特則の付加）および第7条（保険契約者による特則の解約）(1) 中「被保険者」とあるのは「配偶者である被保険者」と読み替えます。
- ② 第3条（特則の対象となる保険金等の請求）②中「被保険者」とあるのは「保険料の払込免除事由に該当した被保険者」と読み替えます。
- ③ 第3条（特則の対象となる保険金等の請求）③中「被保険者」とあるのは「重度障害の状態に該当した被保険者」と読み替えます。
- ④ 第4条（指定代理請求人の指定またはその変更）(1)(2)にかかわらず、保険契約者は、配偶者である被保険者の同意を得て、次の者の指定代理請求人として、それぞれ次の者を指定してください。
 - ア. 主たる被保険者の指定代理請求人 配偶者である被保険者
 - イ. 配偶者である被保険者の指定代理請求人 主たる被保険者

備考（第9条）

- [1] 主たる被保険者または配偶者である被保険者が死亡（主約款等の規定により死亡とみなされる場合を含みます。）している基本契約および配偶者である被保険者が被保険者の資格を失っている基本契約を除きます。

第10条（基本契約が財形積立貯蓄保険等の場合の特則）

この特則を財形積立貯蓄保険または財形住宅貯蓄保険の基本契約に付加した場合には、第3条（特則の対象となる保険金等の請求）③中「保険金」とあるのは「死亡保険金または死亡返戻金」と読み替えます。

別表 必要書類

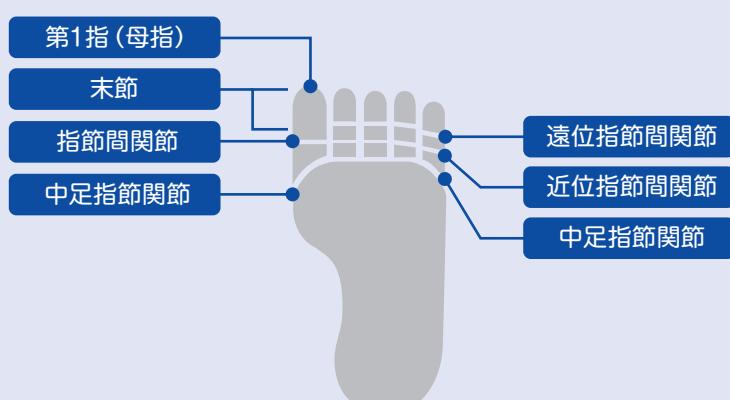
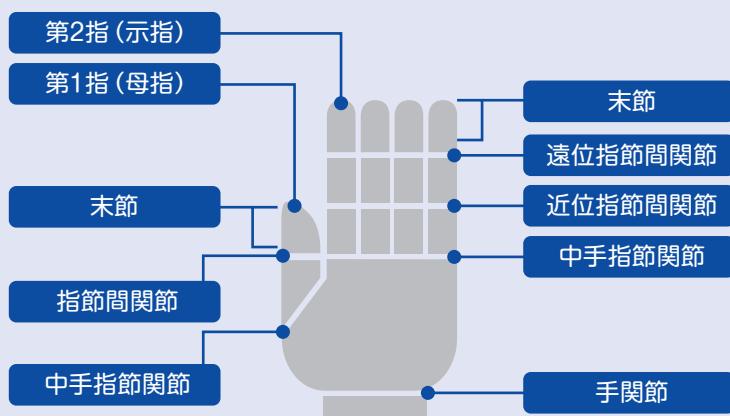
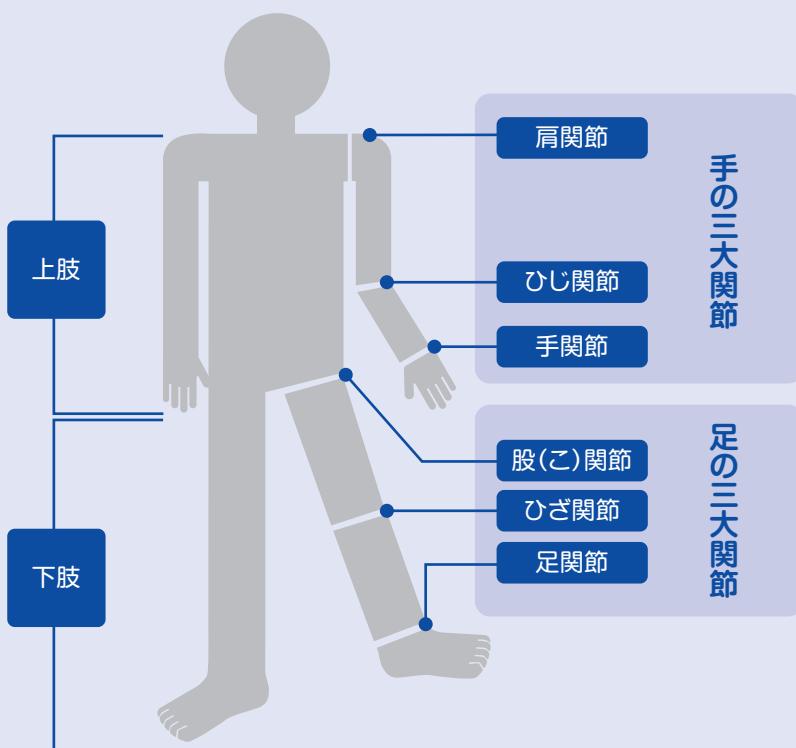
(1) この特則条項に基づく請求等に必要な書類は、次のとおりとします。

項目	提出する者	必要書類
指定代理請求人の指定の変更（第4条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券
指定代理請求人による保険金等の請求（第5条関係）	指定代理請求人	1 主約款等に定める保険金等の請求書類 2 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 3 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 4 被保険者または指定代理請求人の健康保険証
特則の解約（第7条関係）	保険契約者	1 会社所定の通知書 2 保険契約者の印鑑証明書または健康保険証 3 保険証券

(2) 会社は、(1)にかかわらず、(1)の書類の一部の提出の省略またはこれらの書類に代わるべき書類の提出を認めることができます。また、会社が必要と認めた場合には、(1)の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

身体部位の名称

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



用語解説

このしおりを読む上で参考になる「用語解説」

い

→ 遺族／法定相続人

【遺族】

- 当社（かんぽ生命）では、保険契約の目的は、多くの場合、被保険者またはその遺族の方の「経済生活の安定」のためという考え方に基づき、死亡保険金受取人が死亡した場合は、約款により、被保険者の遺族の方を新たな死亡保険金受取人としています。

約款参照

「遺族」の具体的な範囲は、特約（保険金受取人の死亡）条文

- なお、他社の保険契約では、一般的に、保険金受取人の法定相続人が新たな保険金受取人となっています。

参考 法定相続人

民法の規定により、相続人となる権利のある人をいいます。

→ 一時払保険料相当額

- 即時定期年金保険、据置定期年金保険（一時払）の申込み時に、ご契約者に払込みいただくお金をいい、契約が成立したときには、一時払保険料となります。

か

→ 加入限度額

- 法令で定められた被保険者1人について加入できる年金の年額や特約保険金額をいいます。

しおり参照

「年金・特約保険金の加入限度額」のページ

→ 加入年齢

- 被保険者の加入時の年齢です。
- 出生した月から契約日を含む月まで月をもって計算し、1年未満の端数については、6か月以下は切り捨て、6か月を超えるものは切り上げます。

（例）36歳7か月の加入年齢は、37歳となります。

保険証券に表示があります。

き

→ 基本年金額

- 当社（かんぽ生命）と契約を締結するときに基準として定めた年金の額（その額が変更されている場合は変更後の額）をいいます。

→ 基本契約／特約

【基本契約】

- 「普通保険約款」に記載されている契約内容をいいます。

【特約】

- 基本契約の保障内容をさらに充実させるために、基本契約に付け加える契約内容をいいます。
- なお、特約のみの申込みはできません。

く

→ クーリング・オフ

- 契約の申込み後であっても、一定の期間内であれば、その撤回または解除ができる制度をいいます。

しおり参照

「クーリング・オフ制度」のページ

け

→ 契約応当日

- 契約後の保険期間中に迎える、毎月または毎年の契約日に対応する日をいいます。
- 契約日に対応する日がない月の場合は、その月の翌月の1日をいいます。

→ 契約関係者

（保険契約者／被保険者／年金受取人／保険金受取人）

【保険契約者】

- 当社（かんぽ生命）と契約を結び、契約上の権利（例えば、契約内容の変更権）と、義務（例えば、保険料の払込み）がある方をいいます。

【被保険者】

- その人の生死などが保険の対象とされる方をいいます。その方の生死、病気やケガによる入院などに関して年金や保険金が支払われます。

【年金受取人】

- 年金を受け取る方をいいます。

【保険金受取人】

- 保険金を受け取る方をいいます。

保険証券に表示があります。

→契約者配当金

- 毎年の決算に基づき、契約ごとに割り当てられる、または割り当てられたお金をいいます。

しおり参照

「契約者配当金」のページ

→契約日

- 契約の保障（責任）が始まる日をいい、加入年齢や保険期間などの計算の基準日となります。

保険証券に表示があります。

こ**→告知義務**

しおり参照

「健康状態などの告知」のページ

し**→失効**

- 保険料の払込猶予期間内に保険料の払込みがないため、契約が効力を失うことをいいます。

しおり参照

「保険料の払込猶予期間と契約の失効」のページ

→譲渡禁止

しおり参照

「ご契約者をはじめとした関係者の保護」のページ

た**→第1回保険料相当額**

- 据置定期年金保険（分割払）の申込み時に、ご契約者に払込みいただくお金をいい、契約が成立したときには、第1回保険料となります。

ち**→直系血族**

- 祖父母、父母、子、孫というように、世代が上下に直線的に連なる血縁者をいいます。

つ**→積立金（責任準備金）**

- 将来の年金などの支払いに備えて、保険料の中から積み立てているお金をいいます。

ね**→年金支払事由発生日**

- 即時定期年金保険は、基本契約の契約日が年金支払事由発生日となります。
- 据置定期年金保険は、被保険者が年金支払開始年齢に達した日が年金支払事由発生日となります。

は**→払込時期**

- 毎回の保険料を払込みいただく期間をいい、月ごとの契約応当日を含む月の1日から末日までをいいます。
- 月ごとの契約応当日がその月の翌月1日となる場合の払込時期は、その前月の1日から末日までとします。

(例) 契約日が1月31日の場合、2月については、31日がありませんので、3月1日が月ごとの契約応当日となり、払込時期は、2月1日から同月末日までとなります。

保険証券に表示があります。

ふ**→復活**

しおり参照

「契約の復活」のページ

へ

→返戻金

- 契約を解約したときなどに、当社（かんぽ生命）からご契約者に支払うお金をいいます。
- 保険種類や解約の時期によって、返戻金の有無や金額は異なります。

ほ

→保険期間

- 契約上の保障（責任）が開始する日（契約日）から終了するまでの期間をいいます。

保険証券に表示があります。

→保険金（額）

- 被保険者が死亡や入院などの支払事由に該当したとき、または所定の身体障がいの状態になったときに、当社（かんぽ生命）から支払うお金（金額）をいいます。

保険証券に表示があります。

→保険金の支払事由

- 被保険者の死亡、入院などの保険金を支払う事由をいいます。

→保険証券

- 契約した保険の内容（年金額や年金支払期間など）を具体的に記載した書面で、当社（かんぽ生命）からご契約者にお渡しします。
- 大切に保管してください。

→保険料

- ご契約者から、契約に基づき、年金や保険金などの支払いの対価として、当社（かんぽ生命）に払込みいただくお金をいいます。

保険証券に表示があります。

→保険料の払込免除

- 被保険者が所定の身体障がいの状態になったときなどに、以後の保険料の払込みを免除することをいいます。

→保険料払込期間

- 保険料を払込みいただく期間をいいます。

保険証券に表示があります。

→保障（責任）開始時期／
保障（責任）開始の日

【保障（責任）開始時期】

- 当社（かんぽ生命）が契約上の保障（責任）を開始する時期をいいます。
- 約款では「責任開始の時」と記載しています。

【保障（責任）開始の日】

- 保障（責任）開始時期を含む日をいいます。約款では「責任開始の日」と記載しています。

め

→免責事由

- 保険金などの支払事由に該当している場合でも、保険金などが支払われない事由をいいます。

や

→約款

- ご契約者と当社（かんぽ生命）との「契約の加入から消滅までのとりきめ（契約内容）」をあらかじめ定めたものをいい、保険金を支払う条件などについて記載されています。
- 約款には、「普通保険約款」（この冊子では「主約款」ともいいます。）、「特約条項」、「特別条項」があります。
- 特別条項は、「普通保険約款」や「特約条項」に記載されている契約内容と異なる特別な約束をするための契約内容をいいます。

ゆ

→郵便局

- 「郵便局」は、日本郵政グループ会社の1つであり、当社（かんぽ生命）は業務の一部を委託しています。

MEMO

問い合わせ窓口



電話での問い合わせ・相談・苦情

かんぽコールセンター
(通話料無料)

0120-552950

受付時間：9:00～21:00（平日） 9:00～17:00（土・日・休日（1月1日～3日は除きます。））

- ご相談内容により、下記のもよりのサービスセンターに転送することがあります。
- 土・日・休日の個別の契約に関する回答は、翌営業日になります。

サービスセンターお客さま相談窓口（平成22年12月現在）

センター名・所在地	受持区域
仙台サービスセンター 〒980-8792 仙台市青葉区上杉3-2-7	北海道・青森・岩手・宮城 秋田・山形・福島
東京サービスセンター 〒109-8792 東京都港区三田1-4-60	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉 東京・神奈川・新潟・山梨・長野
岐阜サービスセンター 〒502-8792 岐阜市鷺山1769-3	富山・石川・福井・岐阜 静岡・愛知・三重
京都サービスセンター 〒606-8792 京都市左京区松ヶ崎横縄手町8	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山・鳥取 島根・岡山・広島・山口・愛媛・高知・徳島・香川
福岡サービスセンター 〒812-8792 福岡市中央区大濠公園1-1	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分 宮崎・鹿児島・沖縄

当社のサービスセンターの説明では、ご納得いただけない場合

- 当社では、保険金の支払いなどに関する苦情について、各サービスセンターお客さま相談窓口等において、その解決に向けて対応させていただいております。
- これらの相談窓口の説明ではどうしてもご納得いただけず、第三者的な立場での審査をご要望されるなど、お客さま相談対応の中でその解決を図ることが困難となった場合は、ご契約者などからの請求により、社外の弁護士等により構成される「査定審査会」（当社組織）において「中立かつ公平な審査」を行う取組を行っています（平成23年1月現在）。
- 当社では、このような取組を通じて、ご契約者などの正当な利益の保護に資するとともに、会社の査定等業務の適正な執行の維持を図っています。なお、査定審査会は、今後変更することがあります。最新の情報は、当社ホームページ（<http://www.jp-life.japanpost.jp/>）をご確認ください。

窓口などの手続きや相談

1. もよりの郵便局

●郵便局株式会社のホームページ (<http://www.jp-network.japanpost.jp/>) でご確認ください。

2. かんぽ生命保険(当社)の支店(平成22年12月現在)

●月～金曜日(土・日・休日(1月2日・3日および12月31日を含む。)を除きます。)

●9:00～16:00

名称(注:★は統括支店)	所 在 地		
	郵便番号	住 所	代表番号
北海道	札幌支店★	〒060-0041 北海道札幌市中央区大通東2-1	011-221-6375
	函館支店	〒040-8799 北海道函館市新川町1-6	0138-22-9156
	旭川支店	〒070-8799 北海道旭川市六条通6-28-1	0166-26-1141
	帯広支店	〒080-8799 北海道帯広市西三条南8-10	0155-23-5418
東 北	青森支店	〒030-8799 青森県青森市堤町1-7-24	017-775-5223
	盛岡支店	〒020-8799 岩手県盛岡市中央通1-13-45	019-622-7503
	仙台支店★	〒980-8797 宮城県仙台市青葉区一番町1-1-34	022-267-7849
	秋田支店	〒010-8799 秋田県秋田市保戸野鉄砲町5-1	018-823-1271
	山形支店	〒990-8799 山形県山形市十日町1-7-24	023-623-5973
	福島支店	〒960-0199 福島県福島市鎌田字下田4-2	024-553-8615
関 東	土浦支店	〒300-8799 茨城県土浦市城北町2-21	029-824-6010
	茨城支店	〒312-0052 茨城県ひたちなか市東石川11-10-20	029-275-3928
	宇都宮支店	〒320-8799 栃木県宇都宮市中央本町4-17	028-346-3302
	群馬支店	〒370-1201 群馬県高崎市倉賀野町1067-9	027-346-2597
	さいたま支店★	〒330-9797 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1	048-600-2066
	熊谷支店	〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波3-195	048-527-0451
	川越支店	〒350-1199 埼玉県川越市小室22-1	049-247-8914
	千葉支店	〒260-8799 千葉県千葉市中央区中央港1-14-1	043-246-9480
	柏支店	〒277-0021 千葉県柏市中央町6-19	04-7168-3801
	船橋支店	〒273-0012 千葉県船橋市浜町2-1-1	047-437-2731
東 京	日本橋支店	〒103-8799 東京都中央区日本橋1-18-1	03-3277-6874
	麻布支店★	〒106-8799 東京都港区麻布台1-6-19	03-3583-9928
	新宿支店	〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-23-7	03-3340-9848
	上野支店	〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14	03-3842-3083
	深川支店	〒135-8799 東京都江東区東陽4-4-2	03-3649-2185
	大森支店	〒143-8799 東京都大田区山王3-9-13	03-5742-5755
	巣鴨支店	〒170-0002 東京都豊島区巣鴨4-26-1	03-3910-0493
	八王子支店	〒192-0083 東京都八王子市旭町9-1	042-646-3747
	小金井支店	〒184-8799 東京都小金井市本町5-38-20	042-383-2465
	横浜支店★	〒231-8799 神奈川県横浜市中区日本大通5-3	045-212-3928
南関東	川崎支店	〒210-8799 神奈川県川崎市川崎区榎町1-2	044-222-5192
	藤沢支店	〒251-8799 神奈川県藤沢市藤沢115-2	0466-50-9075
	橋本支店	〒252-0199 神奈川県相模原市緑区西橋本5-2-1	042-774-6046
	山梨支店	〒400-0199 山梨県甲斐市名取12-1	055-276-7594

名称(注:★は統括支店)	郵便番号	所在地	代表番号
信 越	新潟支店	〒951-8799 新潟県新潟市中央区東堀通7番町1018	025-222-2364
	長岡支店	〒940-1106 新潟県長岡市宮内3-10-9	0258-36-6194
	長野支店★	〒380-8797 長野県長野市栗田801	026-231-2342
	松本支店	〒390-0815 長野県松本市深志2-1-9	0263-33-4264
北 陸	富山支店	〒930-8799 富山県富山市桜橋通り6-6	076-433-6795
	高岡支店	〒933-8799 富山県高岡市御馬出町34	0766-28-7817
	金沢支店★	〒920-8797 石川県金沢市尾張町1-1-1	076-220-3171
	福井支店	〒910-8799 福井県福井市大手3-1-28	0776-30-1261
東 海	岐阜支店	〒500-8799 岐阜県岐阜市清住町1-3-2	058-262-2257
	静岡支店	〒420-8799 静岡県静岡市葵区黒金町1-9	054-253-2089
	浜松支店	〒430-8799 静岡県浜松市中区旭町8-1	053-453-2401
	名古屋支店★	〒469-8797 愛知県名古屋市中区丸の内3-2-5	052-963-6351
	岡崎支店	〒444-8799 愛知県岡崎市戸崎町字原山4-5	0564-71-0815
	春日井支店	〒486-8799 愛知県春日井市柏井町3-102-1	0568-81-4337
	北名古屋支店	〒481-8799 愛知県北名古屋市弥勒寺西2-33	0568-22-3114
	四日市支店	〒510-8015 三重県四日市市松原町5-42	059-365-9813
	大津支店	〒520-0056 滋賀県大津市末広町7-1	077-510-0839
	京都支店	〒600-8799 京都府京都市下京区東塩小路町843-12	075-365-2039
近 畿	大阪支店★	〒530-8797 大阪府大阪市中央区北浜東3-9	06-6944-5765
	大阪南支店	〒542-8799 大阪府大阪市中央区東心斎橋1-4-2	06-6252-8968
	堺支店	〒590-8799 大阪府堺市堺区南瓦町2-16	072-222-7445
	布施支店	〒577-8799 大阪府東大阪市永和2-3-5	06-6729-5138
	神戸支店	〒650-8799 兵庫県神戸市中央区栄町通6-2-1	078-360-9125
	姫路支店	〒672-8799 兵庫県姫路市飾磨区中島1139-29	079-233-8292
	奈良支店	〒630-8115 奈良県奈良市大宮町7-1-33	0742-32-1826
	和歌山支店	〒640-8152 和歌山県和歌山市十番丁19番地	073-421-8641
	鳥取支店	〒680-8799 鳥取県鳥取市東品治町101	0857-22-1527
	松江支店	〒690-8799 島根県松江市東朝日町138	0852-28-9745
中 国	岡山支店	〒700-8799 岡山県岡山市北区中山下2-1-1	086-233-2864
	広島支店★	〒730-8797 広島県広島市中区東白島町19-8	082-224-5165
	福山支店	〒720-8799 広島県福山市東桜町3-4	084-924-1570
	防府支店	〒747-8799 山口県防府市佐波2-11-1	0835-38-8719
	徳島支店	〒770-0856 徳島県徳島市中洲町1-42-1	088-625-3387
	高松支店	〒760-0025 香川県高松市古新町8-1	087-821-3352
四 国	松山支店★	〒790-8797 愛媛県松山市宮田町8-5	089-936-5612
	高知支店	〒780-8799 高知県高知市北本町1-10-18	088-822-7906
	北九州支店	〒802-8799 福岡県北九州市小倉北区萩崎町2-1	093-951-3162
	福岡支店	〒810-8799 福岡県福岡市中央区天神4-3-1	092-713-2419
九 州	佐賀支店	〒849-8799 佐賀県佐賀市高木瀬西3-2-5	0952-30-5097
	長崎支店	〒852-8794 長崎県長崎市岩川町9-17	095-842-4469
	佐世保支店	〒857-0863 長崎県佐世保市三浦町3-3	0956-22-0448
	熊本支店★	〒860-8797 熊本県熊本市城東町1-1	096-328-5343
	大分支店	〒870-8799 大分県大分市府内町3-4-18	097-532-2417
	宮崎支店	〒880-0002 宮崎県宮崎市中央通3-30	0985-31-3615
	鹿児島支店	〒890-8794 鹿児島県鹿児島市武1-8-8	099-250-7861
沖 縄	那覇支店★	〒900-8799 沖縄県那覇市壺川3-3-8	098-833-5516

この商品にかかる指定紛争解決機関は(社)生命保険協会です。

(社)生命保険協会の**「生命保険相談所」**では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

[生命保険相談所]

〒100-0005 千代田区丸の内 3-4-1 新国際ビル3階(生命保険協会内)

TEL.03-3286-2648 ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に**「裁定審査会」**を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

[お願い]

- 契約に関する照会、問い合わせなどの際には**「保険証券」**をご用意ください。
- プライバシーの保護のため、問い合わせなどはご契約者ご本人や保険金受取人ご本人からお願いします。
- 当社のセンターおよび支店は、今後、変更することもありますので、最新の情報は、当社ホームページ(<http://www.jp-life.japanpost.jp/>)をご確認ください。



MEMO

MEMO

説明事項の確認のお願い

この冊子は、契約にともなう大切な事項を記載したものです。
必ずご一読いただき、内容を十分にご確認の上、
契約を申込みいただくようお願いします。

特に

	しおりのページ
●健康状態などの告知	14
●クーリング・オフ制度	18
●契約の保障（責任）の開始時期	17
●保険料の払込方法	44
●保険料の払込猶予期間と契約の失効	45
●契約の復活	46
●契約の解約と返戻金	51
●年金や入院保険金などを支払いできない場合	36

などは、契約に際して、ぜひ理解していただきたい事項です。告知および保険料の受領など社員の役割も含めて、説明の中でわかりにくい点がございましたら、下記に問い合わせください。
なお、「この冊子」は、「保険証券」とともに大切に保管ご活用ください。

手続きや契約に関する問い合わせにつきましては、担当の社員か、
もよりの「郵便局」、「支店」または下記の「かんぽコールセンター」に問い合わせください。

かんぽコールセンター
(通話料無料)



こ こ に き こ う
0120-552950

受付時間：9:00～21:00(平日) 9:00～17:00(土・日・休日(1月1日～3日は除きます。))

取扱店名・電話番号等

株式会社 かんぽ生命保険

本社 〒100-8798 東京都千代田区霞が関1-3-2
ホームページ <http://www.jp-life.japanpost.jp/>

ホ05060(23.2·TPN)



平成23年4月作成

18050600003009